

第3節 放射線影響対策

I 原発事故に対応する体制整備

取組事例

◆ 発災直後の状況（原発放射線影響対応本部の設置）

東日本大震災津波による東京電力原子力発電所事故の発生後、本県への影響が懸念される中、県は、平成23（2011）年5月11日に、県内3地域（県北東部、県北西部、県南部）で牧草を採取し、放射性物質の影響について調査を実施した結果、滝沢村（当時）で採取した牧草から、国が定めた乳用牛及び肥育牛に給与する粗飼料の暫定許容値（以下「飼料の暫定許容値」という。）を超える放射性セシウ

ムが検出された。

さらに、牧草の安全性を再確認するため、県南部の放射性物質検査を実施した結果、一関市（藤沢町）、遠野市、陸前高田市、平泉町、大槌町で、飼料の暫定許容値を超える放射性セシウムが検出されたことから、県は、上記市町村の一部に、乳用牛及び肥育牛への牧草の利用自粛や放牧の見合せを要請するとともに、同年6月22日に、総務部長を本部長とする原発放射線影響対応本部を設置し、庁内各局が連携して放射線影響に対応する体制を整えた。

同年7月13日には、原発事故以降に水田から収集された放射性セシウムを含む稲わらの利用を差し控えるよう畜産農家に対して注意喚起し、同月16日には、放射性セシウムによ

● 市町村の対策本部等設置状況

市町村名	対策本部・専門組織	庁内連絡会議・部局横断チーム等
盛岡市	盛岡市災害対策本部放射能対策部 (H23(2011).7.4~H24(2012).3.9) 盛岡市東日本大震災復興推進・放射能対策本部(H24.3.9~)	盛岡市災害対策本部放射能対策部放射能対策幹事会・放射能対策連絡会(H23.7.5~H24.3.9)東日本大震災復興推進・放射能対策本部放射能対策部幹事会・常任幹事会(H24.3.9~)
宮古市	—	放射能対策関係課長会議(H23.7.15~)
大船渡市	—	原発事故放射線影響対策関係課会議(H23.12.2~)
花巻市	政策推進部震災対策室(H23.9~24.3) 総合政策部防災危機管理課(H24.4~)	—
久慈市	—	原発放射線影響対策連絡会議(H23.8.30~)
遠野市	遠野市原発放射線影響対策本部(H24.4.23~)	—
一関市	一関市災害対策本部放射能対策部会、放射線対策調整班 (H23.10.24~H24.3.31) 市民環境部放射線対策室(H24.4.1~)	—
釜石市	—	放射線等影響対策会議(H24.5.22~)
二戸市	—	原発放射線影響対策連絡会議(H23.8.17~)
奥州市	奥州市原発放射線影響対策本部 (H23.8.25~H31(2019).3.31) 市民環境部危機管理課原発放射線対策室 (H24.4.1~H27(2015).3.31) 市民環境部生活環境課放射線対策室(H27.4.1~H31.3.31)	除染支援チーム(H24.6.1~H26(2014).3.31) 共同仮置場設置推進チーム(H24.6.1~H26.3.31) 除染廃棄物等処理推進チーム(H26.6.2~H27.3.31)
滝沢市	滝沢市原発放射線影響対策本部(H23.9.11~)	—
雫石町	—	雫石町原発放射線影響対策連絡会議(H23.8.29~)
岩手町	—	放射性物質汚染農林業系副産物の焼却処理に係る検討チーム(H25(2013).8.29~H31.1.31)
金ケ崎町	金ケ崎町放射能対策本部(H23.6.23~)	—
平泉町	平泉町原発放射線対策本部(H23.9.20~) 平泉町放射線対策室(H24.2.1~)	—
岩泉町	岩泉町放射能影響対策本部(H23.8.1~)	—

る汚染が懸念される県外産稲わらの給与自粛や、このような稲わらを給与した肥育牛の出荷自粛を要請したが、同月20日、県内において汚染稲わらが給与された牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された。

この事態を受けて県は、同月29日、原発放射線影響対応本部を、知事を本部長とする原発放射線影響対策本部に格上げし、全庁を挙げた体制へと強化した。また、同日、原発放射線影響対策本部は「原発放射線影響対策の基本方針」を策定し、特に放射線の影響を受けやすいとされる子どもの健康と食の安全・安心の確保を重視していくこととした。

同年8月5日、県は、原発放射線影響対策本部に放射線影響対策特命チームを設置した。このチームは、総務部、環境生活部、保健福祉部、商工労働観光部、農林水産部、県土整備部、企業局、教育委員会の職員で構成され、アドバイザーとして委嘱した4人の外部有識者の助言も受けながら、様々な対策の検討、調整等を行ってきた。

対応方針の策定

原発放射線影響対策本部は、県民の健康と安全・安心の確保、風評被害の防止に向けた今後の取組の指針として、同月31日に「原子力発電所事故に伴う放射線量等測定

に係る対応方針」を、同年9月21日に「放射線量低減に向けた取組方針」を、そして同年10月4日には「県産食材の安全確保方針」をそれぞれ策定した。県では、市町村や関係機関等と連携しながら、この3つの方針に従って、県全域できめ細かな、住環境や教育施設等における放射線量の測定、県産食材等の放射性物質濃度の測定を行うとともに、測定結果に基づき、放射線量の低減に必要な措置や農林水産物等の出荷・利用等の自粛の要請等の措置を講じ、その測定結果と取組を速やかに公表することとしている。

また、原発放射線影響対策の効率的、効果的な推進に当たっては、市町村等県内関係機関・団体との連携が必要であることから、県、市町村、広域連合、一部事務組合が情報共有を進め、連携して放射線影響対策を実施していくため、平成23年度から原発放射線影響対策市町村等連絡会議を開催している。

市町村の対応

市町村においても、住民の安全を確保し、放射性物質に対する不安を解消するため、放射線影響対策に関する対策本部や専門組織を設置するとともに、庁内関係部局の連絡会議等を開催するなど、全庁的に対策を進めている。

教訓・提言

関係事業者等との連携協力体制の整備

東京電力原子力発電所事故発生前の岩手県地域防災計画は、大雨や地震・津波、火山等の自然災害を対象に作成していたが、原発事故が長期かつ広範囲にわたって県民生活に影響を及ぼしたことから、原子力災害が発生した場合の対処方法をあらかじめ定めておく必要があると判断し、平成25(2013)年3月28日に開催した岩手県防災会議において、新たに岩手県地域防災計画・原子力災害対策編を策定した。

また、原子力災害対策編に定める対策を迅速かつ確実に実施するためには、原子力災害が発生した場

合等における情報連絡体制を原子力事業者との間で構築しておくことが必要であるため、平成25年3月28日付けで東北電力株式会社との間で「原子力発電所に係る県民の安全確保のための情報連絡等に関する協定」を締結し、さらに、日本原燃株式会社に対しても、同年9月20日付けで原子力災害等が発生した場合の速やかな情報提供を文書で要請し、9月30日付けで承諾が得られた。これらの協定締結等により、原子力災害発生時には原子力事業者から県に直接情報提供が行われることとなった。

原子力災害対策の観点から、地方公共団体と国、事業者との緊密な連携協力体制の整備に向け、国が主体的かつ速やかに対応を図る必要があると考える。

2 放射線量等の測定

取組事例

放射線量測定機器の整備

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災津波に伴う原発事故による放射性物質の影響から県民の健康と安全を守るため、県と市町村では、平成25(2013)年度までに放射線量を測定するモニタリングポストや可搬型放射線量測定機(サーベイメータ)等の整備を進め、県内各地できめ細やかな測定に取り組んできた。

原発事故以前における測定機器の配備は、環境保健研究センターに設置してあるモニタリングポスト1台などわずかであったが、原発事故を契機に測定機器を順次整備し、平成26(2014)年度までにモニタリングポストは10台、サーベイメータは30台、ゲルマニウム半導体検出器は5台^{*}配備した。

^{*}農業研究センターで実施していた精密測定を外部委託に切り替えたため、現在の配備台数は4台。

放射線量等の測定

生活環境への影響を把握するため、県内10箇所のモニタリングポストで1時間ごとの放射線量(以下「空間線量率」という。)を測定している。また、サーベイメータにより県内の代

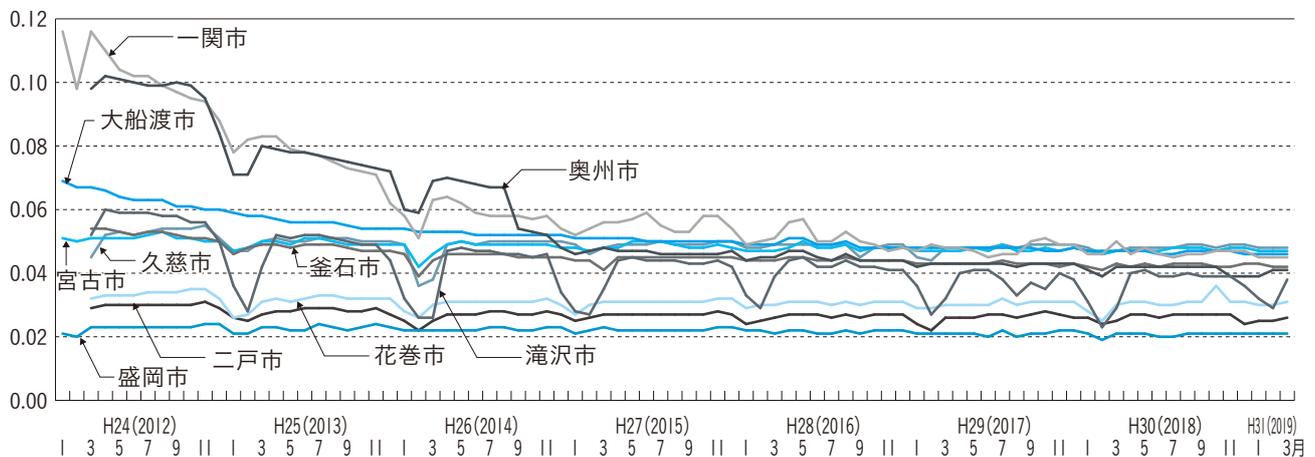
表的な55地点や県立学校など県有施設の空間線量率を定期的に測定しており、結果を県ホームページ等で公表している。

さらに、雨やちりなどの降下物、河川水、水道水などの放射性物質濃度も定期的に測定している。これら測定の結果、雨水や河川水や水道水などからの放射性物質濃度は不検出となっている。モニタリングポスト及び県内55地点における空間線量率の測定結果からは、大気中の放射線量に異常は見られず、測定開始以来、低減から横ばい傾向にあり、平成25(2013)年6月以降は、55地点全てで国の除染基準である毎時0.23マイクロシーベルト($\mu\text{Sv/h}$)を下回っている。

このように、空間線量率は低減傾向にあるとともに放射性物質濃度も不検出であるなど安定しているが、県民の不安の解消や風評被害の解消・防止などのため、測定を継続して実施する必要がある。今後も、原発事故による生活環境への影響を把握し県民の健康と安全を守るため、空間線量率を測定していく。

また、県は、市町村等に対して無償でサーベイメータを貸与し、県内各地のきめ細かな測定の実施を推進している。平成23年度から平成29(2017)年度までに1,919回、平成30(2018)年度は131回の合計2,050回の貸出回数であった。今後も、きめ細かな測定を実施し県民の不安の解消を図るため、貸出を継続していく。

●モニタリングポストの空間線量率の推移(月平均)



経験談
コラム

放射線量の測定体制を確立するまで

(当時40代、環境放射能全般を担当)

放射線量の測定体制を確立するまでは、非常に多くの苦労があった。

地表付近の放射線量を測定するモニタリングポスト(固定式)については、取組事例に記載のとおり1台のみであったが、可搬型の放射線量測定器であるサーベイメータが2台あったことから、連続測定ではないが、広い範囲で空間線量率の把握は可能であった。

食品等に含まれる放射性物質濃度については、測定器であるゲルマニウム半導体検出器が、当初、県の環境保健研究センターに1台あるのみで、食品、牛乳、水道水、牧草など多くの品目を測定しなければならず、緊急性により優先順位をつけるなどの調整に多くの労力を要した。また、県民の安全・安心の観点から特に重要であったのが飲料となる水道水であり、発災後の早い段階で、全市町村の

水道水の測定を行い安全であることを確認した。

また、より多くの品目を迅速に測定するため、ゲルマニウム半導体検出器を追加配備することとしたが、全国的に品薄状態で納入まで長期間を要したことから、配備までの間、測定の順番の調整が必要であった。測定対象の多くは県産農林水産物についての依頼であったことから、追加配備することとしていたゲルマニウム半導体検出器の1台を急遽、農業研究センターに設置することとし、県産農林水産物の測定を速やかに行う体制を整備した。

なお、原発事故後、環境放射能測定などを所管する環境保全課に放射能に関する電話やメールでの問い合わせが多く寄せられ、対応に追われた。問い合わせの中には、放射能に対する誤解や、誤解に起因する不安によるものもあり、可能な限り誤解をなくし、正しく理解していただく取組が必要であった。このため、学識経験者を講師に招いた放射能を正しく理解するためのセミナーを県内各地域で開催したほか、放射線に関する基礎的な知識や人への影響、県の取り組み状況などについて解説した啓発用パンフレットを作成し、様々な機会を捉えて放射能に関する正しい知識の普及に努めた。

●モニタリングポストでの
空間線量率



リアルタイム測定結果の公表
(県ホームページ)
この地図は、国土地理院発行の数値地図
50000(地図画像)を使用しています。

●サーベイメータによる空間線量率
測定の様子(生活空間等)



測定の様子(生活空間等)

●原発事故前・事故後の空間線量率
測定結果(測定場所:盛岡市)

・モニタリングポスト(月平均値)
単位: μSv/h

昭和63(1988)年度 ~ 平成22(2010)年度	平成23(2011)年度 ~ 平成30(2018)年度
0.017~0.029	0.020~0.022

教訓・提言

迅速・的確な状況把握と住民への情報提供

緊急時においても、住民の健康と安全・安心を最優先に、放射性物質による影響の状況の把握を迅速・的確に行い、必要な対策を講じるとともに住民に対し情報提供するため、放射線量等の測定に必要

な機器の配備や測定実施体制を速やかに構築することが重要である。機器等の整備や人員の増員等に係る必要経費については、地方公共団体の新たな負担にならないよう、地域の実情に応じて、国が責任をもって、迅速かつ柔軟な財政支援を行う必要がある。

3 放射線量等の低減

取組事例

原発事故により放出された放射性物質の影響

平成23(2011)年3月11日に発生した原発事故により放出された放射性物質の影響により、県南3市町(一関市、奥州市及び平泉町)では、平成23年9月に実施された航空機モニタリング調査などで、空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト以上の区域が確認されたため、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、平成23年12月に汚染状況重点調査地域に指定された。この指定を受け、3市町では、除染実施計画を策定し、計画的に除染等を行った。

また、除染等により生じた除去土壌等のほか、生産現場で利用できなくなった稲わら、牧草、堆肥、ほだ木といった農林

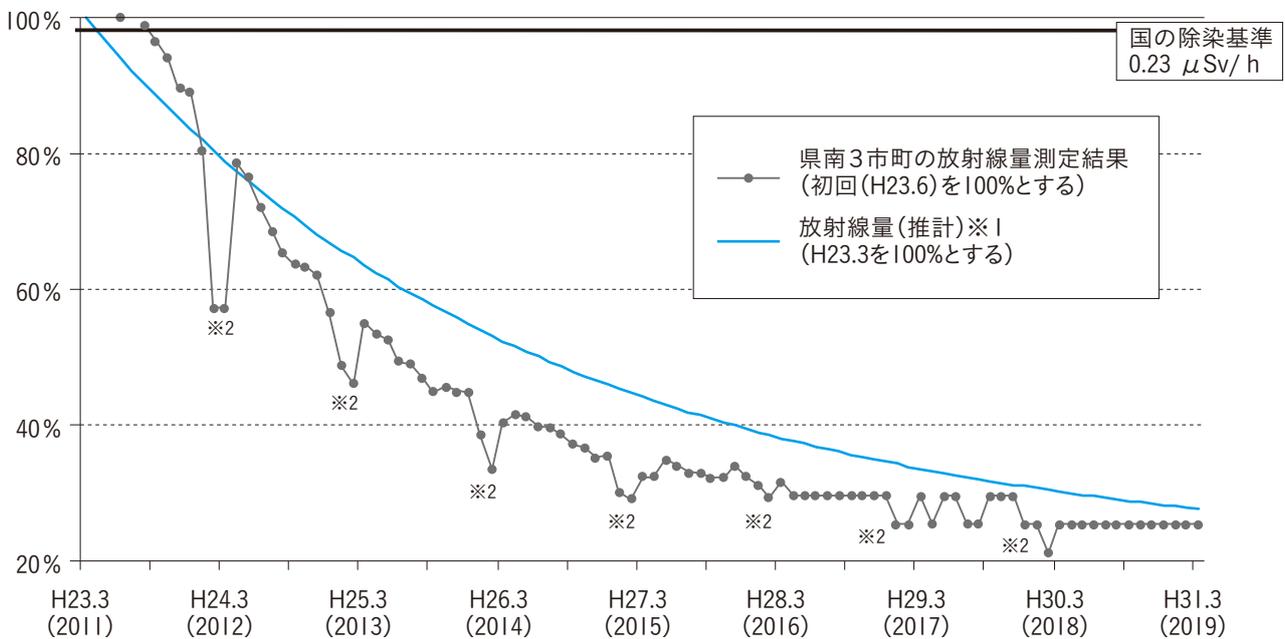
業系副産物や道路管理に係る廃棄物など、原発事故により放射性物質に汚染された廃棄物等が県南地域を中心に発生した。

生活環境における除染

生活環境における除染については、汚染状況重点調査地域も含め、平成24(2012)年度末までに子どもが長時間滞在する施設の除染が完了し、平成25(2013)年度には除染実施計画に記載された除染がおおむね完了した。平成27(2015)年度以降は、一関市が住宅等の除染を引き続き行っていたが、平成28(2016)年度末までにおおむね完了した。

現在、生活圏の除染等により生じた除去土壌等の保管が課題となっており、これらの処分基準を早期に示すよう国に求めている。

● 汚染状況重点調査地域における放射線量の測定の推移



※1 原子力安全委員会(現 原子力規制委員会)資料(H23.8.24)の数値に基づくもの。
 ※2 積雪時は、遮へい効果で測定値が低めとなっている。

廃棄物等の処理に向けた市町村等への支援

県では、県南地域を中心に発生した除染廃棄物、農林業系副産物及び道路・河川管理に係る廃棄物等に係る課題を、市町村と連携しながら解決していくため、平成24年8月に「放射能汚染廃棄物対策連携チーム」(平成24年12月～「放射能汚染廃棄物処理等支援チーム」)を設置した。

この連携チームでは、廃棄物等の焼却・処分等を行う場合の基本的スキームについて、国のガイドライン等において明確化されていないものを補完等した「放射性物質により汚染された廃棄物等の焼却・処分等に係る対応ガイドライン」を平成24年11月に策定し、市町村における円滑な処理を促進しているほか、処理等への技術的支援や地域住民への説明支援などを継続して行っている。

農林業系副産物

農林業系副産物を廃棄物として処理する必要が生じたが、農林業系副産物だけを焼却(専焼)すると、焼却灰が8,000Bq/kgを超えてしまい、最終処分が困難となる可能性があること、既存の焼却処理施設で処理するためには、牧草などを事前に裁断する等の処理が必要であること等の課題が生じた。

このため、県では、農林業系副産物を生活系ごみと混焼し、焼却灰の放射性物質濃度が8,000Bq/kg以下となるよう管理して処理する方針を決め、国に先駆けて、平成24年8月から「岩手県放射性物質汚染農林業系副産物焼却処理等円滑化事業」により、市町村等に対し破碎・裁断など

の前処理施設整備等に要する費用に対し、県単独で財政支援を行った。これを受けて、環境省は、平成25年4月から農林業系副産物の焼却処理について同様の財政措置を開始した。

暫定許容値を超過したことにより利用できなくなった農林業系副産物について、関係機関・団体、地域住民等の合意が得られず、処理が長期化している市町村があることから、県では、汚染牧草等の腐敗による環境汚染の発生を防止するため、一時保管施設の設置・維持管理、乾燥・圧縮処理、ラップフィルムでの再梱包など、市町村が実施する中長期保管対策への支援を行っている。

また、現在も、ほだ木の放射性物質濃度検査において、一部で指標値(50Bq/kg)を超過したために、しいたけ栽培に使用することができないものが発生する状況が続いている。

道路管理に係る廃棄物

道路側溝汚泥については、これまで住民との協働による清掃活動や道路管理者による民間事業者への委託等により除去してきたが、原発事故以降、3市町の道路側溝柵などで放射性セシウムが高濃度の汚泥が確認されたことから、路面清掃や側溝清掃等の通常の維持管理が困難となり、道路側溝汚泥を県有地へ仮置きをするなどの工夫をしながら最低限の維持管理を行ってきた。

このため、県では3市町に対し、側溝汚泥の撤去にあたり、一時保管施設を設置する場合の県独自の財政支援や住民説明会への職員派遣などの技術的支援を行った。

● 除染の様子



表土重機削取



側溝清掃及び高圧洗浄作業

● 除去土壌の保管状況(平成31年3月31日現在)

保管場所	箇所数	保管量(m3)
現場保管	312	26,459

● 放射性物質により汚染された廃棄物等の焼却・処分等に係る対応ガイドライン

放射性物質に汚染された廃棄物等の焼却・処分等に係る対応ガイドラインについて

【経緯】

- ・国が定めた処理方針を補完する観点から、これまでの県の知見等を踏まえつつ、当面の安全・安心な処理方法と支援策を提示し、市町村における放射性物質汚染廃棄物等の処理を促進。
- ・農林業系副産物、除染土壌、除染廃棄物（道路側溝汚泥等）の処理の方向性を整理。
- ・策定に当たっては、部局横断型（総務部、環境生活部、農林水産部、県土整備部）の「放射能汚染廃棄物処理等支援チーム」で検討。
- ・平成24年11月に策定し、平成26年4月に改定（畦畔草の野外焼却の自粛要請解除を追加）。今後も新たな知見や技術開発等を踏まえて見直す。

処理に係る基本的な考え方(抜粋)

- (1) 国から詳細な処理方針を示されない場合は、他都府県の情報も適宜入手しつつ、現実的な処理を推進
- (2) 既存施設を活用し廃棄物を8,000 Bq/kg以下の濃度に抑制して焼却・埋立することを基本とし、市町村の取組を支援するとともに、新たな知見による多様な保管・処理方法も検討（早期処理に向けた多様な処理方法、乾燥、圧縮処理(ペレット化)等の中長期的保管対策等)
- (3) 一時保管施設の設置支援など地域ニーズに応じた処理を支援（国への要望継続、国庫補助対象外の一時保管施設への支援等）
- (4) 県の「放射能汚染廃棄物処理等支援チーム」による市町村と一体なった県民への丁寧な説明、技術支援の実施。特に多量に廃棄物等を有する市町村等への重点支援

放射性物質汚染廃棄物等の市町村等での処理の指針(概要)

1 農林業系副産物

牧草、稲わら、堆肥
しいたけほだ木

- 1 対象地域 県内全域
- 2 処理方法
 - ①農家・牧草地→ ②保管施設（一時保管）→ ③前処理施設（裁断等）→ ④一般廃棄物焼却施設（生活系廃棄物と混焼し、焼却灰を8,000Bq/kg以下に保管→ ⑤一般廃棄物最終処分場（最終処分）

2 除染土壌

除染土壌

- 1 対象地域 除染実施区域等
- 2 処理方法
 - ①除染対象施設等→ ②土壌除去→ ③保管→安全性を確認し再生利用等

3 除染廃棄物

道路側溝汚泥

- 1 対象地域 除染実施区域等
- 2 モニタリング・調査 個別調査のほか、道路走行サーベイなどの実施
- 3 処理方法
 - ①道路側溝（除染上又は施設管理上最小限の汚泥を除去）→ ②保管施設（地域内に一時保管場所を確保、対応可能な地域から）→ ③最終処分（一般廃棄物処分場や管理型産業廃棄物処分場、再生利用等）

道路路面草木、
河川敷草木等

- 1 対象地域 除染実施区域等
- 2 モニタリング・調査 道路走行サーベイ、河川公共水域放射性物質モニタリング等の実施
- 3 処理方法
 - ・市町村、民間処理業者等の処理施設において処理
 - ・外部有識者による検討委員会の提言を踏まえ、野外焼却の自粛要請は継続しないこととした（H26年3月）。
 - ・これらが難しい場合は、当面、刈り倒しの後、飛散流出防止措置を行い、現場存置とする。

処理を進める市町村に対する財政的・技術的支援の実施、国への処理スキーム早期提示等の継続的要望を実施

教訓・提言

生活環境における除染

原発事故により、放射性物質が一般環境中に大量に拡散し、それにより汚染された土壌等に起因する周辺住民の健康及び生活環境への影響が懸念され、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが必要であった。しかし、除染にかかる費用について、国の除染基準の要件に当てはまらなければ国の補助対象にはならなかったことから、国の案件に該当しないケースにおいても除染を速やかに進めるため、局所的に放射線量が高い地点に係る除染に対する県単独の補助制度（平成23年9月「放射線調査・低減事業費補助金事業」）を創設し、支援を拡充して低減措置を講じた。創設に当たっては、金銭拠出の制度設計はもとより、除染対象範囲を特定するための空間線量率の測定方法、除染の方法、除染した除去土壌の保管・管理方法など詳細なマニュアルを作成する必要があった。

迅速な放射線量の低減を図るためには、本来、地方公共団体の負担にならないよう、国が地域の汚染実態に応じた効果的な除染対策への財政措置を行う等、国による、よりきめ細かな対応が必要である。

廃棄物等の処理に向けた市町村等への支援

放射性物質に汚染された廃棄物等の処理については、処理完了までに時間を要していることから、市町村と連携し、処理等への技術的支援、地域住民への説明支援など課題解決に向けた技術的支援等を継続的に行っていく必要がある。

農林業系副産物

汚染牧草等の処理については、関係機関・団体、地域住民等の合意が容易に得られないケースがあり、処理完了までに時間を要していることから、汚染牧草等の腐敗による環境汚染の発生を防止するため、市町村の中長期保管対策に対して財政支援等を検討する必要がある。

また、原木しいたけについては、出荷制限の解除や出荷のために必要な放射性物質検査など長期的な支援が必要である。

道路管理に係る廃棄物

道路の路面排水機能を確保することは、大雨による路面冠水等による人的・物的被害の発生を防ぐために重要であることから、必要に応じて道路側溝汚泥を県有地へ仮置きするなど、非常時における被害を未然に防ぐため、通常の適正な維持管理を継続する必要がある。

4 県産食材等の安全確保

取組事例

農林水産物

牛肉から放射性セシウムが検出

平成23(2011)年7月、水田から収集された稲わらを給与された牛肉から暫定許容値を超える放射性セシウムが検出され、同年8月1日付けで国による出荷制限指示を受けた。消費者からは県産畜産物の安全性に関する電話が相次ぎ、信頼回復が急務であった。

牛肉の放射性物質検査体制を構築

と畜場や関係機関との度重なる協議を重ね、県産牛肉の全頭について放射性物質検査を実施する体制を整えた。生産者や農協から、検査手順等について厳しい声があったが、県内各地で説明会を開催し、検査を実現した。

放射性物質検査の結果は、平成23年度に、8頭が暫定許容値を超過したが、平成24(2012)年度以降は、全て国の基準値以下となっている。

牧草地の除染を実施

利用自粛となった牧草地について、国と連携して牧草地の除染方法を確立し、他県に先駆けて除染を実施し、平成26(2014)年度までに全12,396haの牧草地除染を完了した。除染した牧草地は、牧草の放射性物質検査を行い、暫定許容値を下回った12,392ha(99.9%)の利用自粛を解除している。

原木しいたけから放射性セシウムが検出

平成24年春に生産された原木しいたけから基準値を超える放射性セシウムが検出され、平成24年4月から5月にかけて、県南地域を中心に、14市町に出荷制限指示を受けた。

原木しいたけの放射性物質検査体制を構築

きのこ類は他の農林水産物に比べ放射性セシウムを取込みやすい性質があるため、特に生産者が多い原木乾・生しいたけについて、全生産者を対象に出荷前等の検査を実施することとし、生産者台帳の整備など生産管理体制を整えた。

出荷制限解除に向けた取組

出荷制限地域においては、生産再開に向けて、指標値を超過したホダ木の一時保管とホダ場の落葉層の除去等の環境整備が必要となった。このため、県では「岩手県きのこ原木等処理事業」により、出荷制限が指示されている市町に対し、再生産に必要なホダ場の環境整備などに要する経費を支援した。

現在は、出荷制限が指示されている13市町において出荷制限の一部が解除され、令和元(2019)年8月までに、205人の生産者が生産を再開している。

流通食品

県では、食品衛生法に基づく流通食品の収去検査^{*}を実施しており、毎年、食品衛生法に基づく「岩手県食品衛生監視指導計画」を策定し、計画的に検査を実施している。平成24年度からは、本計画の重点取組として食品の放射性物質についての収去検査を強化することとし、検体数や検査頻度等を定め放射性物質濃度を測定している。検査に当たっては、地域や過去の検査結果を踏まえて、適切な検査品目の設定に努めており、平成24年度は、野生ワラビ、野生フキ等の山菜や鶏卵、食肉、生鮮野菜等95検体の検査を実施し、全て基準値以下であることを確認した。

平成25(2013)年度は、200検体の検査を行い、そのうち野生山菜のコシアブラ1件が国の基準値を超過した。検査結果については、県ホームページで公表し、基準値を超過した品目については、県は販売者に対して、当該商品を回収するよう行政指導し、販売者は自主回収を行った。

平成26年度から平成30(2018)年度までは、それぞれ200検体の検査を行い、全て基準値以下であることを確認した。

※収去検査：食品衛生法に基づいて食品衛生監視員が食品関係施設に立ち入り、試験検査をするため必要最小限の食品や食品添加物等を無償で持ち帰り検査することをいう。

野生鳥獣肉

平成23年8月に、宮城県産及び福島県産のイノシシ肉から暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことを踏まえ、厚生労働省から野生鳥獣肉のモニタリング検査を強化するよう指示があった。

このため、県では当該規制値の超過が疑われる野生鳥獣肉について検査を実施することとし、検体の確保方法及び検査実施機関等について、平成23年9月に、「岩手県における野生鳥獣肉の放射性物質モニタリング実施要領」を定

め、食肉として活用されることが多い野生鳥獣肉の検査を開始した。以後、年度ごとに県の「農畜水産物等の放射性物質検査計画」の中で検査計画を定め、放射性物質濃度を測定している。

これまで、シカ肉、クマ肉、ヤマドリ肉、カルガモ肉及びキジ肉について検査を実施したが、平成24年度に複数の検体から国の基準値を超える放射性セシウムが検出されたシカ肉、クマ肉及びヤマドリ肉について、国の原子力災害対策本部から全県を対象とした出荷制限が指示されている。

平成25年度以降は、国の基準値を超過した放射性セシウムが検出されているシカ肉、クマ肉及びヤマドリ肉を対象に検査を実施し、野生鳥獣肉における放射性セシウムの減少程度をモニタリングしている。

経験談 コラム

職員の経験から

(当時50代、特用林産担当)

原木しいたけ生産者への巡回を日頃から行っていた職員は、検査や支援に関する説明を行っても理解を得やすかったが、出荷制限指示後初めて生産者をまわり検査対応などを行った職員は、生産者から反発を受けた話をよく聞いた。普段からの生産者巡回と意思疎通が重要である。

教訓・提言

農林水産物

迅速な対応が必要

これまでに経験のない放射性物質による被害であり、対応に困惑した生産者も多かった。そのため、生産者に対するきめ細かな対応を行うとともに、速やかな支援スキームの構築について国に対して働きかけていく必要がある。

生産者一人ひとりの状況にあわせた きめ細かな対応が必要

原木しいたけの生産者が安心して生産再開に取り組めるような様々な支援を行ってきたが、一方で、しいたけ生産者の中には、長引く放射性物質の影響による出荷制限や、しいたけ原木の高騰などにより、意欲が低下し、生産再開を断念する方もいたことから、支援の内容について広く周知するとともに、生産者一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな対応が必要である。

丁寧な説明が必要

原子力発電所事故による放射性物質被害対策は、本来、国の責任において実施すべきものであるにもかかわらず、県が説明会を開催し、市町村、生産者等からのクレームに対応した。今後、万が一、同様の被害が発生した場合は、状況について生産者にしっかりと理解してもらう上でも、国に対し全国的な対応を行うよう働きかける必要がある。

流通食品

流通食品の放射性物質濃度の除去検査は、平成24年度から平成30年度までの間に1,295検体実施し、平成25年度の野生山菜のコシアブラ1件が国の基準値を超過した(陽性率0.08%)。平成26年度以降は全て基準値以下であったが、現在も県内産の野生鳥獣肉や野生山菜等には出荷制限指示が出ていること、平成30年希望郷いわてモニターアンケートでは「食品に対する放射性物質による影響」に不安を感じる人の割合が18.2%と一定程度あること等から、今後もこれらの状況を注視しながら、食の安全安心を確保するために流通食品の放射性物質濃度検査を継続する必要がある。

野生鳥獣肉

平成25年度以降、シカ肉、クマ肉及びヤマドリ肉について検査した結果、国の基準値を超過した放射性セシウムが検出されている。しかし、野生鳥獣の管理、餌の供給源となる山野の除染等は困難であることから、引き続き、出荷制限が指示されている野生鳥獣肉のモニタリング検査を継続して行うとともに、地域情報を付した結果の公表を積極的に行い、これらの鳥獣肉の自家消費が見込まれる狩猟者等一般県民への安全性の判断基準として情報提供していく必要がある。

また、出荷制限の解除要件である全市町村で3検体以上の確保は現実的に不可能であり、実態に即したものとするよう国に対して要望していく。

5 健康影響、学校の対策

取組事例

子どもの放射線健康影響調査

原発事故に伴い、放射線による影響を心配する県民からの声が多く寄せられたこと等から、県では、比較的放射線量の高い県南部を中心に、大人に比べて放射線による影響（感受性）が高い可能性のある子どもの内部被ばく状況を把握するため、平成23（2011）年度に放射線健康影響調査を実施し、その後、平成24（2012）年度から平成28（2016）年度まで継続調査を行った。

平成23年度調査結果については、岩手医科大学や岩手大学等の教授、放射線影響協会職員などで構成する有識者会議において「放射性セシウムによる預託実効線量は、最大でも0.03ミリシーベルト（mSv）未満という結果であり全員が1mSvをはるかに下回っていることから、放射線による健康影響は極めて小さいと考えられる。」との評価を得た。

平成24年度から平成28年度まで実施した継続調査においても、有識者会議により「尿中の放射性セシウムの量は検出限界以下あるいは検出限界をわずかに超える程度であり、預託実効線量も0.01mSv未満であることから、放射性セシウムによる健康影響は極めて小さいと考えられる。」との評価があり、「今後の調査を継続する必要はない。」との意見を得た。

平成29（2017）年度の当該調査の実施にあたり対象者へ意向調査を実施したところ、当該調査への参加希望者が極めて少数で科学的評価が難しい標本数であることや、有識者会議での意見等を踏まえて、県が実施する放射線健康影響調査を終了した。

学校での放射線量等の測定と低減措置

県では、放射線の影響を受けやすいとされる子供の健康を重視する観点から、学校などの教育施設等における測定に重点的に取り組み、平成23年度から県立学校の放射線量の測定を定期的に行い、雨どいの下など局所的に高い値を示した全ての箇所（10校109箇所）の除染を平成23年12月までに完了した。

平成23年12月に汚染状況重点地域指定を受けた一関市と奥州市にある県立学校では、面的除染基準を超えた4校について平成25年5月までに除染作業を完了し、以降、除染基準を超える測定結果はない。

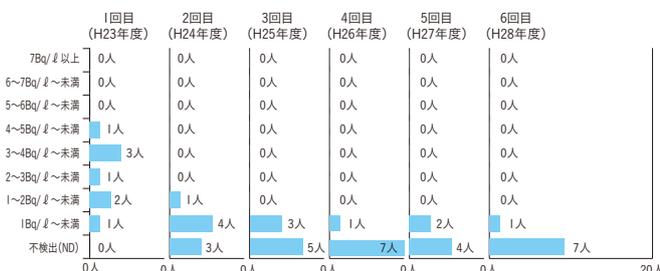
なお、除染により生じた除去土壌の具体的な処理方法が国から示されていないため、現場で一時保存されている。

また、県立学校の農業教育実習地の牧草から、飼料中の放射性セシウムが国の暫定許容値を超えた4校の牧草地の除染作業を行い、平成27（2015）年9月までに除染作業が完了した。

平成28年度岩手県放射線内部被ばく健康影響調査結果

尿1リットル当たりの放射性セシウム量 ($^{134}\text{Cs} + ^{137}\text{Cs}$)

● 6回目（H28年度）参加者8名のこれまでの推移



※5回目は未実施の者がいるため、合計人数が異なること。

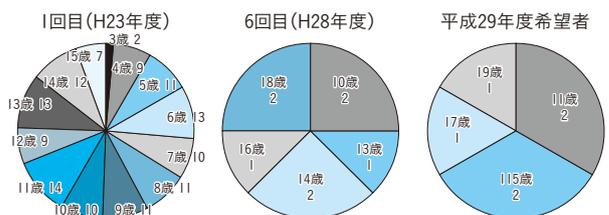
※6回目（H28年度）調査における検出限界は、それぞれの核種で概ね0.2~0.4Bq/ℓ程度

●放射性セシウムの量は検出限界以下あるいは検出限界をわずかに超える程度であり、預託実効線量も0.01mSv未満であることから、放射性セシウムによる健康影響は極めて小さいと考えられる。

【岩手県放射線内部被ばく健康影響調査有識者会議委員会による評価結果】

調査協力者の属性

区分	一関市	奥州市	宮古市	金ケ崎町	平泉町	計
1回目（平成23年度）	60	36	12	12	12	132
2回目（平成24年度）	44	23	0	8	11	86
3回目（平成25年度）	16	11	2	3	9	41
4回目（平成26年度）	10	7	0	1	6	24
5回目（平成27年度）	6	6	0	1	3	16
6回目（平成28年度）	2	4	0	0	2	8
平成29年度希望者	1	4	0	0	1	6



学校給食の検査

「県産食材等の安全確保方針(平成23年10月策定)」に基づく取組等により学校給食の安全確保に努めたが、保護者などからの放射線への不安が解消されない状況にあったことから、自校で給食調理を実施している県立学校に測定機器を設置し、平成24年6月から、自校における食材の測定

のほか、測定機器を持たない市町村等からの依頼に応じて測定を行っている。

また、県では、市町村の検査体制整備を支援するため、市町村が必要な機器を購入する際の費用を助成する補助金制度を創設した。市町村においては、この補助金を活用するなどにより、測定機器を整備して測定を実施している。

健康影響調査結果(平成23年度～平成28年度)

放射性物質 (核種別、尿1ℓあたり)		H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	備考
放射性ヨウ素(※1)		全員不検出	全員不検出	全員不検出	全員不検出	全員不検出	全員不検出	※1 H28年度まで継続調査を実施した8名に係る前回調査との比較 (H27年度未実施の者を含むため、当該年度は、他の年度と合計人数が異なること。)
放射 性 セシウム (※1)	不検出	-	3	5	7	4	7	
	1Bq/ℓ未満	1	4	3	1	2	1	
	1～2未満	2	1	-	-	-	-	
	2～3未満	1	-	-	-	-	-	
	3～4未満	3	-	-	-	-	-	
	4～5未満	1	-	-	-	-	-	
	5～6未満	-	-	-	-	-	-	
	6～7未満	-	-	-	-	-	-	
7Bq/ℓ以上	-	-	-	-	-	-		

預託実効線量(平成23年度～平成28年度)(※1)

単位:mSv	H23	H24	H25	H26	H27	H28	備考
0.01未満	3	8	8	8	6	8	※1 H28年度まで継続調査を実施した8名に係る前回調査との比較 (H27年度未実施の者を含むため、当該年度は、他の年度と合計人数が異なること。)
0.01～0.02未満	3	-	-	-	-	-	
0.02～0.03未満	2	-	-	-	-	-	
0.03～0.04未満	-	-	-	-	-	-	

教訓・提言

放射線の影響による健康不安・懸念の解消

子どもの放射線健康影響調査では、平成23年度実施の放射線健康影響調査の対象となった子ども(当時15歳以下)について、リスクコミュニケーションの観点から健康影響に係るリスク評価をするため、同一の100名以上を対象としたモニタリング調査を実施してきた。

調査の参加者は、第1回目の平成23年度が132名であったが、年々減少し、第6回目の平成28年度は8名の参加であり、平成29年度調査の実施に当たっ

て、対象者132名に対し意向確認を行ったところ、参加希望者は6名のみであった。参加を希望しない理由の主なものとしては、「これまでの調査結果により十分安心できた」等であり、県民の健康不安・懸念の解消に一定の効果があったものと考えられる。

子どもの健康を確保するため、積極的に必要な検査などを行い、その結果に加えて放射線に対する正しい知識を情報発信していくことによって、県民の健康不安・懸念の解消を図っていくことが必要であり、また、そのような放射線影響対策に関する計画をあらかじめ決めておくことが必要である。

6 風評被害対策

取組事例

農林水産業

県産農林水産物の流通量の大幅な減少

東日本大震災津波により、本県農林水産物の生産・流通体制は大きなダメージを受け、国外産を含む競合他産地にシェアを奪われる状況にあった。農地の復旧など生産体制が回復していても、原発事故に伴う放射性物質の影響により、消費者による買い控えなどの風評被害が見られた。特に、本県が主要産地であった水産物やしいたけ、牛肉等については、放射性物質の影響を大きく受け、シェアを回復できない状況が続き、対策が急務であった。

様々な手法で安全・安心を訴える

県では、流通している本県産の農林水産物が、合理的な検査体制の下、安全性が確認されているものであることを強く訴えるとともに、首都圏等の消費地と本県産地との交流を通じて消費者の不安を払拭するため、市町村や生産者団体等が行う量販店や商店街などでのPR活動を支援し、信頼回復に取り組んできた。さらに、安全・安心をPRするポスターの掲出や雑誌への記事掲載、県産食材を取扱う「黄金の国、いわて。」応援の店に協力をいただいたの産地情報の発信等、県内全域の農林水産物を対象とした情報発信にも継続的に取り組んできた。

こうした取組の結果、消費者庁が実施している「風評被害に関する消費者意識の実態調査」において、「放射性物質を理由に岩手県・宮城県・福島県の農林水産物の購入をためらう」と回答した消費者は、平成25(2013)年2月の14.9%(初回調査)から、平成31(2019)年2月には7.7%まで減少するなど、消費者の理解は一定程度進んでいる。

風評被害の完全な払拭には長期間を要する

一方で、上記調査では、未だ約1割の消費者が本県産を含む被災地産の農林水産物に不安を抱いているなど、現在も風評被害の完全な払拭には至っていない。

商工業における風評被害の発生状況と対策

食品加工業を中心に、岩手県で生産された製品の買い控えや、顧客・取引先からの要請に応じて実施する出荷時の放射線検査・検査機器購入等の費用がかさむなどの風評被害が発生した。

このため、県では、本県の自然や風土、事業者の製品などの魅力を広く情報発信するとともに、商談会や物産展等を通じた事業者の販路回復を支援するなどして風評の払拭に取り組んできた。平成23(2011)年4月の都内での県産品の販売を皮切りに、東京、名古屋、大阪などで、岩手県産品の物産展・各種フェア、商談会を企画開催し、チラシ・新聞広告などに知事のメッセージと写真を掲載し、来客者などに対して岩手県の震災復興に向けた決意と支援をアピールした。

また、工業製品等については、地方独立行政法人岩手県工業技術センターを通じて、平成23年度以降、事業者の要望に応じてサーベイメーター及びゲルマニウム半導体検出器による測定を実施している。

観光業における風評被害の発生状況と対策

震災後、沿岸地域の観光客の入込が回復しないなどの風評被害が発生した。

県では、本県への観光客の誘客のため、平成23年から国際観光の振興に向けた北東北三県連携による台湾の旅行エージェントの招請や、教育旅行の受入れに向けた関西地区での商談会などに取り組んだ。また、東日本大震災津波の発災から約1年後に予定されていたいわてデスティネーションキャンペーンを、沿岸被災地の全ての市町村から賛同を得て実施した。

さらに、商工・観光事業者を支援するため、「公」に対する信頼感、安心感を生かした情報発信として、楽天株式会社との連携の下、自治体ブログ「イーハトーブブログ」を活用し、いわての優れた観光・物産のほか、復旧・復興の進展に関する情報などを広く発信した。情報発信に当たっては、商工・観光事業者の復旧の先を見据え、被災により困っていることを発信するのではなく、事業者の製品やサービスの本来の魅力が伝わるような内容とした。

こうした取組もあり、本県への観光客の入込数は、平成27

(2015)年には震災前の水準を超えるまで回復した。外国人客観光客についても、一旦は放射性物質の影響を懸念してのキャンセルなどにより減少したが、平成27年には震災前の水準を超え、過去最高を記録し、その後も順調に増加している。また、教育旅行の入込も、震災前を超える水準で推移している。

～放射性物質に係る国内の反応～

被災後しばらくすると、全国から「復興を応援したい」と復興支援フェアの申込みが数百件殺到したが、「放射性物質による影響があるのでは」とマスコミで取り上げられると、その多くはキャンセルされた。一方で、県にゆかりのある企業や一部の団体・個人、自治体等には、フェアを継続するなどマスコミ報道後も変わらぬ支援をいただいた。

教訓・提言

農林水産業

長期的な取組が必要

震災から9年が経過した現在も、県産農林水産物の一部について出荷制限や自粛要請などが継続されているほか、諸外国における輸出制限措置の緩和が進む一方で、韓国の輸入制限措置がWTOで認められるなど予測し難い事態も起こっており、長期・継続的な取組が必要となっている。

多様な取組が必要

風評被害対策については、食品の安全性や検査の状況等を消費者に正しく伝達する継続した取組が不可欠だが、一方で、そうした取組のみでは、情報発信の対象が固定化され、広がりにつけていくことが課題である。したがって、生産者団体等が行うPR活動など、生産者の声により消費者に届きやすい手法を工夫するとともに、著名な飲食店やホテル等との連携、新聞や雑誌等多様な広報媒体の活用など、幅広く消費者に向けた情報発信を行っていくことが必要である。

商工業・観光業

継続的な支援が重要

首都圏等での商談会の開催や物産展への出展を通じた事業者の販路回復を支援するなどして風評の

払拭に取り組んできたところであり、製品などの魅力を広く発信することも含め、事業者を継続的に支援することが必要である。

被災地域への観光客の誘客促進に向けた取組が重要

震災後、本県への観光客の入込は平成27年に震災前の水準を超えるまで回復したが、その後はおおむね横ばいで推移している。一方、沿岸地域については、入込客数が震災前の7割程度の状況であり、沿岸地域への誘客促進に向けた取組が重要である。また、被災地域をはじめとした全県への誘客拡大に向けては、地域資源を生かした魅力ある観光地域づくりや効果的な情報発信を進めるとともに、震災学習を中心とした教育旅行・企業研修旅行の誘致に取り組む必要がある。

粘り強い情報発信が必要

震災直後は、情報の受け手においては、放射性物質に対する正確な理解が進まないこともあり、直ちに風評の払拭に至らなかった。情報を何度も伝えることにより、情報の受け手の理解の深まりと相まって、本県の魅力が伝わることから、粘り強い情報発信が必要である。

7 情報発信、普及啓発

取組事例

県では、東京電力原子力発電所事故に起因する放射性物質の影響に対する県民の不安解消や県内外における風評被害の解消・防止のために、各種媒体を活用した情報発信を行うとともに、県民等が放射性物質の影響について正しく理解する機会等を設ける普及啓発の取組を行っている。

放射性物質の影響に関する情報発信

情報発信については、合理的な基準に基づく安全性を丁寧に説明し、さらに心情的な影響を強く受ける安心感を醸成するため、放射性物質の基礎知識、県内におけるきめ細かな各種測定結果や放射線影響対策の具体的な取組状況などを広報誌やインターネット、冊子の発行、新聞広告などにより県内外に広く周知している。また、県産食材や産地の魅力等を県内外にアピールするため、インターネットのほか、生活情報誌・料理専門誌等への記事広告、電車中吊り広告などを用い情報発信してきた。平成30(2018)年度は県産農林水産物の安全・安心や魅力、自分たちの農林水産物に自信を持って生産に一生懸命に取り組む県民の姿を、県産農林水産物のフェア開催やリーフレットの発行等を通じ、一般消費者や飲食業関係者に対してアピールした。

放射性物質の影響に関する普及啓発

普及啓発については、放射性物質の基礎知識や食品、健康影響に関する情報を取りまとめたパンフレットの配布、放射性物質の影響による県民の不安を解消することを目的とした県民向けセミナーの開催、行政職員の基礎知識等について学習することを目的とした職員向けセミナーの開催、食品と放射能に関し消費者、生産者、事業者等が正しい知識の共有と意見交換を行うリスクコミュニケーションの開催のほか、出前講座への講師派遣を継続して実施している。

県民向けセミナーは平成23(2011)年度から平成29(2017)年度までに合計37回開催した。職員向けセミナーは平成23年度から平成30年度までに合計43回開催した。リスクコミュニケーションは、平成24(2012)年度から平成26(2014)年度までに合計10回開催した。

市町村においても、ホームページや広報誌などを活用して、各種検査結果や放射線の基礎知識、市町村の取組状況などについてお知らせしている。また、住民に関心の高いテーマである食品中の放射性物質などについて分かりやすくまとめたパンフレットを独自に作成し住民に配布するなど、様々な媒体を用いて情報発信を行っている。

市町村における普及啓発の取組としては、放射線に関する基礎知識や、空間線量や食品の放射性物質濃度等の測定結果を広報紙に掲載する取組が最も多く、平成30年度までに31市町村において行われた。

また、市民や関係団体を対象としたセミナー、出前講座等については、一関市(延べ43回、3,907人参加)、盛岡市(延べ20回、624人参加)、花巻市(延べ15回、559人参加)など19市町村において実施しているほか、奥州市、一関市等県南部の市町を中心とする7市町では、パンフレット等を作成し、正しい知識の普及を図る取組が行われている。

県民を始めとした県内外の消費者の不安解消や風評被害発生防止のため、情報発信や普及啓発を今後も継続して実施していく。

●市町村における普及啓発の取組(平成23年度から平成30年度)

市町村	セミナー、出前講座等		パンフレット 等作成	広報紙 掲載	市町村	セミナー、出前講座等		パンフレット 等作成	広報紙 掲載
	回数	総参加者数				回数	総参加者数		
盛岡市	20	624		○	紫波町				○
宮古市	4	126		○	矢巾町	1	20		○
大船渡市	1	22	○	○	西和賀町				○
花巻市	15	559	○	○	金ヶ崎町	1	120	○	○
北上市	2	80		○	平泉町	7	114	○	○
久慈市	3	57		○	住田町	2	60		○
遠野市	3	183		○	大槌町				○
一関市	43	3,907	○	○	山田町				○
陸前高田市	1	20		○	岩泉町				○
釜石市	1	45		○	田野畑村				○
二戸市	1	50		○	普代村				○
八幡平市	1	68		○	軽米町				
奥州市	9	280	○	○	野田村	1	19		○
滝沢市				○	九戸村				○
雫石町	4	62	○	○	洋野町				○
葛巻町					一戸町				○
岩手町				○	合計	120	6,416	7	31

教訓・提言

風評被害の防止や諸外国における 農林水産物等の輸入規制への対応

岩手県・宮城県・福島県で生産された食品の購入をためらう人の割合は減少傾向にあるものの、依然として1割程度の方が放射性物質による不安を払拭できず、購入をためらう状況にあることから、国においても、農林水産物の安全・安心に係る正確な情報提供やPR活動等を継続して行うとともに、県、市町村、生産者団体等が取り組む風評被害対策に要する経費

について全面的かつ継続的に支援する必要があると考える。

また、本県産の水産物等については、明確な科学的根拠が示されないまま、一部の国から輸入の禁止措置や規制強化措置が講じられていることから、国において、農林水産物や食品の安全性に関する確かな情報を諸外国に発信し信頼性の回復を図るとともに、輸入規制を継続している諸外国に対し規制を早期に解除することを強力に働きかける必要がある。

8 東京電力に対する損害賠償請求

取組事例

東京電力原子力発電所事故の発生以来、県と市町村等は、当該原発事故による損害については原因者である東京電力が一義的に責任を負うべきものとして、同社への損害賠償請求に関する民間事業者等の取組を支援するとともに、県と市町村等が各種放射線影響対策に要した費用について同社に損害賠償請求を行い、速やかに賠償に応じるよう、要請や交渉を行ってきた。

東京電力に対する本県としての対応

東京電力は、県と市町村等が地域の実情を踏まえて実施した原発事故に起因する放射線影響対策の取組について、「必要かつ合理的な範囲を超えている」、「自治体の本来業務である」などとし、原則として政府指示等に基づき実施を余儀なくされたものなどに賠償対象を限定するとともに、同社は自治体ごとの個別交渉にこだわり、さらに同社の対応が自治体によって異なるなど、消極的かつ誠意に欠ける姿勢であった。このことから、県内全ての自治体が同じ条件で賠償を受けられるよう同社との交渉を有利に進めるため、県と市町村等が一体となり、県を実質的な代表として東京電力との交渉に当たることとした。

東京電力への損害賠償請求

平成24(2012)年1月26日に県と市町村等が協調して東京電力に対して第一次損害賠償請求を実施、以降、平成25(2013)年6月21日に第四次損害賠償請求に併せて同社に対し公開質問、同年7月24日に知事、市長会代表及び町村会代表等から同社代表取締役社長等へ直接要請を行うなど、同社との交渉状況について県民への周知を図りながら、令和元(2019)年7月17日実施分まで、十一次にわたる損害賠償請求を行っており、そのほかにも企業会計に係る損害等については個別に賠償請求を行っている。

県と市町村等の損害賠償請求に係る東京電力との交渉過程において、事業全体では賠償に応じられないものの、事業項目(費用)によっては賠償に応じられる場合があるものが判明したことから、損害賠償の早期実現と事務の効率化を図る観点から事業内容の分析と費用の仕訳を県と同社で調整して行い、当該仕訳の様式、内容や結果等について市町村等へ情報提供し、県と市町村等が足並みを揃え協調し

て損害賠償請求の事務に当たっている。

しかし、時間を掛けて東京電力との交渉を重ねても、県と市町村等の全ての損害賠償請求には応じることなく、賠償金の支払いの一部に留まっていたことから、県と市町村等は協調して、国が設置する紛争解決機関である原子力損害賠償紛争解決センター(原発ADR)に和解仲介申立を行い、法的な判断を仰ぐこととした。

なお、原発事故から時間が経過するに伴い市町村等の間に考え方の差が生じ始めていたことから、原発ADRからの和解仲介に応じるか否かの決定を最終的には自治体毎の判断で行うことができるようにするため、申立自体は県・市町村等が個別に申立を行う形を取るが、同様の考え方や整理等に基づき同時に申立手続きを行うことにより実質的に一本の申立として取り扱うこととするとの事前調整を原発ADRに行った上で、県と市町村等が協調して原発ADRへの和解仲介の申立を行った。

これまでの東京電力との交渉の経過

これまで、平成26(2014)年1月、平成28(2016)年3月、令和元年7月の3回、和解仲介の申立てを実施し、原発ADRでは、県や市町村等が実施した放射線影響対策の必要性、合理性の説明に努めた結果、東京電力が主張するような政府指示等の有無にかかわらず、原発事故との因果関係に基づいて賠償の可否が判断されることとなった。

県と市町村等の主張が全て認められたわけではなかったが、早期解決の観点や、判断が法的に妥当なものと考えられたこと等から、県や市町村等は原発ADRの判断を尊重して、順次和解に応じており、県では、平成27年1月と平成30年1月に東京電力との和解が成立している。

しかし、東京電力は、平成28年3月の申立てに係る一部の市町村等の審理において、原発ADRの和解案の一部に応じず、審理を遅延させるなどした(現在は原発ADRの仲介により、和解成立済み又は和解成立見込みとなっている)。また、和解が成立した場合であっても、和解において賠償が認められた経費について、原発ADRの和解を介さずに直接賠償することには極めて慎重である。

一方、民間事業者の損害賠償請求についても、農林水産業においてはJAグループ等の農林漁業団体が設立した損害賠償請求対策県協議会を通じた損害賠償が進んでいるほか、観光業や食品加工・流通業等の分野においても損害賠償に一定の進展が見られるが、賠償対象期間や賠償対象範囲について東京電力による制限的な運用が散見される。

● 県、市町村、広域連合、一部事務組合損害賠償請求額・合意額内訳

(単位:百万円)

団体	項目	請求額・合意額 等区分	合計						
			人件費	除染経費	機器購入	広報経費	測定経費	その他	
合計	請求額		14,473	1,900	6,308	77	85	255	5,848
	合意額		12,454	463	6,220	74	7	175	5,515
	未合意額		2,018	1,437	87	3	77	80	332
県	請求額		12,125	833	6,112	4	73	32	5,070
	合意額		11,452	321	6,105	4	4	31	4,987
	未合意額		673	512	8	0	69	1	83
市町村	請求額		2,046	1,007	195	70	11	146	617
	合意額		807	129	116	66	3	77	416
	未合意額		1,239	878	80	3	8	69	201
広域連合・ 一部事務 組合	請求額		302	60	0	4	0	77	161
	合意額		195	13	0	4	0	66	112
	未合意額		107	48	0	0	0	11	49

※平成31年3月末現在 ※請求額は、請求の追加や取下げを反映した額で、項目毎に端数を四捨五入している。 ※合意額には、紛争解決センターの仲介による和解額を含む。 ※四捨五入の関係により、合計欄の金額と各項目欄の金額の合計が一致しない場合がある。

● 県協議会の損害賠償請求等の状況

(単位:百万円)

協議会	請求回数・請求月	請求金額	支払金額	支払率
JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策岩手県協議会(事務局:JA県中央会)	90次 H23.9 ～31.3	43,137	42,207	97.8%
森林組合系東京電力原発事故林産物損害賠償対策岩手県協議会(事務局:県森林組合連合会)	41次 H24.6 ～31.3	1,587	1,587	100%
JFグループ等東京電力原発事故水産物損害賠償対策岩手県協議会(事務局:県漁業協同組合連合会)	68次 H24.11 ～31.3	3,414	3,414	100%
内水面漁業系統東京電力原発事故水産物等損害賠償対策岩手県協議会(事務局:県内水面漁業協同組合連合会)	41次 H25.3 ～31.3	89	89	100%
合計	—	48,227	47,297	98.1%

※平成31年3月末現在

教訓・提言

被害に係る十分な賠償等のための措置

原発事故に伴う放射線影響対策は、本来、国の責任において実施すべきものであることから、県及び市町村等の負担とならないように国の全面的な対応が必要である。

また、県及び市町村が原発事故に起因する放射線影響対策に要した費用等については、事故を引き起こした原子力発電所を運用する電力会社が一義的に責任を負うべきものであることから、国において強く当該電力会社を指導するとともに、制度的な対応を図るべきである。

さらに、東京電力原子力発電所事故に係る放射線影響対策に県及び市町村が要した費用等につい

ては、当該事故の原因者である東京電力との直接交渉及び原子力損害賠償紛争解決センターへの申立てによってもなお賠償されない費用等があることから、十分な賠償を速やかに行うとともに同センターの和解仲介に誠実に対応し和解案を尊重するよう、国が東京電力に対して指導すべきと考える。

民間事業者の損害賠償請求についても、出荷制限等による直接的な被害に加え、生産・販売の回復や風評被害による消費者の信頼回復への対応などを含めた全ての損害について、実態に即した十分な賠償を被害の発生する限り完全かつ速やかに行うよう、東京電力に対して国が指導するなどの措置を講ずる必要がある。

第4節 既存の枠組みに捉われない取組

I 被災者の内陸宿泊施設への短期移動

〈関連する主な県の取組〉

●第1節 12 避難所運営の支援 (P78)

取組事例

避難所生活の長期化、 市町村・民間宿泊施設との連携協力

東日本大震災津波の発災後、体育館等での避難所生活が長期化していく中で、心身ともに疲弊していく被災者の生活環境の向上が課題となっていた。

そこで、県では、市町村と連携し、ホテル・旅館等の民間宿泊施設の協力を得ながら、応急仮設住宅等の環境が整うまでの間、希望する被災者について一時的に内陸市町村の宿泊施設を使った避難所への移動を実施した。

この取組を始めた当初は避難所の位置や設置箇所数の特定が難しい状況であったが、職員が日々変化する市町村からの情報を基に避難所を複数回にわたって回り、趣旨の説明と希望者を募った。宿泊施設への移動手段については、県や市町村がバスを用意した。

現場解決型の対応

こうした対応は、当初、災害救助法による救助として想定されたものではなかったが、既存の制度に捉われることなく実施するとともに、国へも要望を行った結果、国庫負担の対象となった。

県では、これまで東日本大震災津波からの復旧・復興を進めるため多くの取組を行ってきたが、地域の実情に応じ、様々な課題に的確に対応するため、「被災者に寄り添うこと」、「答えは現場にあること」、「現場力を発揮すること」という災害対応の在り方や方向性に基づき、これまでの災害法制や制度等にとらわれず、現場の課題を解決するために何をすべきかを考え、臨機応変かつ現場解決型の対応を行ったものである。

取組の概要

- ① 宿泊施設調査
 - 民間宿泊施設120施設(9,500人分)から申し出
- ② 移動希望調査
 - 全避難所を訪問し、内陸への一時移動についての説明と希望調査を実施
- ③ 移動実施
 - 避難所から内陸11市町村の宿泊施設(48施設)へ移動を実施(移動者数2,032人)
- ④ 移動者への相談体制・沿岸市町村情報の提供
 - ・内陸市町村では、宿泊施設に職員を配置し、日常生活相談のほか、保健・福祉相談等を実施
 - ・県は沿岸市町村と連携し、応急仮設住宅の情報や広報等を提供
- ⑤ 帰宅に向けた支援
 - ・受入市町村において、帰宅先が決まっていない被災者への帰宅先の確保に向けた支援を実施
 - ・県では、内陸部の宿泊施設から帰宅する被災者への移動バスを週一便準備



宿泊施設での受入れの様子

【出典：いわて震災津波アーカイブ／提供者：盛岡市社会福祉協議会】

経験談 コラム

当時を振り返って

(当時50代、現場での対応を担当)

発災時、地域振興室に勤務していた。当時の部長の指示で、政策地域部でできることを各部局に確認して回り、災害救助法での対応の隙間で一時移送が必要ではと考えて、地域振興室においてこの取組を行ったという経緯がある。

主に現地において一時移送における現場での指示をしていたが、避難所における被災者の受入状況が日々刻々と変化し対応に苦慮していた現場の状況と、被災者に対する内陸への一時移動についての説明と希望調査について現場に入れば早期に可能ではないかという県庁での認識にズレがあったのか、現地で対応する県職員からの不満が大きく、一人ひとりの不満をファックスで県庁に送ったこともある。

バスで盛岡市近郊の温泉に被災者を送り届ける際、「ありがとう」という言葉をかけていただいたことが、この取組をやって良かったと思えた瞬間だった。

～被災者ケア事業の実施～

被災者は、厳しい生活環境にあったことから、阪神・淡路大震災における取組も参考として、より短期(2泊3日)で内陸部のホテル、旅館等で入浴、食事などをさせていただき被災者ケア事業を実施した。

被災者ケア事業は、被災者の移動に関する調整などを県内旅行代理店に委託する形で行い、平成23(2011)年6月上旬から7月中旬にかけ、宮古市以南の沿岸6市町、400人余りの方に御利用いただいた。

事業の実施に当たっては、市町村の意向も伺いながら、在宅避難者も一部対象にするとともに、特にマンパワーが不足している市町村には、県職員が代わって参加希望者を募集するなどの支援を行った。

教訓・提言

被災者や民間宿泊施設への十分な説明

この取組については、発災直後の混乱時であったこともあり、一時移動者に対する事業内容の説明や被災市町村からのケア体制(情報提供や巡回に係る対応職員のスキル及び体制)が十分ではなく、宿泊施設を退去した後の生活への不安などから長期滞在を希望する者もいた。

また、宿泊施設に対しても事業内容の十分な説明ができず、応急仮設住宅の建設スケジュールが不透明な中で事業実施となったため宿泊施設の受入期間が長期化(当初は1～2ヵ月と説明していたが、実際の受入は3～4ヵ月となった)し、それに伴って一

時移動先の宿泊施設で亡くなったり、汚損程度が大きくなったことにより、宿泊施設からの苦情が出ることもあった。

災害に備えた事前の検討が必要

今後の災害対応への備えとして、一時移動を行うべき災害の基準や対象者等の検討、避難所の設置や運営の一項目として県及び市町村の地域防災計画への役割と実施事項の明記、宿泊施設との協定(避難者へのサービス提供の内容、県の費用負担、宿泊施設のリスト化等)などが必要と考える。

2 復興道路の重点整備

取組事例

震災時に「命の道」として機能

沿岸部を縦断する国道45号は、今回の津波で多くの区間がガレキ等により通行不能となった。一方、震災の6日前に一部区間が開通した「釜石山田道路」は、国道45号より高台に計画され津波浸水区域を回避するルートとなっており、今回の震災でも大きな被害はなかった。この釜石山田道路は、鶴住居小学校、釜石東中学校の児童・生徒や住民の避難に利用されたほか、その後の自衛隊、消防等による救済活動や支援物資を輸送する道路として大きな役割を担い、まさに「命の道」として機能した。

被災状況



ガレキで覆われた国道45号



平成23年3月5日に開通した釜石山田道路

〈関連する主な県の取組〉

- 第2節 5 災害に強い道路ネットワークの構築 (P110)
- 第5節 6 国への提言・要望等 (P228)

かつてないスピードで整備が進む

県では、三陸沿岸地域の縦貫軸と、内陸部と三陸沿岸地域を結ぶ横断軸の道路ネットワークを構成する高規格幹線道路等を『復興道路』と位置付け、国への要望を繰り返して行った。政府主催の第3回東日本大震災復興構想会議(平成23〔2011〕年4月30日開催)では、『三陸沿岸の復興は「復興道路」の整備から!!』として、重点整備・全線開通と地元負担への全面的な財政支援を訴えた。

その後も県は国土交通省本省や東北地方整備局と実務協議を継続し、国の平成23年度第3次補正予算(平成23年11月21日成立)において復興道路全線(岩手県内359km)の事業化が決定した。

復興道路は、平成31(2019)年3月の東北横断自動車道釜石秋田線全線開通や、令和元(2019)年6月に三陸沿岸道路が宮古市から宮城県気仙沼市までつながるなどかつてないスピードで整備が進み、復興・創生期間内の令和2(2020)年度までの全線開通が予定されている。

●第3回東日本大震災復興構想会議での県からの提出資料

連絡委員提出資料

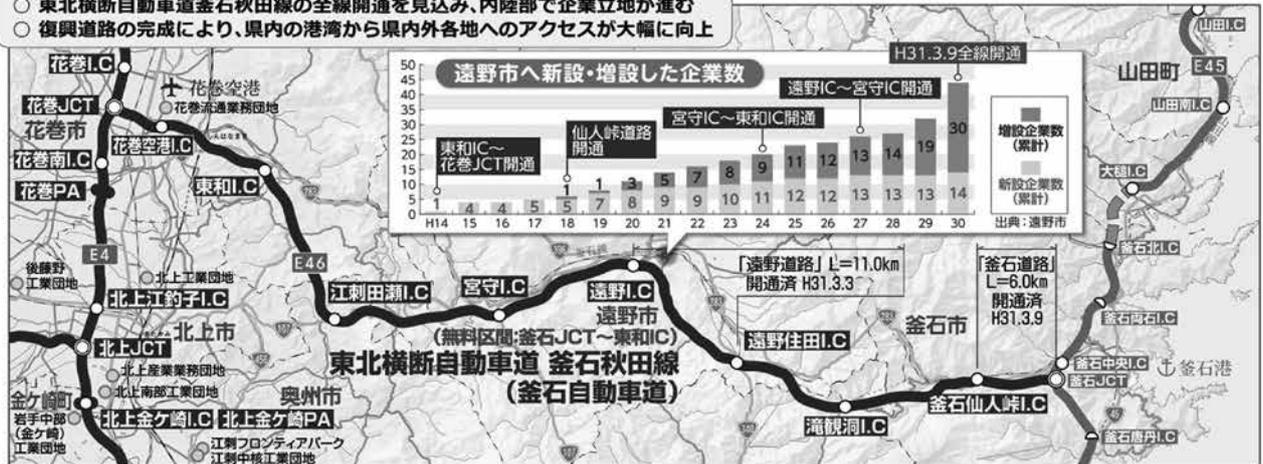
三陸沿岸の復興は『復興道路』の整備から!!
(岩手県)

- **被災地の特徴**
岩手県の沿岸地域は、南北に約220kmにも及び都市間距離も長いほか、内陸部との距離も盛岡～宮古間で約100kmとなっているなど、自然災害発生時における救急活動や物資の輸送、避難時には、非常に大きな不安を抱えている地域。
- **高規格幹線道路等が果たした役割**
今回の地震津波災害では、沿岸部の基幹道路である国道45号が各地で寸断された一方で、3月5日に開通した「釜石山田道路」をはじめとする「三陸縦貫自動車道」や「東北横断自動車道釜石秋田線(仙人峠道路)」については損傷がほとんどなく、津波襲来時の避難道路やその後の緊急物資の輸送道路として極めて有効に機能したほか、地域住民の避難路としても利用され、まさに「命の道路」であることを痛感。
- **岩手県の高規格幹線道路等の整備状況**
しかし、高規格幹線道路及び地域高規格道路による本県沿岸縦貫軸の整備率は未だ2割、「東北横断自動車道釜石秋田線」の釜石自動車道の整備率は4割弱にとどまる。
- **復興道路の早期整備と財政支援が必要不可欠**
本地域の復興のためには、「三陸縦貫自動車道」などの三陸沿岸の縦貫軸及び「東北横断自動車道釜石秋田線」などの横断軸の道路ネットワークの構築が必要不可欠であり、これらの道路を『復興道路』として位置づけ。
 - ① 集中的投資による3年間で重点的な整備、遅くとも5年以内の全線開通が不可欠。
 - ② 事業実施における地元負担への全面的な財政支援が必要不可欠。

●復興道路の整備効果

➡ 企業立地、既存事業の事業拡大や港湾の利活用

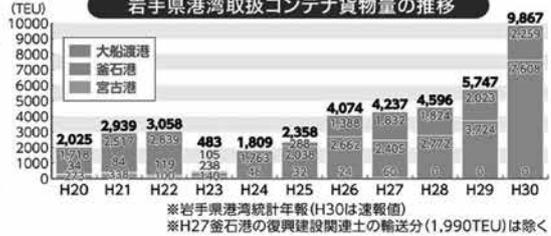
- 東北横断自動車道釜石秋田線的全線開通を見込み、内陸部で企業立地が進む
- 復興道路の完成により、県内の港湾から県内外各地へのアクセスが大幅に向上



最近の企業立地等

- ➔ **東芝メモリ** [北上工業団地]
[3次元フラッシュメモリ(半導体記憶装置)の製造機の建設]
2019年竣工予定
- ➔ **日本郵便** [北上南部工業団地]
[全国6局目、東北初のメガ物流局]
2017年3月開局
- ➔ **デンソー岩手** [岩手中部(金ケ崎)工業団地]
[自動車用メータ等の生産工場の建設]
2018年10月完成、順次稼働
- ➔ **セブン-イレブン・ジャパン** [北上南部工業団地]
[大規模食品工場・配送センター]
2015年5月完成・稼働

岩手県港湾取扱コンテナ貨物量の推移



※「岩手県復興道路パンフレット2019」(平成31年4月発行)から抜粋。

教訓・提言

全線開通による波及効果

復興道路が開通することにより、仙台～八戸間が震災前に比べて約3時間10分短縮されるなど沿岸各都市間や内陸と沿岸の所要時間が大幅に短縮されることや、津波浸水区域を回避した災害時でも安全で安心な通行が可能となる。

さらなる効果として、復興道路の全線開通を見込み、企業立地、既存企業の事業拡大や港湾の利活

用が進んでいる。例えば、東北横断自動車道釜石秋田線的全線開通を見込まれた時期から、内陸部で企業立地が進んでいることや、県内の港湾取扱コンテナ貨物量が大幅に増加しているなど、大きな波及効果が得られている。

この波及効果は全線開通を見込んだ企業等が進出したことにより得られたものであり、道路の整備効果をより大きく波及させるためには、全国に道路の開通情報や利便性を広報していくことが重要と考える。

3 三陸鉄道の復旧支援

取組事例

■ 甚大な被害からの復旧に当たり、三陸鉄道の負担軽減が必要となった

三陸鉄道(北リアス線・南リアス線)は、東日本大震災津波により橋梁、レール、駅舎の流出・損壊など計317箇所にあつた甚大な被害を受け、全線で運転を見合わせた。

比較的被害が少なかった一部区間(全体の約1/3の区間)では、迅速な応急復旧工事等により、被災から1か月以内に運転が再開されたものの、残る約2/3の区間については、復旧に係る事業費が約108億円と見積もられ、既存の鉄道軌道整備法に基づく災害復旧事業費補助(事業費の1/2を鉄道事業者が負担)では会社負担が重く、事業の継続が危ぶまれたことから、県は国に対し、発災直後から機会を捉え、国庫補助率の引き上げや地方財政措置の拡充等の要望を実施した。

■ 国の復旧支援制度創設に呼応した予算措置

国は、復旧に自治体が積極的に関与する支援制度として、国、自治体の補助率を各1/2とする第3セクター旅客鉄道向けの新たな復旧支援制度を創設するとともに、自治体の負担についても震災復興特別交付税により措置することとした。県は、平成23(2011)年度第7号補正予算に復旧に係る費用を計上し、平成23年11月、全線再開に向けた復旧工事が着工された。

■ 3年での全線運行再開を果たし、復興のけん引役として貢献

工事関係者の尽力により、平成24(2012)年4月に北リアス線田野畑～陸中野田間が、平成25(2013)年4月に南リアス線盛～吉浜間がそれぞれ運転再開され、残る南リアス

〈関連する主な県の取組〉

●第2節 6 被災者の移動手段の確保 (P112)

線吉浜～釜石間と北リアス線小本～田野畑間も平成26(2014)年4月に復旧し、全線の運転が再開された。

甚大な被害から3年で全線運行再開を果たした三陸鉄道は、震災からの復興の象徴となり、沿線住民の帰還や居住を促すなど復興をけん引するとともに、震災学習列車や観光列車の運行等を通じて地域振興や交流人口の拡大にも大きく貢献した。

■ JR山田線(宮古・釜石間)の三陸鉄道への経営移管で合意

三陸鉄道南リアス線・北リアス線の間を走るJR山田線(宮古・釜石間)も津波で甚大な被害を受け、不通となっていたが、JR東日本は当初、投資に見合う利用者の確保が見込めないとして、鉄道での復旧に慎重な姿勢を示していた。震災からの復興に当たり「駅中心のまちづくり」を進めるため鉄道復旧を求める県・沿線市町村に対し、平成26年1月、JR東日本は山田線(宮古・釜石間)の三陸鉄道による南北リアス線との一体運営を提案した。

協議の結果、運行に必要な車両の購入費用や30億円の協力金の提供、老朽化していた枕木やレールの強化等を行うことを条件に、復旧させた鉄道を三陸鉄道に移管することで関係者が合意し、平成27(2015)年3月、JR東日本による復旧工事が開始された。

■ リアス線開業により日本一長い第三セクター鉄道へ

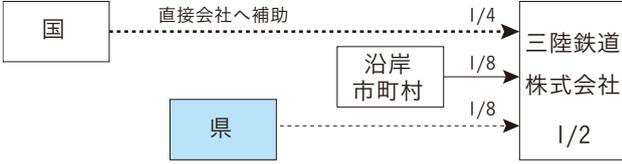
三陸鉄道は、平成31(2019)年3月に震災から8年の時を経て、JR山田線(宮古・釜石間)の経営移管を受け、リアス線として新たに開業した。今回のリアス線開通により、大船渡市盛駅から久慈駅まで、岩手県沿岸部163キロメートルを一貫運行する、全国最長の第三セクター鉄道となり、今後も、三陸沿岸をひとつにつなげ、震災等からの復興を大きく後押しする役割を期待されている。

●三陸鉄道 被害概要

線区	駅間	延長 km	被害箇所数							合計
			盛土 切土	橋りょう 高架橋	トンネル	駅 乗降場	軌道	信号通信 電力	諸設備	
北リアス線	久慈～宮古	36.6	11	15	0	1	38	5	0	70
南リアス線	釜石～盛	71	61	20	4	4	96	52	10	247
合計		107.6	72	35	4	5	134	57	10	317

●従来の鉄道軌道整備法による国庫補助

… 国：1/4、県：1/8、沿線市町村：1/8、鉄道事業者：1/2



●三陸鉄道災害復旧事業費 (単位：百万円)

	H23予算	H24予算	H25予算	総計
事業費	2,785	4,500	1,714	8,999
線路施設	1,885	3,340	1,197	6,422
駅施設	50	100	61	211
運転保安	317	430	254	1,001
附帯工事	533	630	202	1,365

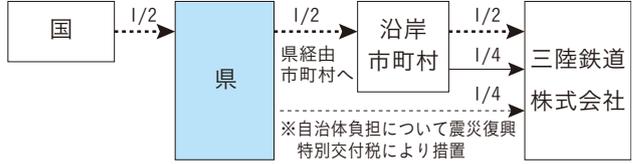
復旧費用は当初、約108億円と見積もられたが、約90億円となった。

三陸鉄道 全線再開・リアス線一貫運行までの経過

H23.3.16	北リアス線	陸中野田～久慈間	運転再開
3.20	北リアス線	宮古～田老間	運転再開
3.29	北リアス線	田老～小本間	運転再開
H24.4. 1	北リアス線	田野畑～陸中野田間	運転再開
H25.4. 3	南リアス線	盛～吉浜間	運転再開
H26.4. 5	南リアス線	吉浜～釜石間	運転再開
		[南リアス線全線運転再開]	
H26.4. 6	北リアス線	小本～田野畑間	運転再開
		[北リアス線全線運転再開]	
H31.3.23	JR山田線	宮古～釜石間の移管、 [リアス線 盛～久慈間 一貫運行開始]	運転再開

●三陸鉄道災害復旧事業スキーム

… 国：1/2、県：1/4※、沿線市町村：1/4※



●三陸鉄道災害復旧事業図



教訓・提言

高い公共性を持つ鉄道への
財政支援強化が必要

国への要望に当たっては、三陸鉄道が地域の足や産業振興の基盤として高い公共性を持つこと、被害の規模がかつてなく大きく広範囲にわたること、又、三陸鉄道の経営基盤は脆弱であり、震災によってさらに経営が圧迫され、存続が危ぶまれる事態となっていることなど、地域の交通インフラの一刻も早い復旧とそれに向けた支援の必要性を訴えた。要望の結果、東日本大震災津波からの復旧に係る特例措置として、「国と地方自治体が負担を分担し、鉄道事業者の負担を極力減らす」新たな支援制度が創設されたが、三陸鉄道では令和元(2019)年10月の台風第19号災害でも大きな被害を受けており、経営基盤の脆弱な第三セクター鉄道の大規模災害からの

復旧については、国による特段の財政支援制度の創設が必要である。

県・市町村間の密接な連携・協調が重要

東日本大震災津波で創設された支援制度では、復旧した鉄道施設を自治体が保有することが条件とされ、また地方自治体も負担を分担することとされたことから、県は、この制度に対応するため、市町村と協調して国庫補助に対応した予算編成を行うとともに、復旧した鉄道施設の市町村への譲渡などについての調整を行った。

復旧後も見据えた第三セクター鉄道の支援のあり方を検討するためには、県、市町村間の密接な連携・協調が必要である。

4 用地取得迅速化のための制度創設に向けた取組

取組事例

用地取得の迅速化に向けた取組

復旧・復興事業に要する用地取得を進めるにあたり、相続登記の未了や所有者不明等の理由により取得困難な土地等が事業用地内に多数存在し、これに係る土地収用手续に相当の日数を要する等の課題が確認された。

県では、用地取得の迅速化に向けた特例制度の具体的な設計を行うため、平成25(2013)年6月24日、庁内に土地制度設計検討ワーキンググループを設置し、これらの課題解決に向け、国に対し土地収用手续の迅速化等について提案及び要望を実施した。

〈関連する主な県の取組〉

- 第2節 1 防潮堤等の海岸保全施設の復旧・整備 (P102)
- 第2節 2 まちづくり (面整備) (P104)
- 第2節 5 災害に強い道路ネットワークの構築 (P110)

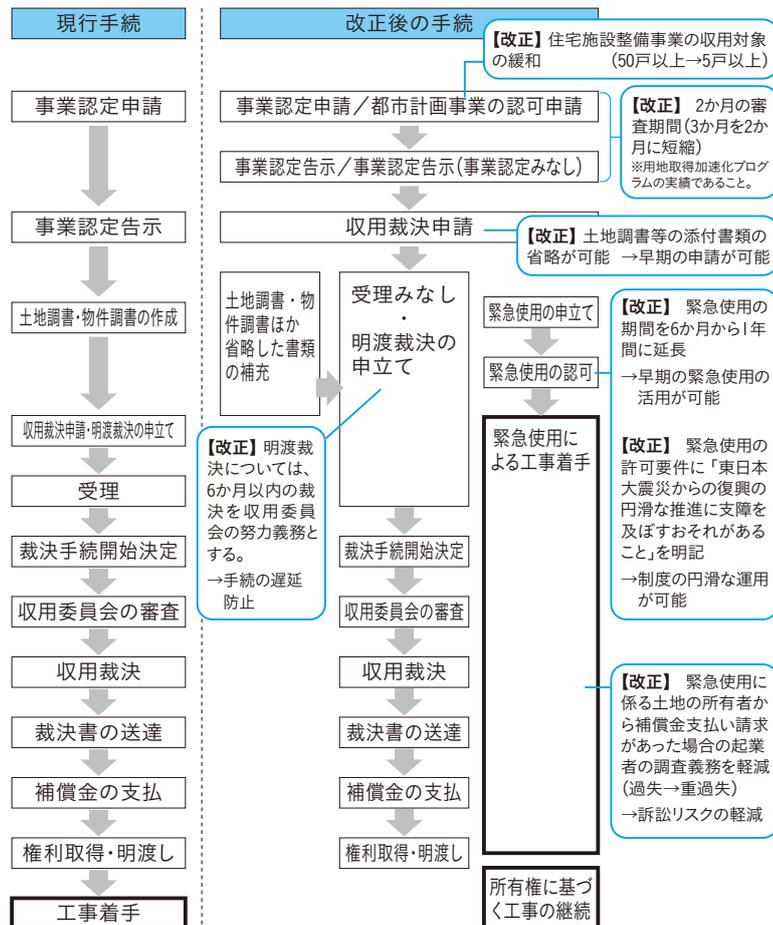
【要望概要】

- 1 土地収用手续の迅速化
 - (1) 土地収用法第20条に定める事業認定手续の迅速化
 - (2) 土地収用法第122条に定める緊急使用の対象拡大
 - (3) 土地収用法第123条に定める緊急使用許可期間の更新
- 2 所有者不明土地等の特例措置

その後、本県からの要望事項等が反映された「東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律」が平成26(2014)年4月23日に成立し、土地収用法に係る事業認定手续の期間短縮等、所要の制度改正が行われた。

また、所有者不明土地等の課題に対応するため、家庭裁判所、岩手弁護士会及び岩手県司法書士会と調整を行った結果、財産管理人候補者の選定や手续期間の短縮、多数相続案件に係る権利調整支援に対する協力を得ることができた。

● 東日本大震災復興特別区域法の一部改正土地収用制度の活用イメージ



改正制度活用により用地取得を行った金浜海岸(宮古市)

項目	制度改正及び業務協力により用地取得を行った実績例
収用適格事業の拡大	集団住宅整備に係る収用該当事業適格要件の拡大により小規模な防災集団移転促進事業等も収用裁決申請が可能 [50戸以上→5～49戸も収用対象]
事業認定手続の迅速化	申請後約50日で事業認定 [3か月(努力義務)→2か月]
収用裁決手続の迅速化	所有者不明土地等において申請後約5か月半で収用及び明渡裁決 [6か月以内(努力義務)の明渡裁決]
緊急使用	収用裁決申請と同時に申立可能 1年間の緊急使用許可申立が可能 [許可期間6か月→1年間]
財産管理人選任手続	裁判所の協力により財産管理人選任申立について約1週間で選任審判(一般的な所要期間約1か月程度)
権利調整支援業務委託	弁護士による相続人間の調整により4件の遺産分割協議等が成立

経験談 コラム

多数相続・所有者不明土地等の 用地取得に携わった用地担当職員から (当時40代)

用地取得を担当した「金浜地区海岸改修工事及び二級河川津軽石川水系津軽石川改修工事」は事業対象地中所有者不明土地が2筆あり、それぞれ24名(A地23名、B地22名に相続が発生し関係人が延べ275名であることが判明)の共有地だった。

平成25年11月の説明会を皮切りに平成26年7月までに関係人等に意向確認調査を行うも、所在不明等の理由により9名から回答が得られず、不明裁決申請に至った。

この間、昼夜・休祝日を問わず、直接面会・電話連絡等により相続関係人全員に対し意向確認(事業への同意可否等)調査を行ったことが、申請に至る前の段階で最も大変な作業であったことは言うまでもない。

裁決申請後は「東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律」によりスピード感を持って審理されたことから申請後約5か月半で裁決されたが、不明裁決の場合、起業者の関係人等への意向確認調査を全員に行わなくても裁決申請を可能とする(100名以上の場合等特例を設ける)等、事務担当者の労力をもう少し軽減する制度の構築を望む。

教訓・提言

上記取組事例のほか、岩手弁護士会との共同研究の実施により、次のとおり「事業用地の確保に係る特例制度の創設に関する要望」についても平成25年11月27日に実施したが、東日本大震災津波に係る復興事業における制度化は実現しなかった。

今後、同規模以上の災害が発生した場合を想定し、国レベルでの検討を行うことが必要と考えている。

【事業用地の確保に係る特例制度の創設に関する要望】

1 公益性認定の特例制度の創設

高い公益性を有する復興事業については、東日本大震災復興特別区域法に基づき設置される復興整備協議会において同意を得ることにより、土地収用法における事業認定相当の公益性の認定が可能となる制度の創設を要望。

2 用地取得の特例制度の創設

- (1) 私有財産との調整手続、補償金の支払手続等を担う、独立性の高い第三者機関(以下「機構」という。)を設置すること。
- (2) 機構の決定により、取得する土地の区域が確定したときは、事業者が損失補償見積額を機構に予納することをもって工事着手できるものとする。
- (3) 土地の損失補償額は機構が決定することとし、土地所有者等各人の補償額の確定及び支払は機構が行うこととする。また、事業者は、機構による当該支払の完了を待たずに、損失補償額を機構に納付することをもって所有権を取得できるものとする。

〈関連する主な県の取組〉

●第2節 9 被災者の住宅再建の支援 (P118)

5 被災住宅等の再建や補修に係る費用の一部助成

取組事例

住宅再建に対する国支援

東日本大震災津波の被災地では、広範囲にわたり建物が倒壊したが、特に、生活の基盤である住家の再建は、早期の生活再建を目指す上で、第一に対応しなければならない課題であった。また、住家の喪失に伴う人口流出を防止することで、地域経済の再生につなげるという点からも、住家等の生活基盤の再建に対する早期の支援は重要であったが、建設費用の高騰という新たな問題も発生していた。

自然災害により住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯への支援は、国の「被災者生活再建支援制度」があり、住宅の被害程度に応じて支給される支援金(基礎支援金)と、住宅の再建方法に応じて支給される支援金(加算支援金)の合計額が支給される。令和元(2019)年12月末現在で基礎支援金23,171件を支給し、そのうち14,546件では加算支援金を支給した。

●津波浸水範囲の土地利用構成率(%)

土地利用	田	その他の農用地	森林	建物用地
岩手県	17	4	9	34
宮城県	41	7	7	21
福島県	53	3	4	12
6県計	37	5	7	20

【出典:「津波浸水範囲の土地利用別面積について」(平成23年4月18日 国土地理院)】



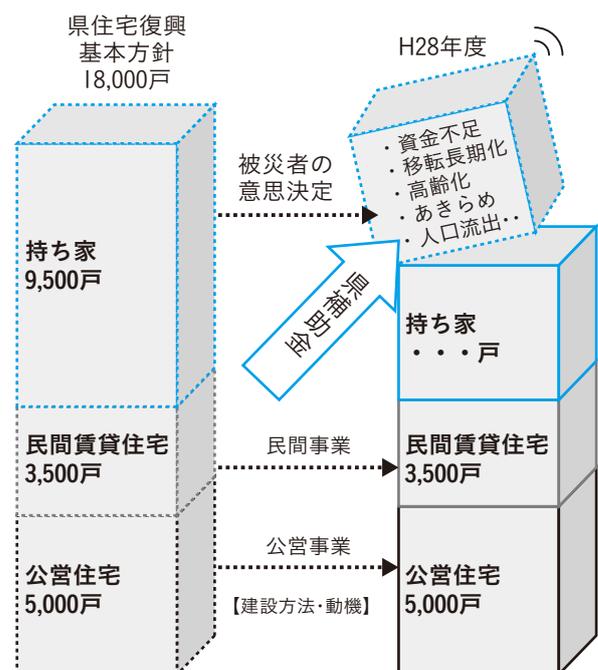
津波により多くの建物が倒壊した(陸前高田市)

【出典:いわて震災津波アーカイブ/提供者:陸上自衛隊岩手駐屯地】

岩手県独自の支援策

一方で、被災者生活再建支援制度の上限は300万円となっているが、前述のとおり建設費用が高騰していることに加え、半壊世帯は対象とされていない(東日本大震災津波では、県内で全壊128,931棟、半壊269,045棟の被害があった)。国に対しては、被災者の住宅再建が十分に図られるよう、支援金の増額や半壊世帯への支援対象拡大について繰り返し要望を行ったが、実現しなかったことから、被災地の実情に応じた岩手県独自の支援策として、東日本大震災津波復興基金を活用し、被災者生活再建支援金の上乗せ補助として県と市町村が共同で支援する「被災者住宅再建支援事業」を平成23(2011)年度に創設し、平成24(2012)年度から運用を開始した。この事業は、被災世帯への補助金の支給は市町村が行い、補助額の3分の2(複数世帯分1件当たり666,000円、単数世帯分1件当たり500,000円が上限)について、県が市町村に補助金を交付するというスキームで実施しており、令和元年12月末時点で、累計9,727世帯に対して補助金を支給している。

●被災者の住宅再建見込イメージ(H28(2016)時点)



●被災者生活再建支援金、被災者住宅再建支援事業の支給額及び県補助金の支給件数

	県補助金	(国)被災者生活再建支援金				支給額	支給件数
	県 2/3 市町村 1/3	基礎支援金		加算支援金		計	R1.12月末
複数世帯	100万円	全壊・解体	100万円	建設・購入	200万円	400万円	8,579件
単数世帯	75万円		75万円		150万円	300万円	1,148件

●当初推計との比較

	供給計画 (H23.10.6)	供給戸数 (R1.12月末)
持家(建設・購入)	約9,000～9,500戸	10,640戸
持家(補修)		2,989戸
賃貸住宅等	約3,000～3,500戸	917戸
災害公営住宅	約4,000～5,000戸	5,833戸
計	約16,000～18,000戸	20,379戸

※災害公営住宅は総供給予定戸数。それ以外は被災者生活再建支援金の加算支援金の支給実績による。

教訓・提言

被災者生活再建支援金の 上乗せ(拡充)の必要性

本県では、津波により住居が流失・全壊した被災者が県内での建築・購入による住宅再建を行うことが地域の復興につながるという考えにより、被災者生活再建支援金の上乗せ補助を実施した。実際に、本県の住宅再建の状況を見ると、令和元年12月末現在で、被災者生活再建支援金の加算支援金を受給した世帯数のうち持ち家による再建が10,640戸と、平成23年10月に策定した「岩手県住宅復興の基本方針」の民間持家住宅の供給計画戸数を上回っており、県と市町村による独自の支援事業は一定の効果があったと考えられる。

被災者生活再建支援金だけではなく、独自の支援策を講じることは、制度運営を行うための原資をいかに確保するかという問題はあるが、災害の規模・状況に応じ、住宅再建に向けた支援金額及び対象世帯の拡充など柔軟なスキームを構築し、被災者に提示することにより、早期に被災者の生活再建が進むものとする。

一方で、広範囲にわたる被災地の早期復興を満遍なく進めるためには、上乗せ補助のような独自の取組みに注力するだけでなく、国が制度として統一的に行う基礎的な支援の量や範囲を拡充する必要があるものとする。

6 国民健康保険等における一部負担金の免除

取組事例

国による特別な財政支援

(平成23(2011)年3月～平成24(2012)年9月)

発災直後、国から、国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険に加入する被災者に係る医療費の一部負担金及び介護の利用者負担の免除に要した費用を全額補填する特別の財政措置を行う方針が示され、これにより、県内全ての保険者(市町村、後期高齢者医療広域連合)において、被災者の一部負担金等の免除を実施した。

県独自の財政支援の実施(平成24年10月～)

国の特別な財政措置については平成24年9月末をもって終了し、同年10月以降は、各制度の特別調整交付金による財政措置に移行するとの取扱いが示された。これは、免除額が一部負担金等の3%(後期高齢者医療は1%)を超える市町村等には、免除額の8割を交付するというものであり、国の財政措置は残されたものの、それまでと同様の免除措置を継続するためには、残り2割を保険者が新たに財政負担せざるを得ない状況となった。また、こうした中、県議会では、免除措置の継続を求める請願が採択された。

県では、各保険者へ免除措置継続に係る意向調査を実施するとともに、県独自の財政支援のあり方について検討した結果、①被災地域においては、血圧の上昇傾向や健康不安の訴えがあり、引き続き医療・介護サービスを受ける機会の確保に努める必要があること、②内陸市町村にも多数の被災者がいること等を勘案し、国の特別な財政措置と同様の対象要件により、県内保険者が統一して免除措置を引き続き実施できるよう、県独自の財政支援^{*}を行うことを決定した。

^{*}財政支援の内容:保険者負担が1割となるよう補填。障がい者福祉サービス利用料も対象。

被災地・被災者の状況を踏まえた事業の継続

その後、県独自の財政支援は、平成25(2013)年3月、平成25年12月と延長を行い、平成26(2014)年1月以降の財政支援については、災害公営住宅の整備状況、応急仮設住宅への入居状況など被災地の生活環境や、被災者の受療状況等を総合的に勘案するとともに、市町村の意向を踏まえて、毎年度、その継続について判断してきたところであり、令和元(2019)年12月時点では、令和2(2020)年12月までの継続が決定している。

1 一部負担金等免除の目的

東日本大震災津波により被災した国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険等の被保険者の適正な医療等を受ける機会を確保するため、保険者(市町村、後期高齢者医療広域連合)が被災被保険者に対する一部負担金の免除を行う場合に要する経費の一部を補助するもの。

2 一部負担金免除の取組

(1) 国の財政措置

- 平成24年9月30日まで
東日本大震災被災者に係る医療費の一部負担金及び介護の利用者負担の免除に要した費用を全額(10/10)国が補填
- 平成24年10月1日以降
既存の特別調整交付金の仕組み(基準を満たした場合に8割を支援)に変更

【財政支援の内容】

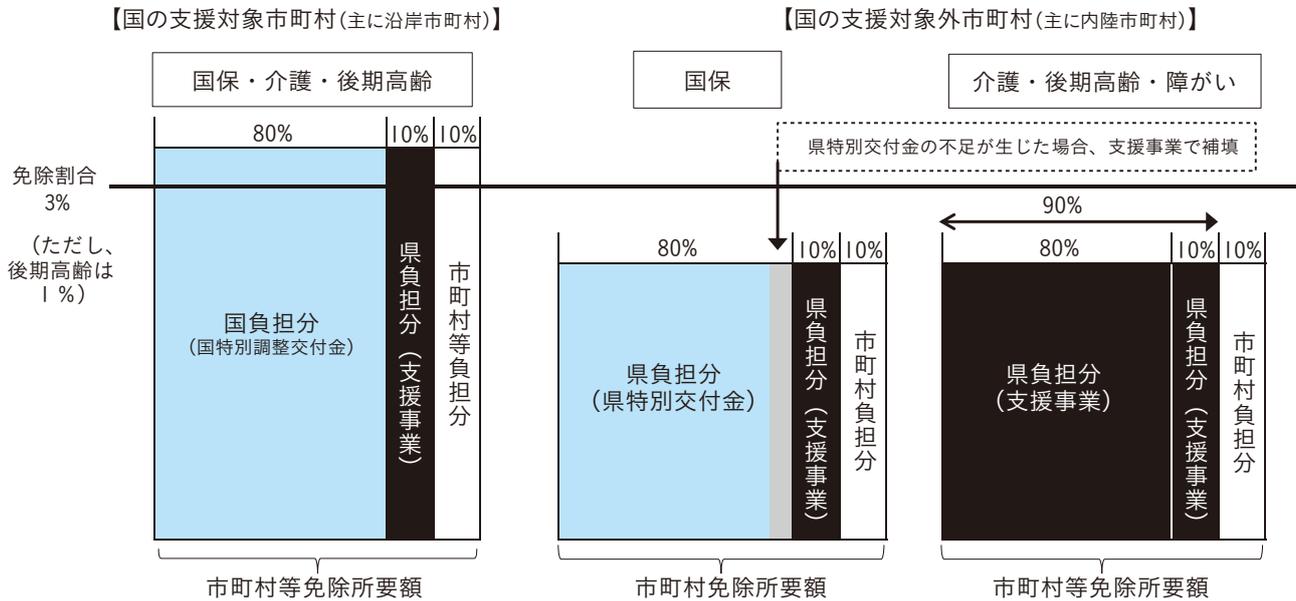
免除額が一部負担金又は利用者負担の所要額の3%(後期高齢者医療は1%)を超える市町村については、免除に要した費用の8/10を国の特別調整交付金の交付対象とする。

(2) 県の財政支援

各保険者において、平成24年10月以降も引き続き免除措置が講じられるよう、財政支援(特例措置支援事業費補助)を実施(令和2年12月末まで延長 ※令和元年11月時点)

- ・ 国特別調整交付金(8/10)の残額(2/10)を県と市町村等とで折半することを基本
- ・ 国特別調整交付金が交付されない市町村は、1/10負担となるよう県が9/10を支援
(ただし、国保については、国特別調整交付金と同様に県特別調整交付金を交付(8/10)し、残額(2/10)を県と市町村等とで折半)

〔事業イメージ〕



※国保は既存の県特別交付金の制度があるが、介護及び後期高齢は同様の制度なし

3 一部負担金免除の実績(平成30(2018)年度まで)

免除者数 (延べ人数)	免除総額	
	うち県負担額(補助事業)	
253,452人	229億5,588万円	25億6,662万円

教訓・提言

被災者の適正な医療・介護サービスを受ける 機会の確保

本県においては、東日本大震災津波により広範囲にわたり甚大な被害を受けたことから、多くの被災者が応急仮設住宅等で不自由な生活を余儀なくされ、健康面や経済面に不安を抱えている実態を踏まえるとともに、被災地から内陸市町村への避難する方もいることなども考慮し、全市町村が同様の財政負担により、一部負担金の免除が実施できるよう、県主導による所要の財政支援を行うこととしたものである。

平成30年度までに免除が行われた一部負担金の

総額は、各制度合わせて約230億円(うち県負担約26億円)となっており、延べ約25万人の被災者の医療・介護サービス等を受ける機会の確保と健康の維持増進等に寄与した。

大規模災害時においては、被災者の適正な医療・介護サービスを受ける機会の確保が重要な課題となることから、被災状況(人的・物的(住宅))の把握とともに、被災者の健康状態等についても的確に把握し、実施主体である市町村の意向を十分に確認しながら、県主導による財政支援のあり方について検討する必要がある。

7 福祉灯油の助成

取組事例

震災より前には原油等価格高騰対策として実施した事例もあった

福祉灯油については、震災前の平成19(2007)年度及び平成20(2008)年度に、原油等価格高騰対策として国が財政措置を講じ、岩手県では全県域を対象として低所得者に対する支援として「福祉灯油助成事業」を実施した。

被災地で低所得世帯への支援として実施した

東日本大震災津波により甚大な被害を受けた沿岸市町村においては、低所得世帯が暖房費を控えること等により、健康被害にも直接つながりかねないなど、冬季における暖房費の経済的負担が課題であったが、沿岸市町村では復旧・

復興業務等の増加により、福祉灯油の実施について検討するまでに至っていなかった。また、甚大な被害を受け、財政状況が極めて厳しい中で福祉灯油を実施する場合、財政支援の必要性も生じていた。さらに、県議会では福祉灯油の実施を求める請願が採択された。

こうした状況を踏まえ、県が沿岸市町村に対し福祉灯油の実施の意向を確認したところ、実施したいとの意向であったことから、福祉灯油事業を実施する沿岸市町村を対象として、事業費の2分の1(1世帯当たりの補助対象上限額5,000円)を補助する事業を平成23年度から実施した。

なお、東日本大震災津波以降、国では平成25(2013)年度及び平成26(2014)年度に原油等価格高騰対策を講じたが、それ以外の年度においては、国からの措置が講じられなかったことから、県の復興基金を活用し、事業を実施している。

概要

○対象市町村

東日本大震災津波による被害が甚大であった沿岸12市町村のうち、福祉灯油事業を実施する市町村

○助成対象世帯

高齢者世帯、障がい者世帯もしくはひとり親世帯であって、市町村民税の非課税世帯または生活保護法に基づく保護世帯

○1世帯あたりの助成金額(県補助額)

補助対象上限額5,000円×1/2=2,500円

近年の事業実績

項目	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度
対象期間	平成28年12月～平成29年3月	平成29年12月～平成30年3月	平成30年12月～平成31年3月
補助実績 〔実施市町村 助成世帯数 補助金総額〕	11市町村(洋野町を除く。) 16,949世帯 42,350千円	12市町村 17,886世帯 43,534千円	12市町村 18,167世帯 45,414千円

●各市町村への助成状況(平成30年度)

(単位:円)

	市町村名	助成世帯数	市町村における 一世帯あたり助成額	市町村助成額	県補助基準額	県補助金額	備考
1	宮古市	4,382	5,000	22,195,000	21,910,000	10,955,000	現金
2	大船渡市	2,266	5,000	11,330,000	11,330,000	5,665,000	商品券
3	久慈市	2,950	5,000	14,750,000	14,750,000	7,375,000	現金
4	陸前高田市	939	5,000	4,695,000	4,695,000	2,347,000	商品券
5	釜石市	3,027	5,000	15,135,000	15,135,000	7,567,000	現金
6	大槌町	987	5,000	4,935,000	4,935,000	2,467,000	現金
7	山田町	1,226	5,000	6,130,000	6,130,000	3,065,000	現金
8	岩泉町	649	5,000	3,245,000	3,245,000	1,622,000	現金
9	田野畑村	133	5,000	665,000	665,000	332,000	現金
10	普代村	170	5,000	850,000	850,000	425,000	現金
11	野田村	333	5,000	1,665,000	1,665,000	832,000	商品券
12	洋野町	1,105	5,000	5,540,000	5,525,000	2,762,000	商品券
	合計	18,167		91,135,000	90,835,000	45,414,000	

教訓・提言

■ 経済的負担の軽減や生活支援につながった

本県では、東日本大震災津波により甚大な被害を受け、財政状況が極めて厳しい中で、福祉灯油を実施しようとする沿岸市町村を重点的に支援するという観点から、当該市町村に対して、県がその経費の一部補助を実施した。平成30年度までの助成世帯数は延べ136,010世帯、補助金総額は3億2,341万円となっており、被害が甚大であった沿岸市町村への財政支援を通じて、社会生活を送る上で何かと不便の多い被災地において、特に弱い立場に置かれている所得の低い高齢者世帯や障がい者世帯等の方々の経済的負担の軽減と生活の支援につながったものとする。

■ 県も市町村と連携しながら主体的に検討することが必要

被災地では、生活再建や経済面の負担を抱える低所得者世帯等へのきめ細かな支援が必要であり、また、被災地の市町村では復旧・復興業務等の業務量が増加するため、こうした被災地の状況も踏まえ、県が率先して実施主体である市町村の意向を十分に確認しながら、低所得世帯を対象とした灯油購入費の補助について検討する必要があると考える。

8 「いわての学び希望基金」の創設

取組事例

被災した子どもたちの実状と支援策の検討

被害の全容が未だ判明していない4月初め、全国紙に「岩手県と文部科学省が、東日本大震災で身寄りをなくした児童生徒のために、寄宿舍つきの公立小中一貫校を県内につくる構想を検討」との記事が掲載された。これは、3月28日、文部科学省の鈴木寛副大臣が来県した際、同副大臣と達増知事が一つの構想として話し合ったことを踏まえての同副大臣の記者会見がきっかけであった。この報道を機に、岩手県には、国内をはじめ海外からも温かい支援の申し出が多数寄せられることとなった。

一方で、被災地域の調査が進むにつれ、親を失った子どもたちの多くが既に親類に引き取られていること、両親を失った子ども以外に片親を失った子どもも多数にのぼることなどが明らかになってきたことから、全寮制の小中一貫校以外の特別な支援の検討が必要となった。

寄附した方々の思いと用途をつなげる仕組みづくり

予算調製課(課の名称は当時のもの、以下同様)を中心に、支援の検討を進める中で、国内外からの多数の善意の申し出と、被災した子どもたちへの長期にわたる支援をつなぐため、県に基金を設置し、寄附の受け皿にする案が有力となった。善意の寄附を基金に積み立て、その基金から子どもたちを支援する事業の財源に充てることで、寄附した方々の思いと用途がつながるとの考えであった。

この基金の設置について、4月25日の知事定例記者会見で、知事から「いわての学び希望基金(仮称)」として、「被災した地域の将来を担う子どもたちは、被災地はもちろん、岩手、さらに東北、そして日本全体にとっての希望。こうした子どもたちが、郷土において安心して育つことができるように、「くらし」と「まなび」を支えていくことは、岩手の将来にとって不可欠である」と発表された。

寄附の受付開始と部局横断的な対応の準備

基金の正式設置に先立つ5月11日、専用口座の開設など寄附の本格的な受付を開始する旨の報道発表がなされ

〈関連する主な県の取組〉

●第2節 17 教育環境の整備 (P134)

た。報道各社に対し、県からは「多くの御支援をいただければ、両親を失った子ども以外にも多くの被災した子どもを支えることができる。趣旨をご理解いただき、広くお知らせ願いたい」と呼びかけた。寄附の受付開始に当たっては、予算調製課のほか、ふるさと納税を担当する税務課、私立学校を所管する法務学事課、寄附全般の対応にあたる保健福祉企画室、被災児童の支援を担当する児童家庭課、教育行政全般を司る教育企画室、東京・大阪・名古屋・福岡の各県外事務所のいずれに問合せや相談があっても対応できるよう、部局横断的に準備を整えて臨んだ。

こうして始まった受付は、報道各社に取り上げていただいたこともあり、日を追うごとに増加し、法人、個人、県内、県外、海外を問わず、幅広い方々から寄附の連絡をいただくこととなった。その内容も様々で、募金活動で寄附を集めてくれた子どもたち、海外のイベント収益を寄附者のメッセージとともに送ってくださる方、遠方より支援物資と一緒に寄附を届けてくださる方など、被災した子どもたちへの思いを込めた浄財が続々と寄せられた。

基金条例案の可決・給付型の奨学事業等の予算化

震災から約3か月後の6月8日、臨時の県議会において、「いわての学び希望基金条例」案が提案された。基金の用途として給付型の奨学金を想定していたものの詳細はまだ定まっておらず、また、寄附を募るための基金という過去に例のない提案であったが、県議会議員の方々からは、多くの励ましや期待が寄せられ、条例案は全員賛成で可決された。その後、同基金に係る業務は総務部から復興局に引き継がれている。

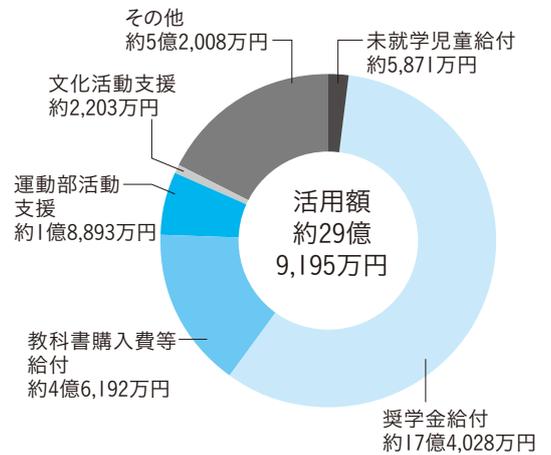
基金の正式設置後、教育委員会と保健福祉部は、それぞれ連携しながら基金に積み立てた寄附を財源とする事業の予算化を急いだ。この背景には、寄附いただいた方々の思いに早く応えることはもちろん、当時、東日本大震災津波の混乱の影響がまだ残っており、子どもたちに支援が届くよう、事業の周知に十分な時間を確保する必要があったためである。

8月9日、臨時の県議会において、基金を財源とする事業として、「いわての学び希望基金未就学児童給付事業」(保健福祉部)と「いわての学び希望基金奨学事業」(教育委員会)の予算案が提案され、全員賛成で可決された。その後、学校等を通じた事業の周知などを経て、10月からの申請受付、12月からの給付を開始した。

●奨学金等給付対象者と給付金額

給付対象	給付金額		
	H30改定	H25改定	H23創設
未就学児童	(H29年度で終了)	月額 2万円	月額 1万円
小学生	月額 3万円	月額 2万円	月額 1万円
中学生	月額 4万円	月額 2万円	月額 1万円
高校生	月額 5万円	月額 4万円	月額 3万円
大学生等(自宅)	月額 6万円	月額 6万円	月額 5万円
大学生等(自宅外)	月額 10万円	月額 6万円	月額 5万円
大学院生(自宅)	月額 6万円	—	—
大学院生(自宅外)	月額 10万円	—	—
一時金	小学校入学時	6万円	6万円
	小学校卒業時	15万円	9万円
	中学校卒業時	25万円	13万円5千円
	高等学校卒業時(自宅)	30万円	30万円
	高等学校卒業時(自宅外)	60万円	30万円

●平成30年度までの基金活用実績



教訓・提言

基金の当初積立額は5億円(県拠出金1億円及び寄附金4億円)であったが、その後、国内外からの多数の御支援により、令和2(2020)年1月末時点で100億円を超える寄附を受けている。

このような多額の御支援のもと、親を失った子どもに対する奨学金等の給付に加え、多くの被災した子どもの実状などを踏まえながら、順次支援策の拡充を図ってきた。

平成24(2012)年度からは、教科書購入等の給付事業、文化活動・運動部活動に対する支援事業も開始し、また、平成25(2013)年4月からは奨学事業を拡充し、小学校入学時一時金の新設と、定期金等の増額を行っている。さらに、平成27(2015)年度以降、遺児・孤児以外の被災地の児童生徒を支援する事業など事業範囲を拡大している。

このような基金の用途の拡大に当たっては、寄附いただいた方々の意向を踏まえつつ、被災地のニ-

ズに即した事業となるよう、平成29(2017)年度からは「いわての学び希望基金活用連絡調整会議」を立ち上げ、部局横断的な検討を進めており、奨学金給付額の拡大、大学院生への給付開始など新たな支援事業を開始している。併せて、寄附いただいた方々に対し、こうした寄附の用途や感謝の気持ちを伝えるとともに、岩手の子どもたちの状況をお知らせし、震災津波の風化防止や更なる支援を呼びかけるための、小冊子「いわての学び希望基金 活用状況のご報告」を発行し、配付している。

被災した子どもたちが自らの希望に沿った学校を卒業し、社会人として独り立ちするまで息の長い支援が求められることから、引き続き、子どもたちを取り巻く環境の変化や被災地のニーズに対応し、基金を活用する新たな事業を実施するなど、被災児童生徒へのきめ細かな支援を検討していく必要がある。

9 漁船等の共同利用システムの構築

取組事例

漁船の甚大な被害

東日本大震災津波による水産関係の被害額は、漁港関連施設を含め5,649億円に及んだ。漁船については、震災前に漁業者が所有していた漁船の約9割となる13,271隻が流失・損壊する被害となった。

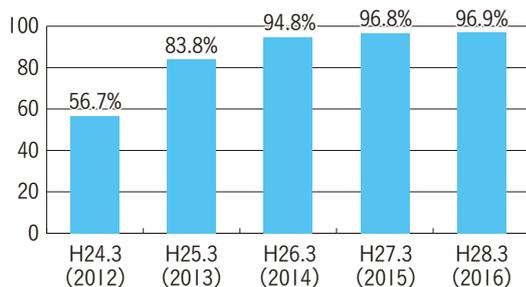
国、市町村との連携による漁船復旧スキームの構築

漁業の再開には、漁船、漁具の復旧を急ぐ必要があったが、漁業者は、漁船、漁具のほか、家屋等も流失するなど、自助努力での復旧は困難を極めた。一部の漁業協同組合では残存した漁船を共同利用させることでいち早く漁業を再開させた事例もあったが、多くの被災した漁業者は早期に漁業を再開するための全面的な支援を必要としていた。県では、漁業団体からの要望を受け、国に対して既存制度を越えた支援を求め、協議を重ねた結果、新たに「共同利用漁船復旧支援事業」が創設され、漁業協同組合が漁船を取得して、漁業者に一定期間リースする方式で漁業者の負担を軽減する「共同利用システム」が構築された。

漁船の被災状況、復旧状況

漁船は、13,271隻が被災したが、国の共同利用漁船等復旧支援対策事業を活用して支援を行い、6,485隻を復旧。平成27年度末時点で、自力復旧及び被災を免れた漁船を含めた稼働可能な隻数は10,592隻となり、漁業を再開する漁業者にはほぼ行き渡った。

●新規登録漁船数整備割合



〈関連する主な県の取組〉

- 第2節 25 水産業の復旧・復興の取組 (P150)
- 第5節 6 国への提言・要望等 (P228)

一方、本事業の実施主体となる漁業協同組合は、組合員に必要な漁船を取得するため多額の自己資金が必要となった。県では、民間企業等による寄付を財源に活用しながら、国の補助金に市町村とも連携して上乗せを行う補助スキームを構築して、漁業協同組合の負担軽減を図った。国においては、自己資金分の融資についても利子補給する制度を創設し、より負担を軽減し、早期復旧を支援した。

復旧体制の構築と早期復旧の実現

被災地からの膨大な漁船発注数により造船メーカーの製造・修繕能力を大幅に超え、復旧には相当の時間を要することが予想された。水産庁と国土交通省では、その製造・修理を円滑に進めるため、被災地に小型漁船の修繕施設を整備するよう業界団体へ要請し、未曾有の被害に対する復旧体制が構築された結果、平成27(2015)年度の事業終了までに復興実施計画の目標値の96.9%にあたる6,485隻の復旧を達成することができた。



音部漁港(宮古市) 平成23(2011)年震災直後



音部漁港(宮古市) 平成24(2012)年8月

漁船等の共同利用システム

漁船・漁具について、漁業者個々で取得することは経済的にも困難な状況にあることから、共同利用施設として漁協が一括取得し、共同で利用する方式や漁業者にリースする等の運用により、国の事業を最大限活用しながら漁業者の負担軽減を図り、早期の漁業再開を支援した。

■ 漁船等の復旧支援対策事業

- ・ 共同利用漁船等復旧支援対策事業
漁船(建造・中古船取得・修理)、定置網漁具資材取得・設置
- ・ 共同利用小型漁船建造事業
小型漁船の建造



※第4回東日本大震災復興構想会議(平成23年5月10日)での県からの提出資料(抜粋)

教訓・提言

■ 未曾有の被害に対しては被災者に寄り添った柔軟な支援が必要

漁業者の窮状を踏まえ、国との綿密な協議により既存の枠組みにはなかった漁船の「共同利用システム」を構築し、さらに実施主体の財務状況を考慮して、市町村と連携しながら自己負担分を極力軽減する補助スキームを構築できた。この補助スキームは、漁船のほか、共同利用施設全般に活用され、漁業協同組合では水産関係の様々な施設整備事業に着手することが可能となり、地域漁業の再建を進めることが可能となった。壊滅的な被害の発生時には被災者に寄り添い、状況を把握した上で既存制度の枠組みに捉われない柔軟な発想で支援を検討する必要がある。

■ 支援スキームの早期構築が重要

平成23年度の事業着手から2年後となる25年度には、「共同利用漁船等復旧支援対策事業」の進捗率は約8割まで進み、4年後の27年度には全て完了した。事業の着手が早いほど早期復旧につながるうえ、漁業者の不安を取り除くことができるため、関係機関と協議しながら、「共同利用システム」とそれを推進する補助スキームを早期に決定したことは、漁業の再開に大きく貢献したといえる。

今後も、同様の災害が発生した場合には、支援スキームの早期構築が重要である。

10 二重債務解消に向けた支援

取組事例

二重債務の解消に向けた支援が必要となった

東日本大震災津波の被害の甚大さを受け、新たに創設された「中小企業等復旧・復興支援事業(グループ補助金)」により、多くの被災企業は早期の事業再開につなげることができたが、一方で、既存借入の返済はそのまま残り、一部企業は、新たな借入れ・返済が困難な状況となった。

このことは、取引先の業況悪化を招き、連鎖倒産や雇用先の喪失、ひいては地域経済が疲弊する状況になるおそれがあったことから、既存借入と事業再開に必要な新たな借入れのいわゆる二重債務の解消に向けた支援が必要となった。

関係機関の連携による支援体制を構築した

国の第4回東日本大震災復興構想会議(平成23(2011)年5月10日開催)で、県は二重債務解消に関するファンドの設立による企業支援を提言した。

その後、県では、「岩手県産業復興相談センター」(同年

〈関連する主な県の取組〉

- 第2節 29 中小企業の復旧支援 (P158)
- 第5節 6 国への提言・要望等 (P228)

10月3日設置)及び「岩手産業復興機構」(同年11月11日設置)を通じて、事業再生計画の策定支援や債権買取等の金融支援を実施している。また、国においても、東日本全域の被災事業者を支援するため、「東日本大震災事業者再生支援機構」を設置し(平成24〔2012〕年2月22日)、債権買取等の金融支援を実施している。これまで被災事業者に対して行われた支援は、相談件数2,022件、債権買取等支援件数436件となった(令和元〔2019〕年12月末現在)。

なお、被災事業者の抱える課題は、県が実施した第12回被災事業所復興状況調査(平成30〔2018〕年8月1日現在)によれば、「二重債務の負担」の割合は10.0%と、第1回調査(平成24年2月1日現在)の18.1%より減少している。

高度化資金の債権を放棄した

被災事業者の中には、被災前に県から高度化資金(工場・店舗等の集団化や共同化を図る事業に対して、長期かつ低利で資金を貸付)の融資を受け、その返済を行っているところに、施設や設備が全損し事業停止した業者もあった。県は、施設や設備が滅失・損壊した事業者に対して、県議会の議決を経て、全国で初めて債権放棄を行った。

●第4回東日本大震災復興構想会議での県からの提言(抜粋)

津波被害からの再建における二重債務解消に向けた支援策(案)

1 現状

- 津波被害により資産が流失しても既存債務だけが残っている
- 新たな借入れ・返済が困難

2 要望

- 既存債務を解消したうえで前向きな企業再建・生活再建が早急に可能となるよう支援願いたい

ファンド設立による企業支援

◎国、県、金融機関等が出資するファンドの組成

- ①被災資産(建物、設備等)に係る既存債務の買取り
- ②公的融資の不足分に係る資金融資
- ③企業再生まで一貫した企業支援

制度拡充による個人再建支援

◎生活支援法等の拡充による個人への生活再建支援

- ①被災者生活再建支援金の大幅な拡充 200万円→500万円
- ②被災者向け公営賃貸住宅の整備
- ③国による住宅ローンの買取制度などの導入

- 二重債務解消等による企業活動の早期再開、雇用の場の復活、地域経済の再生
- 個人の生活再建による、安心してふるさとで暮らせる環境の整備

※生活支援・産業支援等を総合的に行うため、過去の大震災時に設置された「復興基金」を設けることは、今後の検討課題であるが、それらとは異なり、二重債務解消等の目的に特化したファンドを想定。

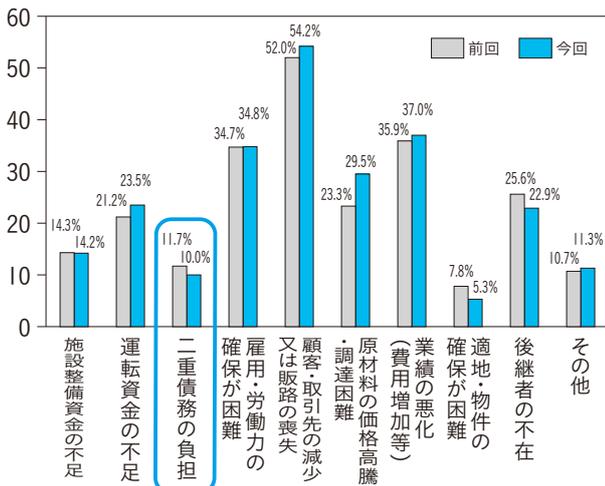
●二重債務事業者への支援

(R1.12月末時点、単位:件)

	合計
相談件数	2,022
債権買取等支援件数(※)	436
産業復興相談センター	269
震災支援機構	167

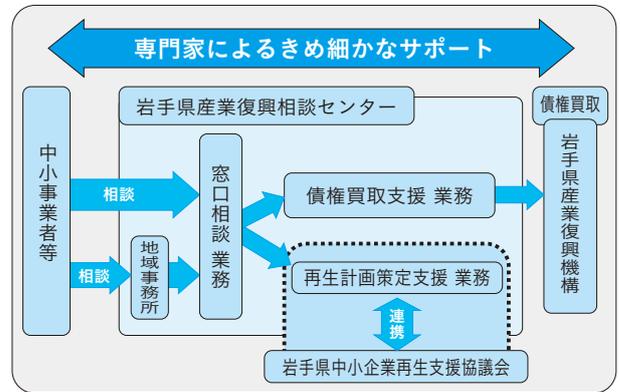
※債権買取支援のほか、返済条件の変更(償還猶予)、新規融資等を含む。

●被災事業所が抱える現在の課題



※第12回「被災事業所復興状況調査」(H30.8.1現在)結果報告より抜粋。(現在の課題で該当するものを3つまで選択)

●岩手県産業復興相談センター支援フローイメージ



教訓・提言

事業者への継続的な支援が必要である

土地区画整理事業の進捗に伴い、本設移行する事業者等において、設備投資などの資金需要が発生することが考えられる。

また、復旧後に発生した不漁による原材料不足や台

風被害等の経営環境の変化により、事業再生計画どおりの進捗となっていない事業者もいる。

こうした状況も踏まえ、被災した事業者に対しては、二重債務解消に向けた支援やグループ補助金による復旧に向けた支援のみならず、復旧後の経営環境の変化に対応できるよう継続的な支援が必要である。

〈関連する主な県の取組〉

● 第2節 29 中小企業の
復旧支援 (P158)

II 中小企業への災害復旧資金の貸付・被災資産修繕費の補助

取組事例

被災中小企業者の早期事業再開に向けた 支援が必要となった

東日本大震災津波では、沿岸部の多くの事業者が事務所等の流出など甚大な被害を受けたほか、内陸部の事業者においても、ライフラインの寸断や燃料資材不足等により、売上が減少するなど、県内経済が未曾有の危機に直面し、一刻も早い事業活動の復旧への早期の支援が必要となっていた。

これまでの考え方と異なる方法での支援が求められた

被災地域の復旧・復興には、事業者の早期事業再開が必要であり、広範囲にわたり事業用の施設・設備に被害が生じたことに鑑み、被災した施設・設備の復旧への支援が求められていた。一方で、個人や企業の財産に税金を投入して助成することには、相当慎重であるべきとする考えが根強くあり、これまでの考え方だけでは、必要な支援をすることが難しい状況にあった。

事業再開に必要な施設・設備に係る貸付制度及び 補助制度を創設

東日本大震災津波による被災事業者の早期の事業再開を支援するため、「岩手県中小企業災害復旧資金」及び「中小企業被災資産修繕費補助」を創設することとした。

中小企業被災資産修繕費補助は、平成23(2011)年4月に沿岸12市町村に制度の趣旨を説明し、理解を得た上で、県と市町村の協調補助として制度化した。

令和元(2019)年12月末現在、岩手県中小企業災害復旧資金の貸付実績は690件、49億7,472万円、中小企業被災資産修繕費補助の交付決定実績は、427件、15億1,949万円となっている。

予算額を大幅に上回る要望への対応

中小企業被災資産修繕費補助は、当初措置した予算額を大幅に上回る要望があったことから、対象事業者全てに補助金が交付できるよう、補正予算で増額して対応した。

取組の概要

○岩手県中小企業災害復旧資金

(平成23年3月18日～平成24(2012)年3月31日)

建物等に直接被害を受けた方を対象に、設備資金・運転資金の貸付を行う原資(融資枠50億円)を金融機関に預託

[資金の貸付実績]

件数	690件
金額	49億7,472万円

○中小企業被災資産修繕費補助

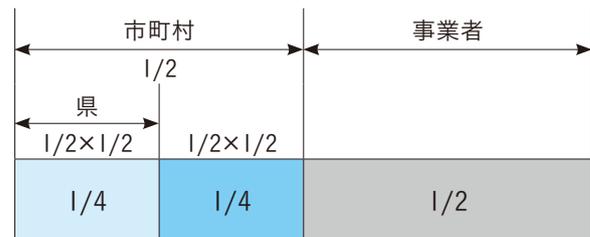
(平成23年度)

市町村が行う東日本大震災津波により被災した中小企業の現有店舗・工場の修繕に対する補助事業に要する経費に対し、当該経費の2分の1を補助

[補助金の交付決定実績]

件数	427件
金額	15億1,949万円

[補助スキーム]



<補助率>

市町村：補助対象経費の4分の1以内の額

県：補助対象経費の4分の1以内の額

教訓・提言

被災の実情を十分に踏まえた支援が重要である

中小企業被災資産修繕費補助は、補助制度の創設前に行った修繕の経費も対象としたほか、津波により店舗などが完全に流失している事業者が多いなどの実情を踏まえ、当初は資産の修繕のみとしていたが、その後、中小企業被災資産復旧費補助を創設

し、取得の経費も対象とした。

未曾有の災害に際しては、「個人の資産形成へ公金を投入すべきではない」「補助金は当初の予算額の中で交付決定すべき」といった従前の考え方だけでは地域の復旧・復興のために必要な支援を行うことができないこともあるため、被災の実情を十分に踏まえた支援が重要である。

12 復興祈念公園や伝承施設の整備

取組事例

追悼・鎮魂、伝承、発信の拠点となる

メモリアル公園を国営公園として要望

県では、東日本大震災津波による被害の広域性や甚大さに鑑み、国を事業主体とし、追悼・鎮魂、震災伝承の拠点となる国営公園の整備が不可欠と考え、平成23(2011)年7月に「防災メモリアル公園等を国営公園として整備すること」を求めて国に要望を行った。

同年8月に策定した岩手県東日本大震災津波復興計画には、東日本大震災津波の犠牲者を追悼・鎮魂するとともに、震災の経験や教訓を後世に語り継ぎ、防災文化を醸成し継承していくことを目的とした「メモリアル公園等の整備」を盛り込んだ。

さらに、国営公園を誘致するための要望や働きかけを強く行うこととし、県内候補地の選定に向けた「復興に係る公園緑地の整備構想」について、沿岸の被災12市町村と意見交換等を行った。

候補地の検討においては、「被害の甚大性」、「復興の象徴性」、「従前地が都市公園(名勝「高田松原」)で早期復旧への期待大」などを総合的に判断して、同年10月に陸前高田市高田松原地区を候補地とし、同年12月に国営メモリアル公園の整備を国に再度要望した。

地元から国への働きかけを行う体制の構築

陸前高田市は、県の動きと合わせて、平成23年12月策定の震災復興計画に高田松原地区における防災メモリアル公園の整備を掲げた。

国営公園の実現には、地元からの国に対する積極的な働きかけが必要と考え、平成24(2012)年4月には、「国営防災メモリアル公園を陸前高田市に誘致する会」が設立され、同年6月に市内外を含めた署名数約3万4千名による国への要望を行った。

また、平成24年7月には、有識者と地元代表の委員で構成する「高田松原地区震災復興祈念公園構想会議」を県と市が共同で設置し、震災復興祈念公園のあり方に関する提言をとりまとめた。

復興祈念公園における整備方針の決定

その後の国による検討の結果、国営公園としての整備は実現しなかったが、県が整備する復興祈念公園の中に国が

〈関連する主な県の取組〉

●第2節 ③ 震災津波関連資料の収集・活用 (P166)

中核的施設となる「国営追悼・祈念施設」を整備することが平成26(2014)年10月に閣議決定され、また陸前高田市が運動公園ゾーンを災害復旧により整備するという役割のもと、高田松原津波復興祈念公園の整備が進められることとなった。

県では、復興祈念公園(災害復旧による部分を除く)についても、通常事業と同様に事業評価の実施の必要に迫られ、その中で費用便益比(B/C)については、国、県、市の担当分全てを合わせた公園全体を対象として国のマニュアルに従い算出したが、復興祈念公園としての便益の説明が容易ではなかった。

整備に当たっては、有識者等から構成する委員会での提言を基に基本構想、基本計画を策定するとともに、ワークショップを何度も開催しながら、歴史、背景、経緯等を熟知した市民の方々から地域に根ざした貴重な意見をいただき、国営追悼・祈念施設における「祈りの場への軸線」や「公園利用者の安全確保」など、公園計画の根幹となる部分にその意見を反映している。現在は、国、県、市の三者が連携して、令和3(2021)年度当初の全面供用を目指し、公園整備を進めている。

事実と教訓の伝承及び復興に立ち上がる姿と感謝を発信する伝承施設

これまでに三陸地域を幾度となく襲った地震津波の歴史から学び、記憶や経験を語り継ぎ、悲劇を二度と繰り返さないよう将来に生かすため、震災津波伝承のあり方や伝承機能を有した拠点施設について検討を進めるため、平成26年5月に県庁内に「震災津波伝承まちづくりプロジェクトチーム」を設置した。

施設については、ジオパーク・観光地等の地域資源の活用や多様な交流の促進を視点に加え、三陸沿岸地域へのゲートウェイ機能を併せ持つよう、高田松原津波復興祈念公園内に配置することとし、震災伝承の機能を有し、防災教育、防災文化継承の拠点となる津波伝承施設を被災した道の駅高田松原の復旧と併せ、国、県、市が連携して合築により整備することとした。

平成27(2015)年8月に震災津波伝承施設検討委員会を設置し、有識者の意見やパブリック・コメントにより県民の意見を伺いながら、平成28(2016)年6月に震災津波伝承施設展示等基本計画をとりまとめ、平成30(2018)年1月には伝承館の基本理念を来場者へ伝えるミッション・ステートメントを発表した。

伝承館の展示内容については、全体展示テーマ『命を守り、海と大地と共に生きる』に基づきながら館内各ゾーンでの

展示構成や伝承館全体のストーリーを組み立て、施設検討委員会委員(有識者)、担当スタッフ(学芸員)及び製作者が、使用する写真や映像、展示物の選定、また説明文一言一句の細部までの内容等について、幾度にもわたる打合せと検討を重ねながら展示製作に当たった。

併せて、伝承館の管理運営を検討する中で、特に入館料については、施設検討委員会や県議会でも無料・有料の議論があったものの、国内外から多くの支援をいただいた被災県として、東日本大震災津波の事実と教訓をより多くの人と共有し、訪れる全ての方々に学ぶ機会を提供するという考えから無料とした。

高田松原津波復興祈念公園等のオープン

令和元(2019)年9月22日、高田松原津波復興祈念公園の主要施設である国営追悼・祈念施設の一部、東日本大震災津波伝承館(いわてTSUNAMI[つなみ]メモリアル)及び重点道の駅「高田松原」について、オープン式典を合同開催し利用が開始され、各施設には県内外から連日多くの方々が訪れている。

～釜石市の伝承施設「いのちをつなぐ未来館」～

県内では、東日本大震災津波伝承館の他にも、各地で津波伝承施設の整備が進められている。平成31(2019)年3月には、釜石市鶴住居地区に「いのちをつなぐ未来館」がオープンした。同施設でガイド兼語り部として活動する菊池のどかさんは、東日本大震災津波が発生したとき、釜石東中学校3年生だった。菊池さんをはじめ、釜石東中学校の生徒は、即座に自主的な避難を開始し、さらに隣接する鶴住居小学校の児童たちなどの手を取り、高台まで避難行動を続けた。菊池さんは、自らの経験をもとに、震災の事実と教訓を伝えている。



整備が進む高田松原津波復興祈念公園



令和元年9月にオープンした東日本大震災津波伝承館の内部

教訓・提言

事実と教訓を確実に次世代へ継承

三陸沿岸地域は、これまで繰り返し津波災害が発生している地域であり、今後も津波の襲来が予測されている中、将来の震災・津波災害から命を守っていくため、東日本大震災津波をはじめ、過去の震災・津波災害の事実と教訓を確実に次世代に継承していくことが重要である。

そのためにも、国と地方自治体が連携して整備する「復興祈念公園」については、復興の象徴として、犠牲者への追悼と鎮魂や、日本の再生に向けた復興への強い意志を国内外に向けて明確に示すという役割を永く担っていく必要がある。

関係機関との連携による

効果的な伝承・発信

また、伝承施設において、防災教育の普及や各種交流事業等を行うにあたっては、関連研究機関やNPO等の団体、有識者、県外自治体等の外部と積極的に連携を図っていく必要がある。

さらに、各市町村においても、震災津波伝承施設や震災遺構等が整備されており、各施設とも連携しながら、これらを有機的に結び付けることで伝承・発信の効果が増大する。

県が整備した伝承施設においては、県の三陸沿岸地域全体の津波災害を一体的に伝承するとともに、人々を三陸沿岸各地に誘い、各地域の活性化に寄与する「ゲートウェイ」としての役割を果たしていくことが強く求められている。

震災伝承のより広域的な取組が必要

令和元年8月1日、東北経済連合会及び東北地域づくり協会により「一般財団法人3.11伝承ロード推進機構」が設立され、東北の官民が一体となって大震災の経験や記憶を貴重な教訓として語り継ぎ、情報発信に取り組んでいく体制が構築されており、今後は、各地域にある震災伝承施設の個々の取組に加え、点を結び付け広域的な面的な取組へと展開していくことが期待される。

13 復興に取り組む岩手の姿の情報発信

取組事例

震災の記憶の風化防止と復興の取組への

継続的な参画・支援を図る

東日本大震災津波発災から時間の経過とともに震災関連の報道が減少するなど、震災の記憶の風化が懸念されていた。大災害からの復興には長期にわたる取組が必要であり、被災者のみならず県民・国民全体の理解のもと、連携して推進することが重要であり、復興への継続的な参画・支援の喚起と風化防止を図る取組を復興の取組と並行して進めていく必要があった。

「いわて復興未来塾」による復興の今を伝え、復興への参画を促進

東日本大震災津波からの復興の大きな原動力となっているのは、県民全体の「地元の底力」と日本全国、さらに世界に広がる様々な「つながりの力」である。これまでの復興の推進に当たっては、県内はもとより国内外から様々な支援が寄せられるとともに、多様な主体の参画による取組が展開されてきた。これらの力を一層伸ばし、今後の復興を力強く進めていくためには、復興を担う個人や団体など多様な主体が、復興について幅広く教え合い、学び合うとともに、相互に交流や連携を図りながら、復興の推進に生かしていくことが求められている。

このため、「未来づくり＝人づくり」との考え方のもと、いわて未来づくり機構の取組として、「いわて復興未来塾作業部

会」を平成27(2015)年3月に設置し、「いわて復興未来塾」を平成27年度から30(2018)年度までに合計17回開催し、復興への参画を促進している。

「いわて三陸復興フォーラム」により、復興の姿を県内外へ発信

被災地域の現状や復興の取組についての情報を発信するため、「いわて三陸復興フォーラム」を県内外において、平成23(2011)年度から30年度までに合計23回開催し、復興の取組に対する理解や継続的な支援、参画の促進を図っている。フォーラムでは、復興のフェーズに合わせたテーマを設定し、その内容は、被災者支援やなりわいの再生、震災の教訓の伝承など多岐にわたっている。

(各フォーラムの目的)

①県内フォーラム

多様な主体が一丸となって本格復興に取り組んでいく姿を強力に発信するとともに、岩手にゆかりのある方々が集まる場を設けることで、復興に向けた人的ネットワークの強化を図る。

②県外フォーラム

全国からの支援への感謝を伝えるとともに、被災地における復興の取組や現状を伝えることによって、本県の復興への理解と風化防止、継続的な支援・参画促進を図る。

③東北4県・東日本大震災復興フォーラム

首都圏において被災地域の復興状況や取組について情報発信を行い、風化防止と継続的な支援を呼びかける。

●いわて復興未来塾・復興フォーラムの開催状況(平成30年度までの実績)

年度	いわて復興未来塾	復興フォーラム		
		県内	県外(開催地)	東北4県(開催地)
H23	—	—	2回(東京都)	—
H24	—	1回	1回(大阪府)	1回(東京都)
H25	—	1回	1回(愛知県)	1回(東京都)
H26	—	1回	1回(兵庫県)	1回(東京都)
H27	6回	1回	1回(静岡県)	1回(東京都)
H28	4回	1回	1回(長野県)	1回(東京都)
H29	4回	1回	1回(東京都)	1回(東京都)
H30	3回	1回	1回(埼玉県)	1回(東京都)
計	17回	8回	10回	8回



H30第1回復興未来塾
(平成30年7月)



H30県外フォーラム
(平成30年11月)

様々な形での情報発信

○ポスター、動画の制作、インターネット番組による復興情報の発信

平成23年度からポスターや動画を活用した情報発信を実施しており、平成30年度はリアス線として開通した三陸鉄道や、大槌町の小中一貫教育校「吉里吉里学園」を取り上げ、復興に取り組む岩手の姿を伝えている。



また、震災の風化防止や、より多くの人々に本県への関心を持っていただきたいという想いを伝えるため、達増知事がメインパーソナリティーを務めるインターネット番組「いわて希望チャンネル」の放送を平成25(2013)年11月から開始している。毎月1回、「ニコニコ生放送」で放送し、令和元(2019)年12月末までに66回実施している。

○海外での復興報告会の開催

平成25年度から平成27年度までの3か年実施してきた復興報告会では、多大な支援をいただいた主要3地域(米国、欧州、台湾)を一巡し、復興支援に対する感謝や復興への取組状況を伝えることにより、これまでの復興支援を通じて育まれた岩手と海外との「つながり」を更に深め、復興への継続的な支援につながる広報を展開した。

○三陸防災復興プロジェクト2019の開催

東日本大震災津波から8年が経過し、復興の象徴である三陸鉄道リアス線が開通した2019年の機会を捉えて、令和元年6月から8月にかけて、三陸防災復興プロジェクト2019を開催した。

[主な目的]

- ・復興に力強く取り組んでいる地域の姿を発信し、東日本大震災津波の風化を防ぐ。
- ・国内外からの復興への支援に対する感謝を示す。
- ・東日本大震災津波の記憶と教訓を伝え、国内外の防災力向上に貢献する。
- ・三陸地域の多様な魅力の国内外への発信と交流の活発化により、新しい三陸の創造につなげる。



台湾復興報告会(平成27年11月)



三陸防災復興プロジェクト2019
オープニングセレモニー(令和元年6月)

教訓・提言

復興の過程で培った絆を生かし、 より良い復興を目指す

発災からの時間の経過とともに記憶の風化も懸念されるが、国内外の防災力向上に貢献していくためにも、被災県には災害の事実を踏まえた教訓や復興の姿を後世や国内外の人々に伝えていくことが求めら

れる。

各分野の関係団体、企業、NPO、高等教育機関など、あらゆる主体、地域や国内外との連携はより良い復興に向けて有効であり、復興の取組を通じて培ったつながりや絆を持続的な仕組みとして展開していくことが重要である。

〈関連する主な県の取組〉

- 第2節 30 産業の集積を図るための
特区制度の活用 (P160)
- 第5節 6 国への提言・要望等 (P228)

14 復興推進計画の策定による復興特区制度の活用

取組事例

「岩手復興特区」の提案

岩手県は、被災地域の特徴に応じた早急な復興のためには、規制・権限の特例措置による手続きの簡素化、経済的支援等の措置を一元的かつ迅速に行おうとする、いわゆる復興特区制度が有効であるとの認識の下、平成23(2011)年度に開催された政府主催の東日本大震災復興構想会議への提案や要望等により、10の「岩手復興特区」を提案した。

国の制度はメニューが限定的

平成23年12月に施行された東日本大震災復興特別区域法では、県が「岩手復興特区」として提案した内容のうち、「まちづくり特区」等で提案した都市、農地、森林等の枠組みを超えて各種土地利用再編を行うための特例措置や、「ものづくり特区」等で提案した被災地の産業集積のための投資・雇用・研究開発を促進するための税制の特例措置等が盛り込まれた。

同法では、あらかじめ特例となるメニューが設定されており、被災地のまちづくりの方向性や進捗に応じて必要なメニューを計画に位置づける制度となっている。

● 10の「岩手復興特区」

I 再生可能エネルギー導入促進特区	VI まちづくり特区
II 保健・医療・福祉サービス提供特区	VII 教育振興特区
III 企業・個人再生(二重債務対策)特区	VIII TOHOKU国際科学技術研究特区
IV いわたの森林の再生・活用特区	IX 岩手・三陸交通ネットワーク特区
V 漁業再生特区	X ものづくり特区

※第8回東日本大震災復興構想会議(H23.6.4開催)等において国へ提言・要望したもの

● 岩手県が策定している復興推進計画とその活用状況

復興推進計画	活用状況(令和元年12月末現在)
保健・医療・福祉復興推進計画	6事業所の指定
産業再生復興推進計画	564事業者(723件)の指定 ※投資計画額 9,434億円 ※雇用計画数 14,549人
岩手県確定拠出年金特区に係る復興推進計画	1件の証明
岩手県応急仮設建築物復興特区に係る復興推進計画	378件
岩手県公営住宅復興特区に係る復興推進計画	実施主体:県及び県内14市町村
被災者向け優良賃貸住宅の特例に係る復興推進計画	対象市町村:沿岸7市町村 2事業者の指定(大船渡市) ※建設戸数 16戸

●「岩手県応急仮設建築物復興特区に係る復興推進計画」で認定された応急仮設建築物の例



県の職員寮(大船渡市)



青葉公園商店街(釜石市)

【出典:いわて震災津波アーカイブ/提供者:釜石市】

教訓・提言

事務手続きの簡素化が求められる

東日本大震災復興特別区域法に盛り込まれた規制・手続きに関する特例、財政上の特例措置などを積極的に活用することで、産業の集積等による雇用機会の確保・創出や地域の特性を生かした産業振興など、具体的な施策・事業の迅速かつ効果的・効率的な推進につながった。

国においては、復興庁及び同岩手復興局が、特区に関する権限を有する各省庁との調整役を担い、きめ細かい対応を行っていただいたが、法令上、特区に関する個別の権限が復興庁にはないことから、(その役割は調整機関の域を出ず)特に、フロントランナーとして新たな特区を申請した際には、県・市町村とも、関係省庁から求められる煩雑な調整に多くの労力を要した。

この段階において、個々の被災市町村では、個別に特区申請を行うことは体制的に困難であり、県として積極的に、市町村の意見を十分に聞きながら、復興特区の申請を行うことが不可欠である。

また、特例メニューの中には、「確定拠出年金に係る脱退一時金の特例」のように、本来、国が直接簡素化すべきと思われる事項についてまで自治体に特

区申請を求めるようなものも含まれており、将来の大災害からの復興を見据え、真に必要な特区メニューの再検討を行うことも必要と考える。

一方で、復興特区制度を活用するには、国から復興推進計画や復興整備計画などの計画の認定を受ける必要があるが、この計画に盛り込む事項は、同法及び施行規則などに概括的に定められているのみであり、計画審査における国の裁量が大きく、審査過程で度重なる修正や緻密な追加作業を求められるなど、過度の事務負担が生じる結果となった。様々な復興の取組にマンパワーを重点化させている県・市町村の事務負担を大きくしないよう、計画作成に係る事務手続きの簡素化が必要と考える。

制度の有効活用のためには 柔軟な制度運用も必要

また、新たな特例の提案について、提案を行う前の国との事前協議等に期間を要したことや、新規立地促進税制については、多額の初期投資など様々な要件を全て満たす必要があり活用できる事業者が限定的であることなども踏まえ、復興特区制度の有効な活用を図るためには、地域の実情を踏まえ、できる限り柔軟な制度運用を行うことも必要と考える。

15 復興に向けて取り組む中で発生した平成28年台風第10号災害への対応

取組事例

東日本大震災津波からの復興に向けて取り組む中で平成28(2016)年台風第10号災害が発生

復興の途上で発生した平成28年台風第10号災害は、宮古市や久慈市、岩泉町などの被災地に再び大きな被害をもたらし、生活基盤や産業経済に再び大きな影響を及ぼした。

平成28年台風第10号災害対応のための体制を構築

県は、平成28年8月30日、台風第10号が上陸する約6時間前に災害対策本部を設置し、災害対策本部各地方支部（各広域振興局等）から職員をリエゾン（連絡員）として市町村に派遣するとともに、台風上陸後である9月2日に被害が甚大であった岩泉町へ現地災害対策本部を設置し、町、防災関係機関との連携を図った。

●平成28年台風第10号災害による被害の状況(令和元(2019)年12月31日現在)

【人的被害】

死亡	27人	久慈市1人、岩泉町24人、田野畑村1人、東京都1人
うち災害関連死	5人	岩泉町4人、田野畑村1人
行方不明	1人	宮古市1人
孤立者(最大)	1,093人	

【住家被害】

全壊	478世帯
大規模半壊	534世帯
半壊	1,943世帯
床上浸水	120世帯
床下浸水	1,474世帯
計	4,549世帯

【被害額】

住家・非住家	327億円
土木施設等	440億円
農林水産関係	336億円
医療、福祉施設	25億円
商工観光施設	246億円
その他	55億円
計	1,428億6,972万円



豪雨災害により河川や道路の大きな被害が発生した。(岩泉町、宮古市)

また、9月23日には政策地域部内に「台風災害復旧復興推進室」を設置するとともに、特に被害の大きい岩泉町には職員を駐在させ、早期の復旧・復興を支援した。

被災市町への人的支援の実施

被災市町への人的支援については、県内外の自治体に対して協力を要請するとともに、県採用の任期付職員を派遣するなど、復旧・復興に必要な人材の確保に継続的に取り組んだ結果、平成28年度から令和元年度までで、県内自治体からは延べ367人、県外自治体からは延べ10人、県採用の任期付職員は延べ30人を派遣している。

平成28年台風第10号災害に対応した 県単独の各種制度

被災者の生活再建支援については、被災者生活再建支援法が適用外の半壊・床上浸水世帯に対し支援金を支給

する市町村に対し被災者生活再建支援金支給補助を創設し、平成28年9月から順次支給を行ったほか、応急仮設住宅については、災害救助法の適用外となる3年目以降も、県単独で供与を継続するなど独自の取組を行った。

また、東日本大震災津波における復興交付金の活用や震災復興特別交付税措置が認められなかったため、県単独で、自由度の高い総合的な支援制度として、平成28年度には「特定被災地域復興支援緊急交付金」、平成29(2017)年度には「特定被災地域復興支援特別交付金」を創設し、被災市町に交付した。

さらに、被災事業者の事業再開を支援するグループ補助金が認められなかったため、被災した商工業及び観光業の事業者等への支援として、「地域なりわい再生緊急対策交付金」を創設したほか、支援を行うための商工指導団体職員の増員に要する経費を補助するなど、被災事業者の早期復旧支援に取り組んだ。

教訓・提言

災害応急対策や復旧・復興に向けた 体制の構築が必要

災害応急対策については、県と市町村が緊密に連携する必要があることから、必要に応じて現地災害対策本部を設置することが重要であるほか、復旧・復興の段階においても、復旧復興に係る支援方針や事業全体の進捗管理等を担う専担課の設置や、現地駐在を配置することが有効と考える。

被災市町への人的支援に係る一元化した システム構築が重要

被災市町への人的支援については、東日本大震災津波に係る総務省と全国市長会・全国町村会による派遣スキーム(総務省スキーム)が活用できず、県独自に東北及び関東地方の各都県に対し人的支援を要請したが、令和元年12月31日現在の県外自治体からの派遣は、岩泉町への2人にとどまっている。大規模災害からの復興を進めていくためには、復

旧・復興期を見据えた中長期の職員確保を円滑に行うことが不可欠であることから、あらゆる災害に対応可能な一元化したシステムの構築が重要と考える。

被災者支援に向けた県単独支援制度や 市町村への交付金制度が必要

被災者支援については、東日本大震災津波と台風災害で支援内容が異なったことから、不公平感を抱かぬよう県単独で支援制度を創設したところであり、自由度の高い市町村への交付金等制度の創設が必要であると考えます。

幅広い財政需要に対応できる 支援制度の創設が必要

国においても、現行の災害復旧制度の対象とならない社会生活基盤の復旧など、被災自治体の幅広い財政需要に対応できる弾力的で自由度の高い総合的な支援制度の創設が必要であると考えます。

16 「自助」「共助」「公助」の総合力を強化する防災訓練

〈関連する主な県の取組〉

●第1節 1 災害対策本部の動き (P32)

取組事例

県総合防災訓練の実施

県では、防災関係機関相互の協力体制の確立、地域住民の防災意識の高揚を目的として、県総合防災訓練を昭和39年に沿岸市町村との共催により、昭和40年からは単独の市町村との共催により実施している。訓練は内陸部と沿岸部で隔年の開催とし、内陸部では地震・水害・火災、沿岸部では地震・津波・火災など、地域の特性に応じた想定に基づく訓練を行ってきた。地震・津波災害を想定した県総合防災訓練は、東日本大震災津波までの間に、沿岸部において20回実施してきた。

訓練の内容は、防災関係機関相互の協力体制の確立の観点から、図上訓練、現地調整所設置訓練、負傷者搬送・受入訓練及び消防相互応援協定に基づく受援訓練を行うとともに、地域住民の防災意識の高揚の観点から、自主防災組織や地域住民の参加による応急炊出し訓練、応急処置訓練及び初期消火訓練等を行ってきた。

また、平成19(2007)年9月2日に遠野市を会場に開催した訓練では、地震によるライフライン施設や公共施設の損壊、建物・林野火災、沿岸津波被害等を想定した基本的な防災訓練に加え、沿岸支援のための中継救援基地を遠野市に設定し、医療救護と救援物資輸送の訓練を併せて実施した。

●平成30年度総合防災訓練の状況



図上訓練①
(電話やカードで与えられた災害情報を県災害対策本部支援室が収集・分析・判断し、災害の対応方針を検討した。)

「みちのくアラート2008」への参加

県では平成20(2008)年に陸上自衛隊の主催による震災対処訓練「みちのくアラート2008」に参加し、多くの防災関係機関と連携した訓練を行うことで、相互の協力体制をより強固にした。

震災の事実を教訓とした総合防災訓練の見直し

東日本大震災津波では、未曾有の大災害の中で、地域住民が助け合い、多くの防災関係機関が連携を図って災害に対処するなど、これまでの訓練の成果が生かされたものもあったが、多くの死者、行方不明者が発生したほか、水門等の閉鎖や避難誘導に当たった消防団員や警察官等が数多く犠牲となった。

これらを教訓として、県では総合防災訓練の見直しを行い、主会場へ多くの関係機関が参集しシナリオに沿って訓練する「展示型訓練」から、より多くの地域住民や防災関係機関が実災害を想定して行動する実践的な「参加・体験型訓練」に転換を図り、平成24(2012)年度の訓練では、消防団員など避難支援従事者の安全確保のための退避訓練を行った。

また、東日本大震災津波の対応では、広域的な地域の連携が課題となったことから、県では、平成25(2013)年度から県総合防災訓練を地域的なつながりのある複数市町村との共催により実施し、市町村境を超えた広域避難訓練や消防団が連携したパトロール訓練等を実施している。



図上訓練②
(県庁で行われた訓練には、自衛隊、消防、警察などの関係機関が参加し、災害対応における関係機関との連携についても訓練した。)



現地対策合同本部設置訓練
(岩泉町小本津波防災センターに岩泉町、警察、消防の職員が参集し、連携して災害対応を行うための現地対策合同本部を設置した。)



救助・救出訓練
(自衛隊が海上に漂流する住民をヘリコプターで救出する訓練を実施した。)



応急食料炊出し訓練
(避難者へ食事を提供するため、自主防災組織等が炊き出しを行う訓練を実施した。)



医薬品等供給訓練・仕分け訓練
(医薬品の空箱を詰めた段ボール箱をあらかじめ運び込んでおき、災害対策本部から指示を受けた薬剤師会が分別・整理を行い、救護所に連絡する訓練を実施した。)

教訓・提言

「自助」「共助」の強化のために地域住民の意識の高揚が重要

津波などの大規模災害には公的機関のみでは対応できないことから、地域住民に対し、公的機関に頼るのではなく、自分の身は自分で守る「自助」、地域の安全は地域で守る「共助」の意識の高揚を図る訓練を実施することが重要である。

「公助」の強化のために 県・市町村・防災関係機関の連携が重要

行政機関による公的な支援である「公助」を強化するためには、県、市町村、防災関係機関が連携を図り、実効的な防災・減災体制を整備する必要がある。

大規模災害時における地域相互の連携の強化を図るためには、沿岸部の複数市町村との共催による訓練、広域避難等を想定した内陸部の市町村と沿岸部の市町村との連携を図る訓練のほか、国の防災関係機関が主催する、県境を越える広域災害を想定した訓練への参加が重要であると考えられる。

第5節 復興を支える仕組み

I 復興に向けた基本方針・復興計画

取組事例

基本的な考え方を明確に

大震災津波により未曾有の被害を受け、多くの被災者が不自由な避難生活を余儀なくされていた状況のもとで、復興に向けて県民が一丸となって取り組んでいくためには、何よりも、復興に向けた基本的な考え方を一刻も早く明確にし、県民の理解を得てそれを実現する体制を整えることが喫緊であった。

そこで、県では発災後1か月となる4月11日に、「被災者一人ひとりの幸福追求権の保障」と、「犠牲者の故郷への思いの継承」を二つの原則とする「復興に向けた基本方針」を策定した。

オール岩手での計画策定

基本方針の策定と同じく4月11日に、県内の学識経験者や、被災市町村、各界、各層の代表者をメンバーとして「岩手県東日本大震災津波復興委員会」を立ち上げ、当初の応急措置を超えた復興を目指す体制を構築した。岩手県では、岩手大学が中心となった県内における科学技術及び研究開発に関する産学官連携組織である「いわてネットワークシステム(IN S)」の活動が震災前から全国に先駆けて進められていたことが、復興委員会でのスムーズな意見交換につながった。また、専門事項の調査のため、復興委員会の下に「総合企画専門委員会」及び「津波防災技術専門委員会」を設置した(平成26年度からは、「女性参画推進専門委員会」も設置した)。

そして、沿岸全13市町村における地域説明会等で被災地の意見を丁寧に聴取しながら、復興委員会及び専門委員会で集中的な検討を行い、各分野にわたる復興の道筋を明らかにした復興計画を4か月で作り上げ、発災から5か月目の8月11日に岩手県東日本大震災津波復興計画を策定した。

この復興計画では、今回の大震災津波の経験を踏まえ、再び津波により人が亡くなることのない、より安全で暮らしやすい地域を造り上げなければならないという理念のもと、復興の目指す姿として、「いのちを守り 海と大地と共に生きるふるさと岩手・三陸の創造」を掲げた。

〈関連する主な県の取組〉

- 第2節 2 まちづくり(面整備)(P104)
- 第5節 2 多様な主体の参画・つながり(P220)
- 第5節 3 復興計画の進行管理(P222)

計画における市町村への指針の提示、 国への提案等

また、復興計画では、市町村が被災地域ごとに作成する復興プラン等の参考としてもらうため、被災地域を4類型に分類し、それぞれの被災状況に応じた3つの復興パターンを、まちづくりのグランドデザインのモデルとして示した。併せて、国に対しても、県や市町村に対する積極的な支援を行うとともに、国家プロジェクトとして復興に主体的に取り組み、税財政措置や規制緩和など必要な措置を講じるよう、県として提案等を行った。

国と異なる復興計画期間の設定

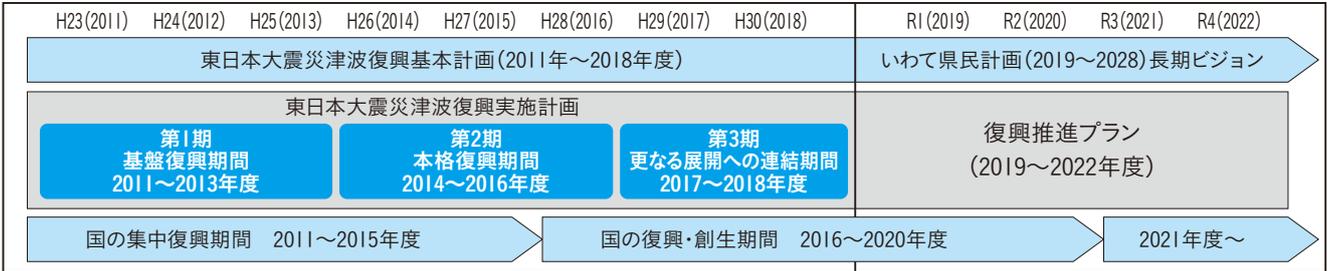
国では復興期間を10年としたが、岩手県の復興計画では平成23(2011)年度から30(2018)年度までの8年間を全体計画期間とした。これは、迅速な復興の実現を目指すとともに、平成31(2019)年度(令和元年度)からのスタートが予定される県の次期総合計画を見据えたものであった。なお、期間の考え方については、甚大な被害状況を踏まえて、復興に向けた各分野の取組に要する期間を積み上げつつ、できるだけ迅速な復興を目指すという観点から、被災市町村の意見も聞きながら、複数の期間のパターン(6年、8年、10年)に関して復興委員会・総合企画専門委員会などにおいて議論をいただいた上で決定した。

なお、令和元年度からは、県の総合計画である「いわて県民計画(2019~2028)」において、東日本大震災津波からの復興を引き続き県の最重要課題と位置付けるとともに、長期ビジョンに復興に係る章を設け、基本方針や復興計画に掲げた原則や目指す姿を引き継ぎ、三陸のより良い復興の実現に取り組むこととした。

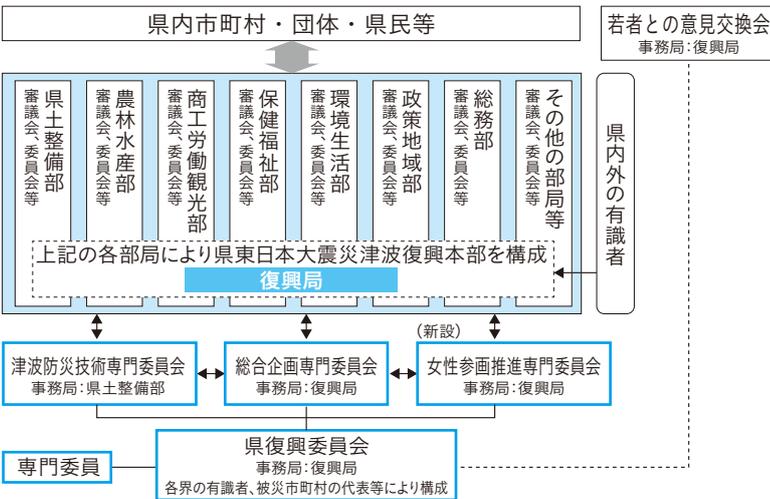
計画策定後の見直しや進行管理もオール岩手で

県の施策や事業等を具体的に示す復興実施計画(第1期~第3期)の策定や見直し、進捗状況については、復興委員会や各専門委員会が出された幅広い意見の集約や、専門委員会の現地調査でのヒアリングにより把握した時期ごとの課題を県の取組に反映することで、全県を挙げた「オール岩手」の力を結集した復興の取組を進めることができた。

● 計画の構成及び期間



● 復興計画の推進体制(平成26(2014)年度時点)



教訓・提言

丁寧な計画策定が重要

復興に当たっては、県民をはじめ、各分野や地域等の関係団体、企業、NPO、高等教育機関、行政など、地域社会のあらゆる構成主体が連携して復興の主体となり、その総力を結集して地域社会に根ざした復興をなし遂げるということが重要である。本県では、この観点から、計画策定段階で、復興委員会において科学的・技術的な必然性と社会・経済的な必要性に立脚した議論を重ねるとともに、パブリックコメントや地域説明会の意見等を踏まえて、丁寧に策定の手続きを進めた。

復興計画は総合計画等とは役割が異なる

県の復興計画は、通常のコグ合計画等とは異なり、策定時点において、地域の社会環境(被災状況や復興の方向性)や国の制度、財源等が不明確であることから、計画の果たす役割も大きく異なるものであることに留意が必要である。本県では、このことから、①被災者一人ひとりの復興支援、②被災市町村の復興計画の指針、③多様な主体による復興の取組の指針、④国に対する必要な復興事業の提案・要望、⑤国内外の支援と参画による「開かれた復興」の促進の5つを「計画の役割」として位置付けた。特に、国の補正予算や翌年度予算の編成に県の復興計画の内容を盛り込むよう働きかけるためにも、県民の賛同を得たものとして早期に策定する必要があったことから、策定手続は集中的に行った。

2 多様な主体の参画・つながり

取組事例

若者・女性をはじめとした幅広い参画

県では、復興基本計画において、県民をはじめ、各分野や地域等の関係団体、企業、NPO、高等教育機関、行政など、地域社会のあらゆる構成主体が連携して「復興の主体」となり、その総力を結集し、地域社会に根ざした復興を成し遂げることを掲げた。平成23(2011)年から、県内の様々な分野で活躍している女性や、被災地で活動している若者と、復興に係る意見交換を行い、若者や女性の幅広い意見の集約に努め、計画の策定や見直しなど進行管理に取り組んできた。

平成26(2014)年3月に策定した復興実施計画(第2期)では、計画を進めるに当たって重視する視点の一つに「参画」を掲げ、本格復興を進めていく上で、住民一人ひとりが復興の主役となって、復興まちづくりや地域コミュニティの再生、地域の産業の再建などに取り組んでいくことが重要であることから、特に次世代を担う若者や女性をはじめとした地域住民が復興に参画し、活躍できる地域づくりを推進していくこととした。若者グループが企画・実行する「地域の課題解決」や「元気創出活動」などの取組に対する助成や、「男女共同参画の視点からの防災・復興」をテーマとしたワークショップ等の開催などにより、若者・女性をはじめとした地域住民の幅広い参画による復興の取組を促進した。

女性の意見を幅広く取り入れるための 専門委員会の設置

平成26年度からは、「岩手県東日本大震災津波復興委員会」の専門委員会として「女性参画推進専門委員会」を設置し、女性の意見を幅広く取り入れながら十分な議論が行えるよう、復興委員会の体制強化を図った。平成26年10月からは専門委員会に「女性参画によるなりわいの再生ワーキンググループ」が設置され、「なりわいの再生に向けた女性の活躍支援」と「女性が地域で活躍できる環境づくり」を検討テーマとし、現地でのヒアリングや意見交換が行われた。平成28(2016)年3月には、ワーキンググループの調査報告がまとめられ、この報告内容が、県事業として平成28年度に創

〈関連する主な県の取組〉

●第5節 ■復興に向けた基本方針・復興計画 (P218)

設した、女性や若者の被災地での新たなビジネスの立ち上げに対し、事業計画の策定、初期費用及び資金調達、販路開拓などを総合的に支援する「さんりくチャレンジ推進事業」に反映された。

多様な主体の連携による相乗効果

また、復興実施計画(第2期)では、多様な主体が連携して活動する相乗効果により復興を加速していくため、「つながり」も重視する視点として掲げた。岩手県内の産学官のネットワーク組織である「いわて未来づくり機構」では、復興支援ポータルサイト「いわて三陸 復興のかけ橋」を開設し、復興の加速化に向けて、①県内外の団体や企業からの復興支援のマッチング促進、②復興関連情報の発信による震災記憶の風化防止、③県内外の企業や団体等との復興支援ネットワークの強化の3つの取組を進めてきた。



女性との意見交換会(平成23年7月)



若者との意見交換会(平成27年9月)



女性参画推進専門委員会「女性参画によるなりわいの再生ワーキンググループ」による現地視察(平成27年10月)

●「いわて三陸 復興のかけ橋」マッチング事例

項目	支援先	マッチング内容
水族館復興のための支援	もぐらんぴあ・まちなか水族館(久慈市)	水族館復興のための実体顕微鏡等物品
うごく七夕まつりプロジェクト	「中央祭組」(陸前高田市)	活動資金、テント、山車格納庫、テーブル、イス等
中古ピアノの支援提供	介護老人保健施設「ほほえみの里」(宮古市)等	調律済みの中古ピアノ

「いわて三陸 復興のかけ橋」URL <http://iwate-fukkou.net/>

教訓・提言

若者・女性の活躍が復興を進める

被災者一人ひとりに寄り添った支援は、地域住民の力に加え、若者、女性、企業、NPOなどあらゆる主体が連携して取り組んでおり、地域コミュニティ再生の大きな力となっている。

高校生・大学生や社会人など県内外の多くの若者が、まちづくり活動やボランティアなどで活躍しており、若者の取組に対して助成する制度を創設するなど、若者を支え、若者の背中を押し、若者が活躍できる地域づくりを進めることが必要である。

被災地では、震災後、女性の人口減少率が高く推移しているほか、有効求人倍率が1倍を超える状態が続き、従来女性が多く携わってきた水産加工場な

どの製造業や、介護施設等の現場では人手が不足している状況が見られた。こうした課題に対応し、復興と豊かな地域づくりを進めるには女性の参画が必要不可欠であり、復興に女性の視点を反映することに加え、男女共同参画の視点を取り入れることも重要である。

震災を契機に生まれたつながりや絆を強化

さらに、多様な発想や知恵を生かした復興の取組を進めていくためには、復興支援マッチングや復興支援ネットワークの構築など、震災を契機に生まれたつながりや絆を更に広げ、強化していくことが重要である。

3 復興計画の進行管理

取組事例

重層的・多面的な進行管理を実施

平成23(2011)年8月に策定した復興計画を推進していく段階において、県民、市町村、団体、企業、NPO、教育機関等県内外の多様な主体との連携によって、県内外の総力をあげて復興の取組を進めるためには、復興の現状・進捗を県民等の間で広く共有し、それに基づき対策を講じる仕組みが基盤となることを復興委員会において確認した。また、多くの県民が直接被害を受けた大規模な災害からの復旧・復興の計画であることから、従前の県民意識調査、政策評価と連携しながら、①被災者や県民の復興に関する実感の調査、②人口や産業変化等基礎的データの推移、③事業別の実

〈関連する主な県の取組〉

●第5節 ■復興に向けた基本方針・復興計画 (P218)

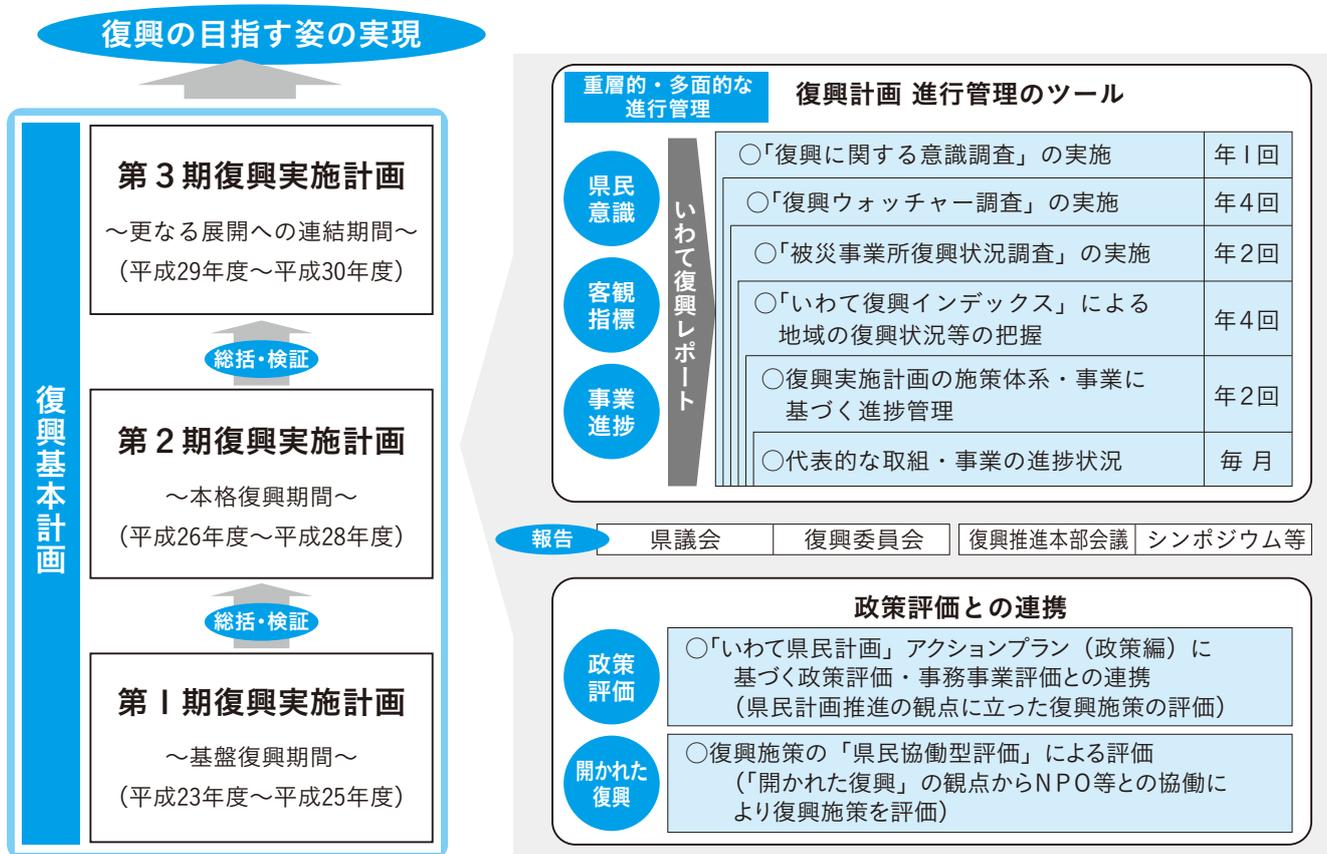
施状況調査のほか、④第三者の視点による評価も加えて、進行管理を行うこととした。これらの進行管理は平成23年度から取り組んでおり、これまで継続的に実施している。

復興に関する意識や地域の変化に関する認識の調査

被災者一人ひとりに寄り添う「人間本位の復興」の観点から、被災者の復興に関する認識やニーズの変化等を調査するため、県民5000人を対象に行う「復興に関する意識調査」を実施するとともに、各地域に復興への動きへの評価を継続的に捉えるため、沿岸12市町村の150人を対象に、各地域の復興の進捗の評価にかかるパネル調査(復興ウォッチャー調査)を実施した。

なお、発災以降、被災地においては、大学やマスコミといった様々な団体等からの調査が行われていたことから、調査対

●復興計画の進行管理のイメージ(平成24年度時点)



象者の負担を軽減するため、県が実施する調査では調査項目を厳選して可能な限り少なくするとともに、できるだけ選択式で回答できるような工夫をした。

被災地の復興状況を把握するための 客観指標の調査

従前、県の政策分野ごとに客観指標を選択し、政策の成果を図る指標としていたところであるが、復興計画が被災地域の社会・経済活動全般に係る計画であることから、人口、有効求職者数等14の指標を選択し、復興状況を図る目安の一つとした。なお、これらの指標については、全国の景気動向などといった他の指標の影響を強く受けるものであり、直接、その変化を復興の成果として捉えるのは困難な面もあった。

事業別の実施状況調査

行政の復興事業がどの程度進捗しているかを定期的に明らかにするため、各事業の実施状況（着手率・完了率等）を定期的に取りまとめ、公表することとした。

被災者に寄り添った事業見通しの公表

復興の取組のうち、まちづくりや災害公営住宅の整備などの県民生活に身近な社会資本の復旧・復興事業については、被災者の今後の生活設計や持ち家再建に資するよう、国に先駆けて平成24(2012)年度から「社会資本の復旧・復興ロードマップ」を作成し、市町村別に事業箇所ごとの進捗状況や今後の見通しについて、随時見直しを行いながら定期的に情報発信を行った。

県民協働型評価による復興施策の評価

復興に係る個別の分野の進捗状況を県民の目線で評価するため、NPO等民間の方々の提案を募った県民協働型評価を行い、復興事業の見直しに反映させることとした。

教訓・提言

被災者一人ひとりの状況の把握が重要

本県では、「人間本位の復興」という観点から、客観的な指標や県の事業の進捗状況のみならず、一人ひとりの県民意識に着目した、被災者の状況、復興に関する意識等を把握するための調査が重要であると考え、継続的に実施してきたものである。

県民意識に関する調査を実施することで、客観的な指標や事業の進捗状況では把握できないような、県民が復興の進捗をどの程度実感しているか等について把握することができたところである。例えば、事業の進捗状況のみに着目すると復興計画に掲げた目標値をおおむね達成していても、復興ウォッチャー調査などの県民意識に関する調査では復興の実感の改善が停滞している、という時期も過去にはあり、被

災者一人ひとりに寄り添った復興を進めるためには、県民が十分な復興の実感を得られているかを把握することが必要であると考え。

アウトカム指標の設定も今後検討を

事業別の実施状況調査については、アウトプット（事業実施量）指標が中心となるものであるが、それぞれの事業が当初の目的にどの程度資することができたか評価し、その後の事業展開に反映させることが重要であり、事業実施調査のアウトプット指標と、復興状況を示す客観指標との間に立つような、事業ごとのアウトカム（成果）指標の設定も今後検討していく必要があると考える。

4 復興局の設置

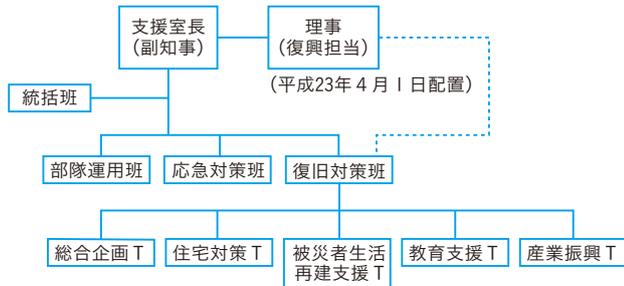
取組事例

災害対策本部から復興本部への再編

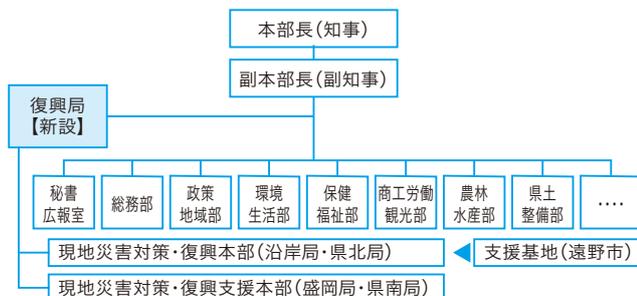
東日本大震災津波発災後、災害対策本部において災害対応を行っていたが、災害の大きさ等に鑑み、初期の段階から応急対策等に加え復旧対策についても並行して検討を進める必要があることから、3月25日、災害対策本部支援室の中に復旧対策班を設置し、住宅対策、生活再建支援、教育支援、産業振興支援等を含む復興に向けた計画の企画調整を担わせることとした。

4月25日には、復興を担う全庁体制として復興本部を設置し、知事部局各部局のほか、医療局、企業局、教育委員会事務局、警察本部を復興本部の部と位置づけ、復興本部の指揮の下、復興を県全体で一体的・横断的に推進する体制を構築した。

● 災害対策本部支援室の体制 (平成23(2011)年3月25日以降、抜粋)



● 復興本部の体制(平成23年4月25日時点)



※復興局には、災害対策本部支援室の復旧対策班の「総合企画T」や「被災者生活再建支援T」の業務を移行。

復興専担組織である復興局の設置

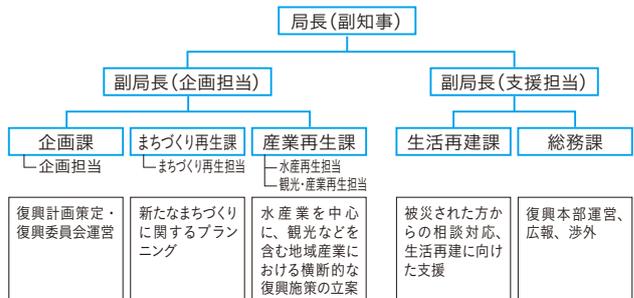
この体制の下、新設された復興局は、復興本部の下部組織として、「復興計画策定と推進」及び「被災者の生活再建」のミッションの下、復興本部各部の施策を総合的に調整するとともに、部局横断的な課題(被災者の生活再建や産業の復興等)を担うこととされた。復興局の当初の設置根拠は要綱であったが、6月10日には部局等設置条例の改正により条例に基づく部局として位置付けた。

復興局の体制は、副知事を局長とし、41人の専任職員が配置された。これは、県全体の事業を見直すことにより得た人材を復興局に集中的に配置したものであり、このマンパワーを活用して、全庁的な復興施策の総合調整・進行管理を担った。

部局横断的な課題への一元的な対応

防災・都市計画・コミュニティ、主産業・観光・商工業、応急仮設住宅運営・住宅再建・生活再建など、各部にまたがる横断的な課題を一元的に管理し、迅速・効果的な対応を行うため、復興局内にまちづくり再生課、産業再生課、生活再建課を設置し、各部局間の調整等を担わせ、個別課題への対応漏れを防ぐとともに、分野ごとの復興施策の進捗管理を担った。

● 復興局の体制(平成23年4月25日時点)



復興局の新設

(上野善晴 岩手県県政顧問(発災当時の副知事、初代復興局長))

復興局を新設することには、異論もあった。

第一に、そもそも、新しい組織を県の中に作ることを考えるというのは邪道で、既存の組織でなんとか対応できないかをまず考えるべき。知事をヘッドとした復興本部がある以上、これを活用して、併任をかけて対応すれば十分。人員に限りのある岩手県においてはなおさら。

第二に、宮城県、福島県という、他の主な被災県においても、企画部門などの既存の組織で対応する方針と言われており、新たな組織を作る考えはない模様。これらの県よりも所帯の小さい岩手県において、新たな組織を作るというのは非効率。そんな組織論に血道を上げる暇があったら、既存の組織で日々地道な活動をすべき。

第三に、そのようなトップダウンの発想で理想的な組織を作っても、県の各部署が本当にその真意を理解して、各々極めて多忙な中で、かけがえのない優秀な職員を新組織に提供してくれるだろうか？ また、優秀な職員がそろったとして、彼らが出向元や各々の専門部署よりも復興局の主張、つまり、県全体の最優先の課題を常に優先して考え行動してくれるだろうか？

私は、一点目や二点目の懸念は、気にならなかった。

一点目は、平常時の常道を気楽に述べたものに過ぎず、当時は平常時ではなく、抜本的な復興素案が待たなして求められているのだから当てはまらない。他方で復興本部のような全員参加の組織が、機動性を求められる参謀機能を兼ね得るはずがない。

二点目は、被災他県のやり方は参考にすべきものの、同じでなければならないわけではない。むしろ、千年に一度と言われる震災の復興に向けた、息の長い、しかも腰を据えた取組でなければならないはずで、きちんとした専任のオフィスを置いて、各部署経由で被災地のニーズを統一的に吸い上げ、その方針を速やかに定め、対外的にまとめて交渉することのほうが効率的だと主張は十分成り立つ。これまでのままの組織でひたすら地道に活動すれば良いというものではない。

これに対して、三点目の懸念だけは、払拭できないでいた。過去に私自身が身を置いたことのある大きな組織の中での経験だが、聡明なトップと優秀な局長の下で、少数精鋭の者で構成されたと言われ鳴り物入りで作られた事務局が、ほとんど何の成果も上げられず僅かな期間で消滅したという事例を、当時の事務局長から、私自身が聞かされ、新組織の立ち上げの難しさを痛感したことがあるからだ。ただ、本件については、懸念は残るが、ここは岩手県の各部署の幹部と職員の良心を信じて、最良と思える案に賭けてみる他はないと考えた。

蓋をあけてみれば、私の懸念は杞憂に過ぎなかった。集まった職員は皆極めて優秀だし、復興に向けた思いも強く、各部署も協力的で、その関係もおおむね良好だった。

ただ、この構想には、私からみれば一点だけ誤算があった。当初、私は、復興や防災の専門家を局長に充てるべきだし、そうでなければ、この組織は機能しないと考えていた。私は、局長のサポートに徹するつもりだった。ところが、人員の配置について十分な準備の余裕もない中で、素人の私自身が局長に就任せざるを得なかった。誠心誠意、より良い復興の実現に向け努めたものの、私自身の復興の責任者としての力不足を痛感する毎日が始まった。

教訓・提言

事業実施部門との意思疎通の維持

復興局は、復興本部の各部署間の調整及び横断的な業務への対応等を主な任務とする組織であり、復興局職員一人ひとりが各部署との強いパイプを持つとともに、全庁的な視点を持って調整することが求められる。復興計画の策定時・集中的な取組期間等において、この体制は機能したものと考えられる。

しかし、復興の段階を経、各部署での通常業務の割合も増えてくると、人事異動により職員が代わっていくことなどにより、各部署とのパイプが維持されず、調整に手間取る場合もあった。復興局と各部署との持続的な連携が重要であり、今後、災害対応に関する部局横断的組織の設置にあたっては、一部の職員について各部署推薦方式による人事配置を行うなど新たな仕組みの検討も必要である。

市町村・現地対策本部機関との情報共有

発災後すぐに、沿岸13市町村で構成する復興期成同盟会が結成され、この期成同盟会を通して被災地の様々な課題等の情報共有が継続的に行われているところである。また、各復興局に現地対策本部が設置され、本庁と現地の情報共有が行われているところである。しかしながら、震災当初においては、被災市町村はいずれも災害対応に追われ、県復興局との連絡調整や市町村間の調整にもマンパワーを割きにくい状態にもあったので、例えば、復興局の職員を市町村の協議体に派遣し、市町村との情報共有・連絡調整を担わせる仕組みをあらかじめ用意しておく等の検討も必要である。

5 復興財源

取組事例

復興交付金等の国費による力強い財政措置

東日本大震災津波の被災地域は、地域経済が弱く自主財源の乏しい地域であり、県・市町村のみならず、漁協などの各種団体や地場企業も経営的な体力が脆弱であることから、災害廃棄物や、漁船・漁業施設の復旧、グループ補助など国費による事業の推進が必要であった。

このため、被災市町村とともに、国に対して国庫補助率の引き上げや補助対象の拡大、採択基準の弾力化等、国の力強い支援措置の創設について、復興のステージに応じた、従来の枠組みを超えた財源措置の充実と地方負担分も含む復興財源の確保を強く要請してきた。

こうした要請を踏まえ、国においては、復旧・復興に係る経費に対し、復興交付金や復興基金制度、震災復興特別交付税の創設など、復興の推進のための支援制度を整備する等、復興事業のほぼ全額が国費対象とされた。なお、平成28(2016)年度以降については、一部地方負担が導入されている。

〈関連する主な県の取組〉

●第5節 6 国への提言・要望等 (P228)

地域の実情に応じた取組を進めるための復興基金

本県における復興基金は、国の財政措置(特別交付税)、クウェートからの支援金及び寄附金等を原資とし、約728億円が積み立てられ、このうち約425億円を市町村に交付し、残り約303億円を県が活用してきた。

県では、復興基金を活用し、被災地域の実情に応じ、「暮らし」の再建や「なりわい」の再生等に弾力的かつきめ細かに対応できるよう、例えば、住宅等の再建に係る費用の一部助成、中小企業の被災資産の復旧、国民健康保険・後期高齢者医療制度における一部負担金免除に要する経費など、既存の制度では対応が難しいものに係る支援を行ってきた。

なお、本県では平成30(2018)年度までの基金活用実績のうち、60%超を住宅再建に係る事業に充当した。これは、国費による住宅再建支援制度が十分でなく、県が独自に追加支援せざるを得なかったものであり、復興基金は本来、各種制度の狭間にある多様なニーズへのきめ細やかな対応に充てるべきものと考えられる。

●東日本大震災津波からの復興事業における自治体負担の水準と他の災害との比較

事業(例)		東日本(集中復興期間)	東日本(復興・創生期間)	阪神・淡路、中越 等
災害復旧	公共土木関係 (上水道、廃棄物処理施設など)	補助率8/10~9/10(嵩上げ) + 地方負担全額を震災特交(負担ゼロ)		補助率8/10+一部自治体負担 (100%起債、元利償還金の95%を交付税措置)
復興交付金事業(基幹) (※1、2)		通常補助率 + 自治体負担分1/2を補助 (嵩上げ)	通常補助率 + 自治体負担分1/2を補助(嵩上げ) + 地方負担全額を震災特交(負担ゼロ)	一部補助率嵩上げ(激甚対象等) + 一部自治体負担 (区画整理の例:90%起債、元利償還金の80%を交付税措置)
復興交付金事業 (効果促進)		地方負担全額を震災特交 (負担ゼロ)	補助率8/10 + 一部自治体負担分 (地方負担の95%を震災特交)	通常補助率+一部自治体負担 (社総交効果促進の例:90%起債、元利償還金の20%を交付税措置) ※一般事業と同等の扱い
その他補助	社総交事業【復興枠】 (※2)	通常補助率 + 地方負担全額を震災特交 (負担ゼロ)	通常補助率 + 一部自治体負担分 (地方負担の95%を震災特交)	通常補助率+一部自治体負担 (道路の例:90%起債、元利償還金の20%を交付税措置) ※一般事業と同等の扱い
	市町村仮庁舎等	補助率2/3+地方負担全額を震災特交(負担ゼロ)		補助の対象外
	介護老人保健施設	補助率1/2+地方負担全額を震災特交(負担ゼロ)		
	被災者生活再建支援金	補助率4/5+地方負担全額を震災特交(負担ゼロ)		制度なし
復興道路 復興支援道路		直轄負担金全額を震災特交で措置(負担ゼロ)	(復興道路) 直轄負担金全額を震災特交で措置(負担ゼロ) (復興支援道路) 直轄負担金の一部を自治体負担 (地方負担の95%を震災特交)	

(※1)5省40事業を一括化。基幹事業に関連し自由度の高い効果促進事業を実施。
 (※2)阪神・淡路の際は、復興交付金、社総交制度は存在していないため、同種の補助事業の取扱いを記載。
 [出典]平成28年度以降の復興事業にかかる自治体負担の対象事業及び水準について(平成27年6月3日復興庁公表)

●震災復興特別交付税について

東日本大震災津波の復旧・復興事業に係る被災団体の財政負担を解消するとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないよう、通常収支の交付税とは別枠で確保されているものであり、事業実施状況に合わせて決定・配分される。

【主な算定項目】

- 直轄・補助事業に係る地方負担額
- 地方単独事業(単独災害復旧事業、中長期職員派遣、除染等)
- 地方税等の減収分(地方税法の特例措置による地方税の減収額、条例による地方税等の減免額)

●復興基金の積立状況(平成30年度末現在)

① 国からの「取崩し型復興基金」創設のための特別交付税	約420億円
② クウェートからの支援金	約84億円
③ 寄附金	約6億円
④ 国からの追加措置(被災地における安定的な生活基盤(住まい)の形成に資するもの)	約215億円
⑤ 基金運用益	約3億円
⑥ 積立額(①～⑤の合計)	約728億円
⑦ 市町村への交付金	約425億円
⑧ 県活用可能額(⑥－⑦)	約303億円

●復興基金の活用実績(平成30年度末現在)

平成23～30年度活用実績	約251億円	
うち、住宅再建に係る事業への活用実績額	約159億円	約63.3%

教訓・提言

自由度の高い財政支援制度

被災地の自治体がその裁量で用途を決められる財源として復興基金が措置され、被災地の実情に応じたきめ細かな取組の推進に大いに役立ったが、一方で、その多くは被災者の住宅再建支援に向けざるを得ない状況であった。また、復興交付金基金は、一括して措置され被災地の公共事業等の貴重な財源として活用されてきたところであるが、その活用範囲は5省庁40事業及びその関連事業のうち復興庁にあらかじめ承認されたものに限定されている。

個々の被災地の実情に応じた柔軟な事業を適時に展開するには、被災地自体の裁量がある程度認められた財源措置の拡大が必要であり、例えば、復興交付金基金制度分を復興基金制度に組み入れ、活用できない事業を明確に定めた上、被災地自体の判断に

任せ、事業終了後、その説明責任を負わせる等の仕組みの検討も必要と考える。

予算措置の安定性

各被災地においては、一日も早い安全安心な住宅再建を目指して防災集団移転促進事業を計画し協議を行っていた。この結果、地域の地形等の条件により、住宅1戸当たりの土地整備費用が大きくなることもあったが、計画承認、予算措置を受け整備を進めていたところ、国では、後から新たな基準を設け、決定済みの交付額を減額したため、事業の変更を余儀なくされたものがあつた。災害からの復興事業にあつては、一日も早い生活の再建が最も求められるものであり、このような事態が生じないようにするルール化が必要と考える。

〈関連する主な県の取組〉

- 第4節 2 復興道路の重点整備 (P188)
- 第4節 4 用地取得迅速化のための制度創設に向けた取組 (P192)
- 第4節 9 漁船等の共同利用システムの構築 (P202)
- 第4節 10 二重債務解消に向けた支援 (P204)
- 第4節 14 復興推進計画の策定による復興特区制度の活用 (P212)

6 国への提言・要望等

取組事例

被災県から直接提言等を行う場の設置

東日本大震災津波からの復興に当たり、国では、復興施策を調査審議する「東日本大震災復興構想会議」(平成23(2011)年4月設置)や「復興推進委員会」(平成24(2012)年2月設置)において、被災3県の知事を委員として国の復興指針の検討段階から参画できるようにした。

本県では、発災早々の復興構想会議において、国直轄による復興道路等の緊急整備や復興特区制度の創設等について提言し、これらは、国の「東日本大震災からの復興の基本方針」に盛り込まれ、事業化や制度化が図られた。国においてこうした被災地の意見を早期に取り入れ、有識者を交え、復興の施策を決定していく場を設置したことは、その後の被災地に寄り添った復興の推進に大きく寄与したものと考える。

現地における被災自治体からの意見要望の場の設置

また、復興庁設置と同時に盛岡市に岩手復興局が置かれたが、同局において復興大臣等が県や被災市町村から直接意見要望を聞く場が数次にわたり設けられた。この場を通じ、被災地共通の課題はもとより、各市町村個別の課題についても、幅広く丁寧に説明する時間を得たことは、その後の要望事項等の実現にも資したものと考えられる。

外部との連携による国への提言・要望の実施

本県では、相続手続が行われていないなど、取得が困難な土地を多く抱える被災地の実情と、その対応について、課題認識を一にする岩手弁護士会や被災市町村との協働のもと、新たな立法措置が必要なことを国に提言し続けることにより、用地取得手続の迅速化のための改正復興特区法や、所有者不明土地に係る収用手続きの円滑化のための所有者不明土地特別措置法が成立した。このような案件の国への提言等に当たっては自治体のみならず、関係者との協働が有効である。

数次にわたる国への状況説明、提言・要望の実施

発災以降、同年7月までの4か月余の間に、内閣総理大臣・各大臣等に対して、主なもので延べ42回、211項目について提言・要望等を行っている。

その過半は、現地視察等の際に並行して行われたものであるが、現地の状況説明の後、被災地において何を必要としているのか、文章で明確に伝えることによる効果が大きかったと考えられるので、災害視察等の際には必ず提言・要望事項を取りまとめ伝えることが重要と考える。

国による復興に向けた体制、制度、財源等の整備

被災地の一日も早い復興のためには、復興財源の確保、復興の円滑かつ迅速な推進のための規制緩和や手続の簡素化、復興事業を担う技術者や専門家などの人材の確保が重要であることから、本県では国に対し、国費による充実した支援と地方負担分も含む復興財源の確保、既存の枠組みを超える強力な復旧、復興対策の速やかな構築と実施、被災地復興のための人的支援とその強化について要望してきた。その結果、国において、復興財源の措置や、復興関連法案の成立、復興庁の設置など、復興に向けた体制、制度、財源等が整えられてきた。

国との情報共有

本県では、国との密な連携を図るため、本県の復興に関する事項の調査・審議のため各分野の有識者で構成する「岩手県東日本大震災津波復興委員会」や、県が実施する復旧・復興施策の総合調整のため知事・副知事及び部局長等で構成する「岩手県東日本大震災津波復興推進本部会議」に、岩手復興局長が出席するなど、相互に情報を共有することとしている。

●東日本大震災復興構想会議における本県からの提案事項

1. 復興道路の早期整備

- 第3回東日本大震災復興構想会議(平成23年4月30日)提案
- 第6回東日本大震災復興構想会議(平成23年5月21日)提案
- 第10回東日本大震災復興構想会議(平成23年6月18日)提案

2. まちづくり

- 第4回東日本大震災復興構想会議(平成23年5月10日)提案

3. 水産業再生～漁業協同組合を核とした「共同利用システム」等の構築～

- 第4回東日本大震災復興構想会議(平成23年5月10日)提案
- 第7回東日本大震災復興構想会議(平成23年5月29日)提案

4. 二重債務解消～復興支援ファンドの創設～

- 第4回東日本大震災復興構想会議(平成23年5月10日)提案
- 第6回東日本大震災復興構想会議(平成23年5月21日)提案
- 第7回東日本大震災復興構想会議(平成23年5月29日)提案

5. 岩手復興特区～岩手復興特区を構成する9つの特区～

- 第8回東日本大震災復興構想会議(平成23年6月4日)提案
- 第9回東日本大震災復興構想会議(平成23年6月11日)提案

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| I)再生可能エネルギー導入促進特区 | VI)まちづくり特区 |
| II)保健・医療・福祉サービス提供体制特区 | VII)教育振興特区 |
| III)企業・個人再生(二重債務対策)特区 | VIII)TOHOKU国際科学技術研究特区 |
| IV)いわての森林(もり)の再生・活用特区 | IX)岩手・三陸交通ネットワーク特区 |
| V)漁業再生特区 | |



3月12日、平野達男内閣府防災担当副大臣(当時)に対し、東日本大震災津波による被災に係る支援を要望(県庁)
【出典:いわて震災津波アーカイブ/提供者:岩手県】

教訓・提言

国と県が連携して市町村の復興の取組を支援することが重要

復興を進める中で、基礎的自治体である市町村の復興の取組を支援するため、直接被災地の意見や声が政策に反映され実現されるよう、国、県がしっかりと連携する必要があることから、国と県、双方において、それぞれの復興施策を調査審議する有識者会議等に相互に参画できる仕組みを設けることが重要である。

要望を受ける場の設置

大規模な災害の場合、各被災地において共通する課題、個別の課題等の数多くの課題が存在する。十分な時間を確保した、被災市町村等が集まった国等に提言・要望する場の設置は、国にとっても課題の整理や意見交換等が行いやすく、被災市町村等についても他の自治体の対応例等の貴重な情報を得られる機会であり、復旧・復興のステージの変化に応じて、適宜開催されるべきものとする。また、大臣・首長の場だけではなく、実務者同士の会議も開催できれば、さらに国・県・市町村間の情報共有が図られるものとする。

7 市町村との連携

取組事例

県内内陸市町村からの職員派遣の調整

被災市町村では職員、庁舎、行政データ等が大きな被害を受け行政機能が著しく低下した中で、発災直後の避難所運営、仮設住宅の建設、被災証明書の発行、ライフラインの確保など応急・復旧業務に多くのマンパワーが必要であり、保健師や土木技術職など専門職種が不足していた。

県や近隣市町村等などが緊急的な対応として職員を派遣していたが、被災直後から昼夜を問わず業務に当たっている被災市町村職員の状況や派遣元自治体の負担等を踏まえ、できる限り早期に、継続的に応援職員を派遣するスキームを構築することが必要であった。

国においても総務省が全国的なスキームを構築しつつあったが、県では、これに先駆けて、3月15日には県内内陸市町村の各市町村長に参集いただき、沿岸市町村への職員派遣等、沿岸地域と内陸地域が一体となった取組を要請するなど、内陸市町村、県市長会及び県町村会の協力を得ながら県内市町村からの派遣スキームを立ち上げた。4月18日からの陸前高田市派遣を皮切りに、被災市町村の受入体制や業務状況に応じて派遣調整を行った。

岩手県沿岸市町村復興期成同盟会との連携

沿岸市町村が被災者及び被災地域への支援や沿岸地域の再生について、課題を共有しながら一体となって国・県・関係団体への働きかけを行うことを目的として、平成23(2011)年4月6日、沿岸13市町村により岩手県沿岸市町村復興期成同盟会が設立された。県は、同盟会の場で沿岸市町村と復旧・復興に関する諸課題を共有するとともに、共同で国への要望を実施してきた。

〈関連する主な県の取組〉

- 第1節 8 被災市町村の行政機能の回復支援 (P58)
- 第1節 12 避難所運営の支援 (P78)
- 第2節 24 被災市町村への職員派遣 (P148)
- 第5節 8 他県応援職員などによるマンパワーの確保 (P232)

県と市町村との役割分担による取組

災害対応や復旧・復興を進める上では、多くの取組の中で、県と市町村による連携が、効果的な事業の執行につながる事となる。応急仮設住宅を例に挙げると、応急仮設住宅の建設は県事業であるが、用地については地元の状況を知り尽くしている市町村が進める方が迅速に確保することが可能であり、用地交渉も含め用地確保については市町村の全面的な協力体制を構築することができた。特に民有地の確保については、市町村の絶大な調整能力が発揮された。

災害対応業務の標準化・共有化を進めた

本県では、甚大な被害を受けた沿岸各市町村に対して、県の業務の広域性・専門性を生かして、市町村が共通して取り組まなければならない災害対応業務を支援するとともに、次の災害に備えて、市町村や県が県内の広域的な団体等と連携して取り組まなければならない多岐にわたる業務について、標準化や共有化を進めることとした。

例を挙げると、県では、市町村の避難所運営マニュアルを策定する際の「参考モデル」を作成して業務の標準化を行ったほか、災害時における障がい者への対応方法や管理栄養士等による栄養・食生活支援業務のマニュアルを作成して、平常時からの準備も含めた業務の共有化を図った。

県では、こうした災害対応業務の標準化や共有化の取組を積み重ねながら、県・市町村等の災害対応能力の向上を図り、次の災害への備えを着実に進めている。

● 県と市町村との役割分担の例(応急仮設住宅の建設)

項目	役割分担		備考
	県	市町村	
建設用地の選定・確保	△	○	原則として市町村が用地を選定確保し、県は協力した。
供与戸数の決定	○	△	県において、市町村の希望戸数も踏まえ、全体の必要戸数を設定。
建設工事	○	(○)	県がプレハブ建築協会等に着工を要請し、工事を管理(一部工事においては、市町が独自に建設工事を実施)。
入居事務		○	県が示した入居基準に基づき、市町村が募集、入居決定、契約、鍵渡しを実施。
維持管理		○	県からの委託契約に基づき、市町村が維持管理。 ただし、住宅の不具合等の問い合わせ対応については、県が建築住宅センターに業務委託。

※「東日本大震災津波対応の活動記録～岩手県における被災者の住宅確保等のための5か月間の取組み～」(岩手県県土整備部建築住宅課)から抜粋。

● 災害対応業務標準化・共有化の例

<p>【「避難所運営マニュアル作成モデル」の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時系列的な構成 (初動期、展開期、安定期、撤収期) ・ 活動班ごとに業務を記載 (総務班、避難者管理班、情報班 等) ・ 配慮すべき点を整理 (男女共同参画の視点 等) ・ 必要となる参考資料や参考様式を掲載

教訓・提言

■ 県と市町村との適切な役割分担が有効

県が実施する事業の中にも、基礎的自治体であり地域の事情に詳しい市町村の協力を得た方が、事業の迅速化・効率化を図ることができるものがあり、ひいては被災市町村の速やかな復旧・復興に資するものであることから、県と市町村で適切な役割分担を図っていくことが必要である。

■ 広域自治体の広域性・専門性を生かした積極的な支援が重要

広域自治体は、市町村が抱える災害応急対策上の共通課題等に対応するため、広域自治体としての業務の広域性・専門性を生かし、次の災害に備えた市町村の災害対応業務のひな型の作成等に積極的に取り組む必要がある。県(広域自治体)が市町村(基礎自治体)の災害業務の標準を示すこと(標準化)や、県が広域性・専門性を生かしつつ市町村の災害業務を補完・共有すること(共有化)は、災害発生時において迅速な被災者支援・応急対策に資するとともに、災害に備えた県・市町村全体の災害対応能力の向上に効果的であり、事前の備えとして有効である。

8 他県応援職員などによるマンパワーの確保

〈関連する主な県の取組〉

●第5節 7 市町村との連携 (P230)

取組事例

〈応急期〉※平成23(2011)年度

発災当初の職員の受入れ調整

発災直後の平成23年度においては、延べ39,750人日の派遣応援をいただいた。

当初、他県応援職員の受入れ窓口に関して、人事を所管する総務部と、全国知事会業務を所管する政策地域部とで庁内調整が不足したため、一時作業が混乱した。

そうした中、平成23年度にあつては、他県応援職員のうち、派遣期間が長期に及ぶものの受入れは、土木職などの技術職が先行して進められ、他県との受入れ調整や職員派遣協定の締結手続きは、農林水産部と県土整備部が中心となって行われた。

平成24年度からは、応援職員の受入れ窓口を人事課に一本化し、他県との職員派遣協定の締結などの関連事務も、一括して人事課において処理することとなった。

〈復旧期〉※平成24(2012)・25(2013)年度

応援職員の受入れに係る一元的な調整

平成24年度からは、人事課が中心となって知事部局全体のマンパワー需要を集約し、全国知事会のスキームを活用して、派遣要請と受入調整の事務を進めた。

当初、全国からの応諾数が要請数に届かなかったことに加え、応諾があったものに関しても、人数、職種、所属、派遣期間などの面でミスマッチが生じることも多く、派遣団体と受入所属との間の調整作業で多忙を極めた。

県独自のマンパワーの確保

全国自治体への派遣要請と併せ、本県としても独自にマンパワーの確保に取り組んだ。

一時的な行政需要に対応するため「一般任期付職員」を本県として初めて採用することとし、平成24年度以降、土木職を中心に延べ399人の任期付職員を採用した。また、採用した職員の任期を延長し、その一部については任期の定めのない職員として採用するなど、継続的なマンパワーの確保に努めたほか、再任用職員については、これまでの短時間からフルタイム任用を原則として、その確保に取り組んだ。

このほか、民間企業の職員の受入れや、復興事業におけるUR都市機構によるCM方式の導入といった外部委託の推進など、外部の力も積極的に活用した。

応援職員に対するケアの取組

平成24年4月には、初めて全庁的な他県応援職員激励式を実施し、赴任した職員に対し、知事自ら激励を行った。一方、他県の職員を受け入れるに当たり、住居や移動手段の確保など、受入れに伴って生ずる様々な準備作業や調整業務に忙殺されることとなった。

適切な定数管理

多くの他県応援職員を受け入れるに当たり、職員定数条例の改正も必要となった。発災直後でマンパワー需要の見通しが立ちにくい中、概ね440人程度の定数需要を見込み、平成24年度と平成25年度の二度にわたり上限の見直しを行った。

被災市町村への県任期付職員の派遣

沿岸部の被災市町村における人員不足を補うため、県が被災市町村の採用事務を代行し、県が採用した任期付職員を、平成25年以降、10市町村に延べ221人派遣してきた。

このように大量の任期付職員の採用に伴い、職員の任用手続きやサービス管理、メンタル面のケアなどの業務も増加し、非常勤職員を新たに任用し対応した。

〈復興期〉※平成26(2014)年度～

継続的に職員を確保するための取組

全国知事会などを介した派遣スキームが定着するとともに、庁内においても調整の手続きが確立してきたことにより、応援職員の受入れ事務が軌道に乗ってきた一方で、長期に及ぶ復興事業に対応した、継続的なマンパワーの確保が課題となってきた。

このため、派遣自治体の人事担当者に復興の状況を知っていただく復興現場見学会の開催や、県幹部職員による派遣自治体への継続派遣の要請活動など、被災地域の現状や継続的なマンパワーの必要性を訴える取組を積極的に行ってきた。

こうした取組に加え、県独自のマンパワーの確保をより強

力に進めるため、東京都をはじめ、総務省や復興庁の協力のもと、宮城県、福島県とともに、東京都において被災3県合同の任期付職員採用説明会を開催してきた。

応援職員に対するケアの充実

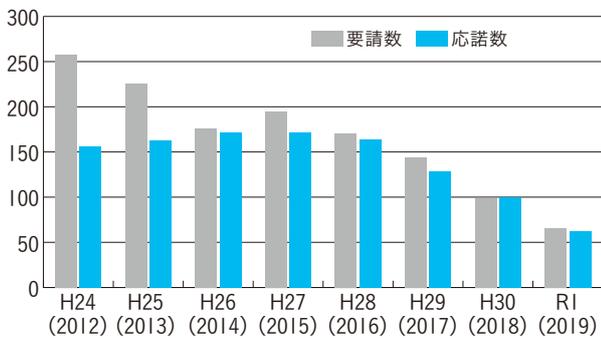
慣れない地域で暮らす応援職員を支える取組も行ってきた。定期的に県内の応援職員を対象とした研修会を開催し、ストレスの対処方法などに関する講義を行うとともに、応援職員同士の情報交換や交流を促進してきたほか、慣れない雪道での運転による事故を防ぐための冬季安全運転講習の

開催や、職員が地元で復興の状況を報告する場合の旅費の支援を行ってきた。

また、県政番組や県広報誌、職員情報誌での応援職員の活動状況などを紹介してきたほか、平成29年度に本県で開催された全国知事会議では、派遣元の知事による激励の場を設けるなど、応援職員のモチベーションアップにも取り組んできた。

こうした職員ケアの取組に加え、全国から多くの職員が本県の業務に従事するというこれまでにない状況を生かし、平成24年度から、他県職員からみた本県の良い点や課題などをアンケート調査し、その結果を本県における仕事の質の向上につなげる取組も行ってきた。

派遣要請数と応諾数(平成24年度以降)



職別の応諾数

職種	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
事務	47	54	58	62	64	49	43	26
土木	63	56	58	57	56	45	39	26
農業土木	15	19	18	17	13	10	0	0
建築	8	10	12	13	7	5	4	1
林学	6	10	9	9	10	7	6	3
水産	3	2	5	3	2	1	1	1
その他(電気・機械等)	14	12	12	11	12	12	7	5
計	156	163	172	172	164	129	100	62

教訓・提言

円滑な自治体間の水平連携の必要性

大規模な災害が発生した場合、被災自治体が個別に派遣要請を行う形では、必要な職員確保が難しく、特に、漁港や港湾、橋梁分野など全国的に職員数が少ない分野の人員確保は難しい。

今回の震災では、全国知事会が中心となって全国の自治体が被災3県に職員を派遣する大規模な水平補完を行い、本県においても、応援職員が様々な分野で活躍し、復興を進める大きな力となった。また、この水平補完の経験が生かされ、その後総務省において「被災市区町村応援職員確保システム」の運用も始まっている。

しかし、このように災害初期の対応について制度化が進捗しつつある一方で、中長期の課題への対応は十分ではない。

職員派遣制度が災害応急対策から復旧・復興の

段階に至るまで有効に機能するよう、国と地方の事前協議による職員派遣ルールの設定や、復旧・復興期に不足が見込まれる技術職員等を確保・育成する体制の整備など、必要な職員を迅速かつ確実に確保できる仕組みの構築が必要である。

受援計画の策定の必要性

東日本大震災津波では、発災当初、応援職員の受入れにあたり様々な課題が生じたが、それらの経験や反省も踏まえ、本県でも発災直後に人的支援を含む各種応援を受け入れるスキームをまとめた「岩手県災害時受援応援計画」を平成26年度に策定した。

近年、各地で大規模な災害が発生する中、全国の都道府県においても同様の受援計画の策定を進め、迅速かつ円滑な災害対応を可能とする仕組みづくりが必要である。

9 ボランティア

取組事例

災害ボランティアセンターの設置

岩手県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)及び25の市町村社会福祉協議会(以下「市町村社協」)において、災害ボランティアセンターを設置し、県内外からの個人・団体のボランティアを受け入れ、支援活動に当たった。

県では、全国から物資提供やボランティア活動への参加等の支援の情報が寄せられたことから、市町村、市町村社会福祉協議会等あて情報提供するなど、ボランティア受け入れに係る連絡調整に対応した。

ボランティア受入体制の整備

発災直後、停電で電話やインターネットも不通になり、県社協と市町村社協間の連絡がとれず、個人携帯等で沿岸市町村社協に情報収集を試みるも、被災の全容は確認できなかった。盛岡市内から沿岸部へ向かう道路の通行止め等により沿岸部に赴くことができず、県社協が沿岸市町村を訪

問できたのは15日であった。

市町村社協役職員の死亡や社協事業所に被災があったこと、災害ボランティアセンターの設置運営ノウハウが十分でなかったこと、余震が頻発し、ボランティアが立ち入るには極めて危険な地域が多かったこと、多くの宿泊施設が被災したこと、燃料不足や通行止めの状況があったこと等から、3月中は県外からのボランティアの受入体制が整わなかった。また、当時は行政や県社協、NPOやNGO等の専門性の高いボランティア団体との間で連携体制の構築も未整備だった。

4月以降は、東海・北陸、北海道をはじめとする県外各地の社会福祉協議会から職員派遣を受けることにより受入体制も整い、本格的に県外からのボランティアの受け入れが可能となった。4月8日からボランティアバスの運行を開始し、ゴールデンウィークを利用した県内外からの大勢のボランティアの受け入れに向け、体制の強化が図られた。

活動内容としては、発災から6月頃までは、主に避難所支援、物資の仕分け、炊出し、被災家屋の片づけ、7月からは仮設住宅への引越しの手伝い、仮設住宅のサロン活動、9月からは被災者一人ひとりに寄り添う生活支援活動、と被災地ニーズの変化とともに活動も推移していった。

● 災害ボランティア活動人数(東日本大震災津波)

発災以降、県内で社会福祉協議会のボランティアセンターを通じて活動したボランティアの人数は、令和元(2019)年12月31日まで延べ56万7千人以上となっている。

	県内集計	宮古市	大船渡市	陸前高田市	釜石市	後方:遠野市	大槌町	山田町	野田村	その他
H23.3	12,114	878	1,038	296	2,900	1,015	67	-	1,395	4,525
H23年度	334,858	19,985	27,545	96,798	36,910	56,408	51,356	25,155	11,806	8,895
H24年度	103,916	5,707	4,066	31,632	14,859	25,102	15,476	5,111	1,822	141
H25年度	37,034	1,896	1,852	2,031	11,122	11,837	4,292	2,352	1,652	
H26年度	28,814	6,642	1,012	1,785	8,414	4,598	2,784	1,840	1,739	
H27年度	19,106	3,821	762	1,464	6,279	1,896	1,758	1,753	1,373	
H28年度	13,094	2,082	477	1,254	5,021	753	1,253	1,862	392	
H29年度	7,459	1,112	366	663	2,709	480	600	1,268	261	
H30年度	6,606	659	253	514	3,097	412	519	1,068	84	
RI年度(12.31時点)	4,560	695	255	216	1,368	225	271	1,423	107	
合計	567,561	43,477	37,626	136,653	92,679	102,726	78,376	41,832	20,631	13,561



被災区域の片付け(陸前高田市)
【出典:いわて震災津波アーカイブ/提供者:遠野市社会福祉協議会】



写真洗浄作業(山田町)
【出典:いわて震災津波アーカイブ/提供者:山田町社会福祉協議会】

東日本大震災津波支援に係る座談会(H25.3.1)

東日本大震災における災害ボランティアセンターの運営経験を通して、各市町村社協の職員間で振り返りが行われました。以下、座談会のコメントより抜粋。

- ・色々な人と接する機会が多くなり、得たものも大きかったのですが、それを得ることができた背景には被害に遭われた方、たくさんの亡くなられた方がいます。そのことを忘れないように、これからも大事にしていきたいと思えます。
- ・自分の地域でもないのに、なんでこんなに熱心してくれるのだろう、ボランティアってなんだろうと考えました。人とのつながりは、この震災で得たものの一つです。
- ・平凡なことが一番の幸せです。震災のことをずっと伝えていくことが大切だと感じています。

参考:「あの日から」岩手県社会福祉協議会の記録より

被災地からボランティアへの感謝のメッセージ(宮古市)



教訓・提言

上記のとおり、災害ボランティアセンターの設置・運営主体である社会福祉協議会自体の被災などによるボランティアの受入れの遅れなど、災害ボランティアセンターの体制構築に係る脆弱性や、行政、社会福祉協議会、NPO等との間での平時からの連携不足など、ボランティア活動のコーディネートに関する問題点が挙げられた。

また、平成25(2013)年の大雨・洪水災害においても、被災市町村の行政と社会福祉協議会との連携不足、両者の曖昧な役割分担等により、現地災害ボランティアセンターに一部混乱が発生した点など、東日本大震災津波での課題と共通する点が見られた。

これらの課題を踏まえ、今後の災害に備えた取組の方向性を示し、関係機関・団体が認識を共有して、

官民協働で一層活発かつ効率的な防災ボランティア活動が展開されるよう、岩手県地域福祉支援計画〔第2期:平成26(2014)年度～平成30(2018)年度〕に基づき、平成26年3月に「岩手県防災ボランティア活動推進指針」を策定した。

平成28年台風第10号災害に際しては、市町村社協が設置する災害ボランティアセンターへの県内NPO等による運営支援が実施される等、これまでの取組の成果が見られた。

また、同災害を契機に県内NPO団体等が連携し、「いわてNPO災害支援ネットワーク」を立上げ、行政、社会福祉協議会と協働で被災者支援が進められている。

